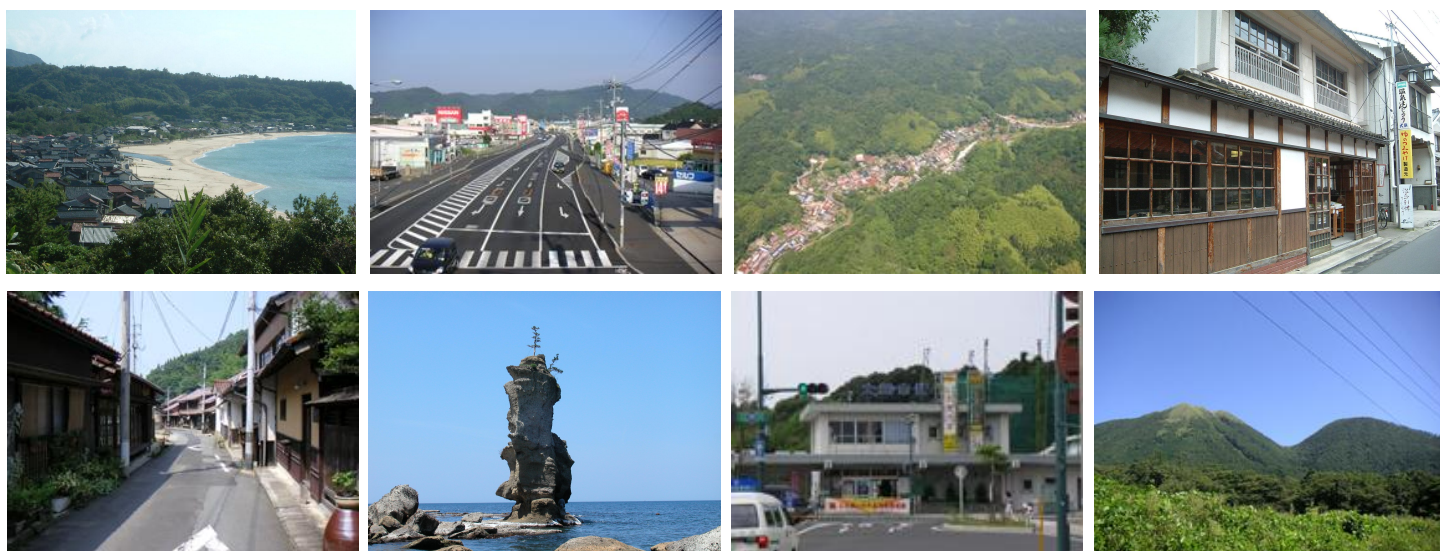


大田市都市計画マスタープラン

連携と交流による
だれもが住みよい都市づくり



大 田 市

— 目 次 —

序章 都市計画マスタープラン策定にあたって

1. 計画策定の背景.....	2
2. 都市計画に関する近年の動向.....	2
3. 計画の位置づけと対象.....	3
4. 計画の構成.....	4

第1章 全体構想

第1節 大田市を取り巻く環境

1. 大田市の概況.....	6
2. 都市の状況.....	10
3. 市民意向.....	13
4. 上位計画.....	17

第2節 大田市の特性と課題

1. 都市づくりの特性.....	19
2. 都市づくりの課題.....	22

第3節 都市計画の基本目標

1. 都市づくりの理念と目標.....	23
2. 将来都市像.....	24
3. 将来都市構造.....	25
4. 将来人口フレーム.....	27

第4節 都市整備の方針

1. 土地利用の方針.....	28
2. 道路・交通体系整備の方針.....	31
3. 公園・緑地整備の方針.....	34
4. 景観形成の方針.....	35
5. その他の施設の方針.....	37
6. 市民参加の方針.....	38

第2章 地域別構想

第1節 地域区分

1. 地域区分の考え方.....	40
2. ブロックの編成.....	40

第2節 地域別構想

1. 中央ブロック.....	41
2. 東部ブロック.....	47
3. 西部ブロック.....	53
4. 三瓶ブロック.....	59
5. 高山ブロック.....	65
6. 仁摩ブロック.....	71
7. 温泉津ブロック.....	77

第3章 都市整備プログラム

第1節 重点的に取り組むべき事項

1. 都市計画区域の拡大・再編.....84
2. 用途地域等の土地利用の見直し.....85
3. 景観計画の推進.....87

第2節 都市整備の実現方策

1. 推進プログラム.....89
2. 推進体制.....90
3. 計画・事業の見直し.....91
4. きめ細かい地域づくりのための法・制度の活用.....92

参考資料

1. 大田市都市計画マスタープラン策定経緯.....98
2. 大田市都市計画マスタープラン策定委員会.....98
3. 用語解説.....99

序 章

都市計画マスタープラン策定にあたって

序章 都市計画マスタープラン策定にあたって

1. 計画策定の背景

現行の都市計画の枠組みは、昭和 43 年の新都市計画法の施行によって確立され、その後、社会情勢の変化、国民生活における価値観やライフスタイルの多様化などに対応するため、平成 4 年に都市計画法が改正され、様々な施策・制度の追加・見直しとともに、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画マスタープランを策定すべき旨が定められました（法 18 条の 2）。

このような背景を有する都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体的な将来ビジョンと地域別の整備の方針を定め、地域からの個性あるまちづくりを進めるものです。

2. 都市計画に関する近年の動向

平成 12 年には、地域の実情に応じたメリハリのある都市計画制度の運用が可能となるよう、抜本的な法改正が行われ、良質な環境の確保のための制度の充実や開発許可制度の見直しなどの改正がなされました。また、県は全ての都市計画区域において「都市計画整備、開発及び保全の方針」の策定が義務付けられ、市町村は、「都市計画整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画マスタープランを定めるものとされています。

その後も、平成 18 年のまちづくり 3 法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）の見直しにより、大規模集客施設の立地が制限されるなど、まちづくりに関する考えや法制度は、社会情勢の変化に応じて常に変化しています。

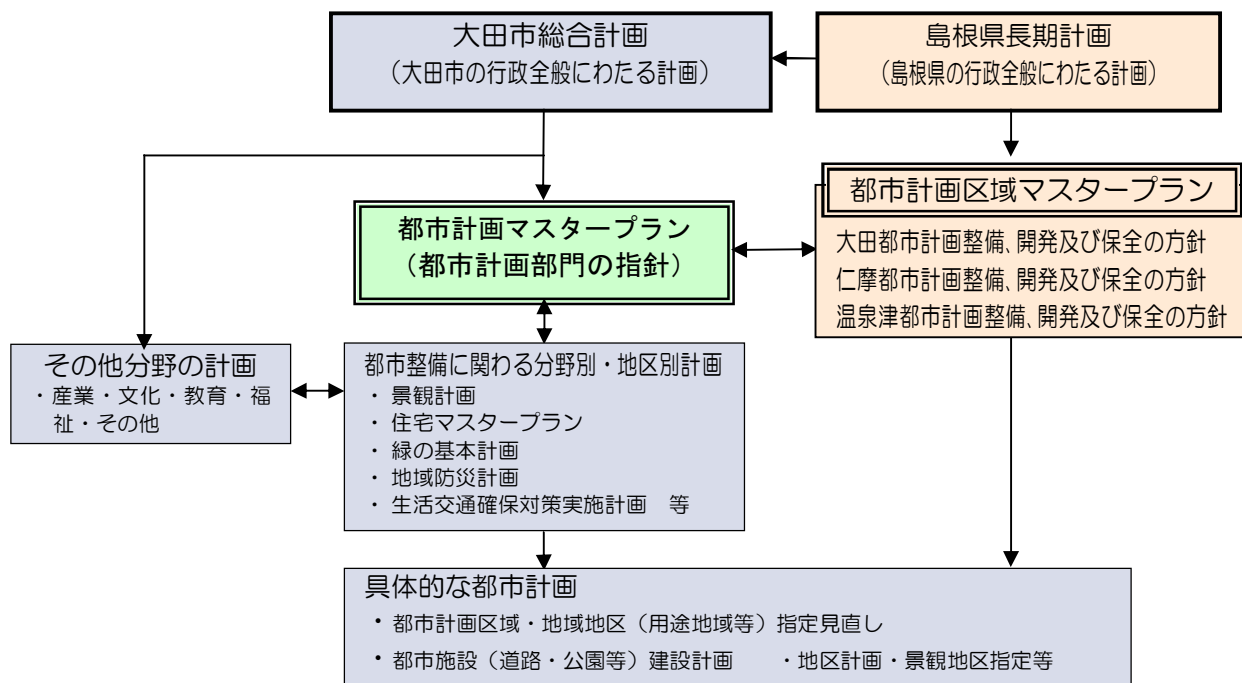
3. 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、大田市総合計画を上位計画とし、島根県が策定している都市計画区域マスタープランと整合をとりながら策定するものとします。

また、都市整備に関わる分野別の各種計画と整合をとりながら、都市計画事業やまちづくり施策を進めていくものとします。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 計画の対象

①計画の目標年次

本計画は、平成 20 年度から概ね 20 年間を対象期間とし、長期的な都市の将来像を展望して策定します。ただし、具体的な整備については、大田市総合計画との整合性を踏まえ、概ね 10 年後の平成 28 年度を目標年次とし、社会状況の変化等により必要に応じて見直していくものとします。

②計画対象区域

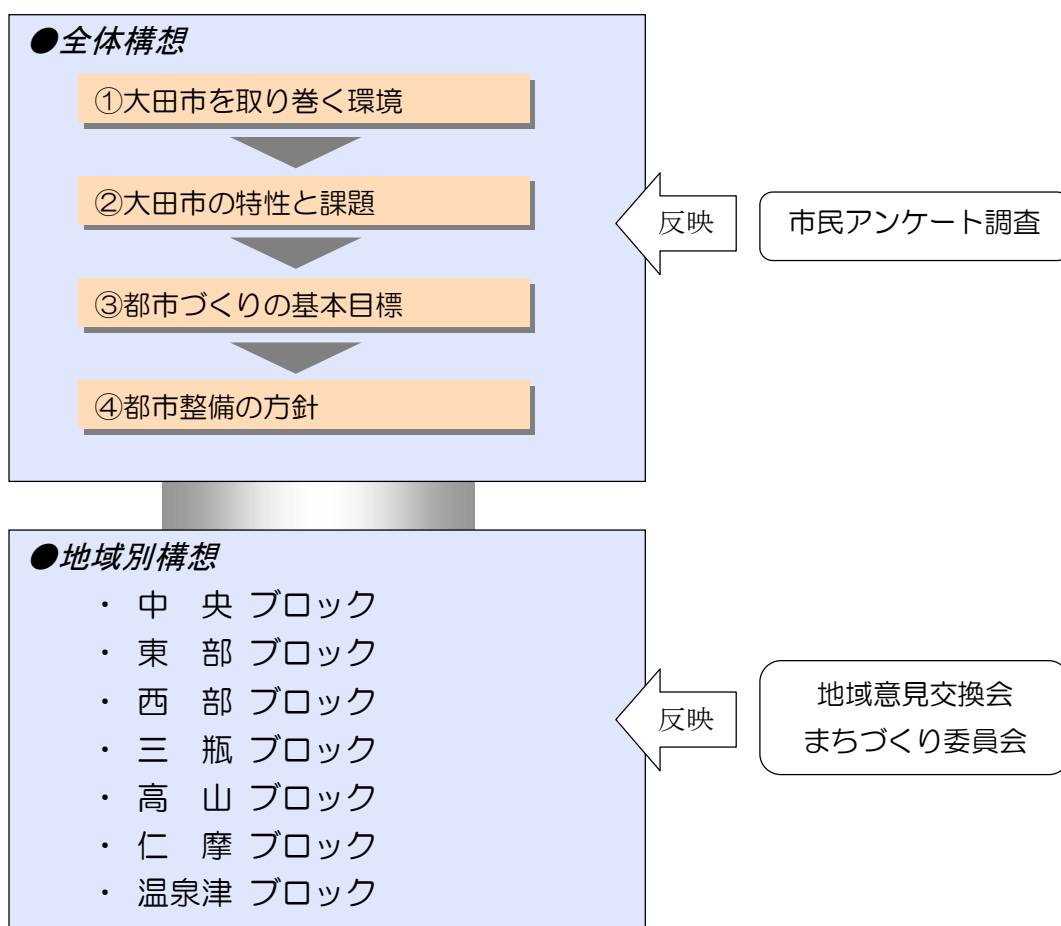
本計画は、市街地と集落の連携、周辺の自然環境との調和を図りながら、望ましい土地利用や都市整備を実現していくため、大田市全域を対象とします。

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想により構成されます。全体構想では、市全域の都市計画の特性と課題を踏まえながら、将来の都市像や分野別の都市整備方針を設定します。地域別構想では、中央・東部・西部・三瓶・高山・仁摩・温泉津の7ブロックごとの将来像と実現に向けた整備方針を設定します。

また、策定にあたっては、市民アンケート調査等を通じて、広く市民の意見を取り入れるとともに、地域別構想にあたっては、地域ごとに意見交換会を開催するとともに、まちづくり委員会と連携しながら策定することとします。

■都市計画マスタープランの策定フロー



第 1 章 全体構想

第1節 大田市を取り巻く環境

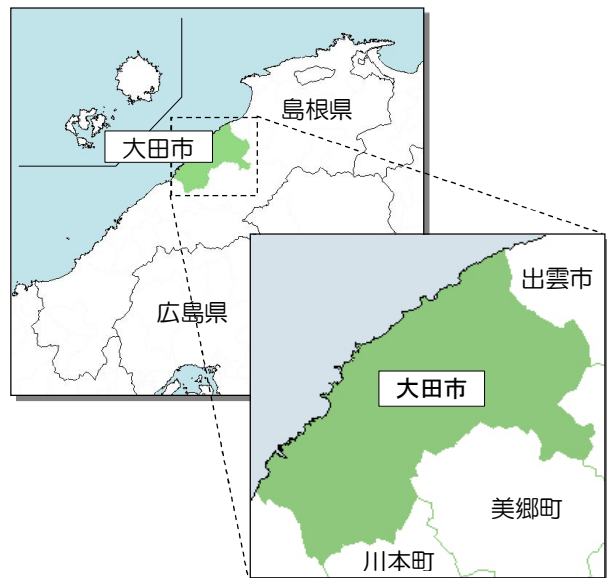
1. 大田市の概況

(1) 位置・地勢

島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町、美郷町、川本町に接し、北部は日本海に面しています。

総面積は 436.11k m²で、北東から南西に伸びる海岸線は 46 kmにおよび、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しています。南東部に標高 1,126mの三瓶山、南西に 808mの大江高山があり、これらを主峰とする連山に囲まれ山間傾斜地が多く複雑な地形を呈しています。

■大田市の位置図



(2) 自然条件

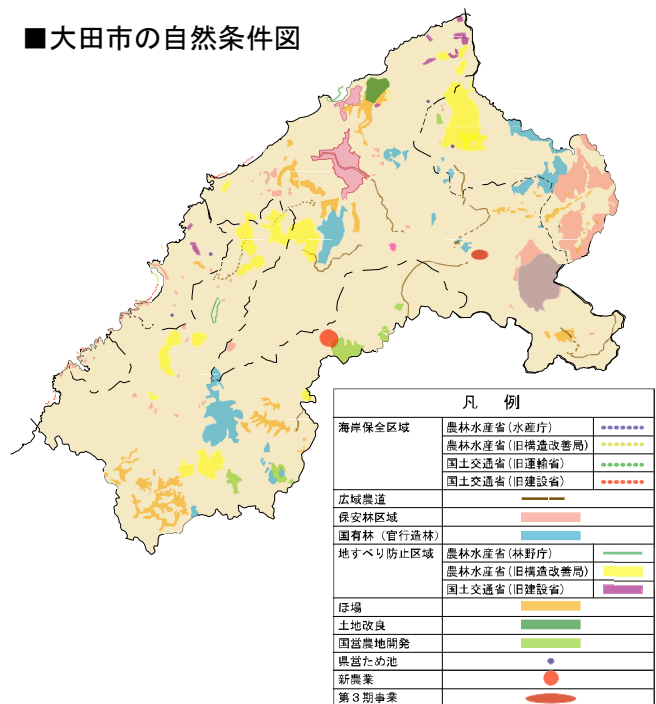
<地形>

本市は、山林が市の面積の 50%以上を占め、田畑は 10%を占めています。山林は保安林や国有林などにより、貴重な自然環境を形成しています。本地域の北部は日本海に面していますが、急峻な中国山脈が海岸に迫っているため山林原野が多く、平坦地が少ない状況です。

<気候>

気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖ですが、山間地域と平坦地域ではかなりの気温差があります。

■大田市の自然条件図



(3) 歴史的変遷

出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、さらには、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、戦国時代から江戸時代初めにかけては日本経済のみならず世界経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきました。

石見銀山は、市域中央の大森にあり、戦国時代から江戸時代にかけて日本最大の銀山と言われました。1526年、大内氏の支援によって博多の神屋寿禎が開発に成功し、その後、大内氏やその後継である毛利氏と出雲の尼子氏の間で銀山争奪戦が繰り返されました。江戸時代には幕府直轄領となり、石見銀山領が置かれ、江戸期にほぼ掘り尽し、1920年代に休山しました。

昭和28年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」「仁摩町」は、平成17年10月1日に合併し、新生「大田市」となりました。



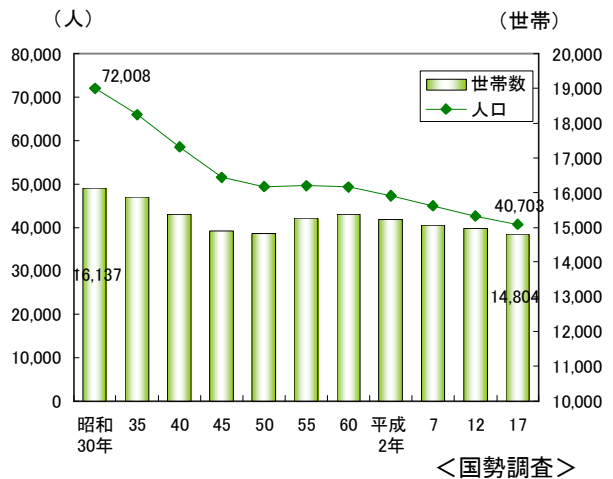
大森地区の街並み

(4) 人口・世帯

本市の人口は、平成 17 年で 40,703 人となっています。特に、近年では、大幅な自然減少、転入者数の減少が目立ち、今後も減少傾向が続くことが想定されます。

世帯数については、昭和 60 年以降、減少傾向が続いており、平成 17 年で 14,792 世帯となっています。

■大田市の人口・世帯数の推移



■大田市の人口動態

年次	自然動態			社会動態			死産	婚姻	離婚
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減			
平成13年	299	577	-278	1,375	1,247	128	8	185	58
平成14年	328	554	-226	1,221	1,332	-111	11	172	66
平成15年	299	557	-258	1,184	1,344	-160	8	172	65
平成16年	303	573	-270	1,171	1,396	-225	9	165	65
平成17年	260	638	-378	1,017	1,145	-128	3	146	62

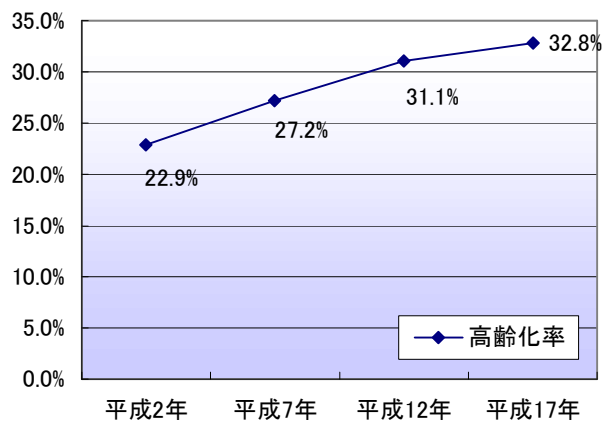
＜統計でみる大田＞

(5) 年齢別人口

高齢化が進行し、平成 17 年では高齢化率が 32.8%となっています。

平成 7 年から平成 17 年の 10 年では、女性の高齢者が大幅に増加しているとともに、少子高齢化や若年層の流出が目立ちます。

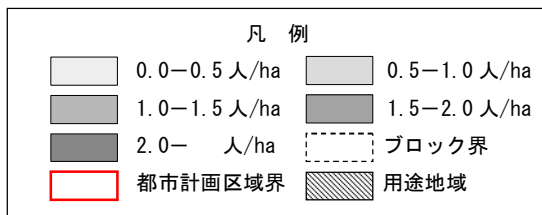
■大田市の高齢化の推移



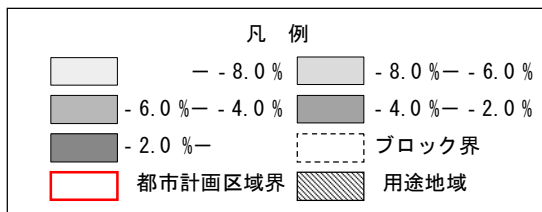
＜国勢調査＞

(6) ブロック別人口

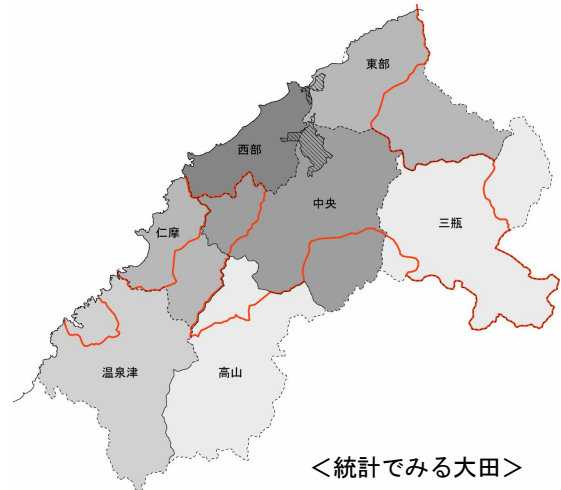
ブロック別の人口密度は、西部ブロックで2.52人/ha、中央ブロックで1.51人/haと高く、三瓶ブロック、高山ブロックでは0.5人/ha以下となっています。



ブロック別の人口は全ての地区で減少傾向にあります。特に、三瓶、高山、温泉津ブロックでは、減少の割合が大きくなっています。

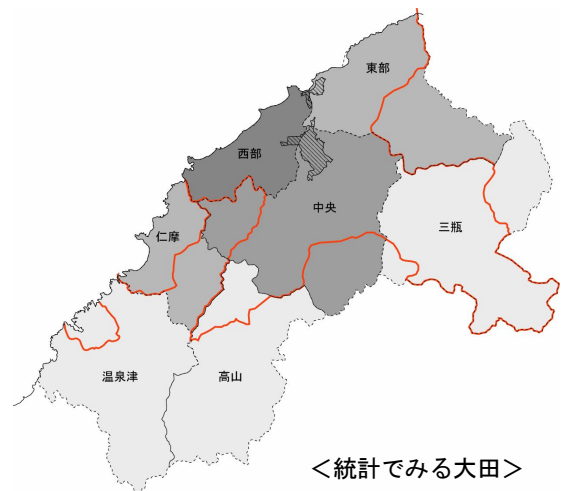


■大田市の地区別人口密度



<統計でみる大田>

■大田市の地区別人口増減率 (H12-H17)



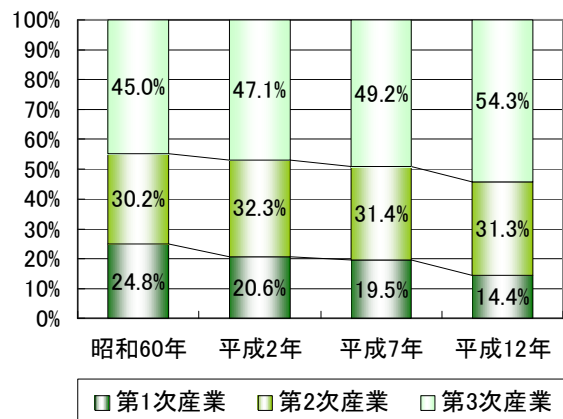
<統計でみる大田>

(7) 産業動向

就業人口は、減少傾向で推移しており、平成12年で20,893人となっています。

産業別に就業者数の推移をみると、第1次産業就業者数及び第2次産業就業者数は一貫して減少傾向にあり、第3次産業就業者数は横ばい傾向にあります。

■大田市の産業従業者数の割合



<国勢調査>

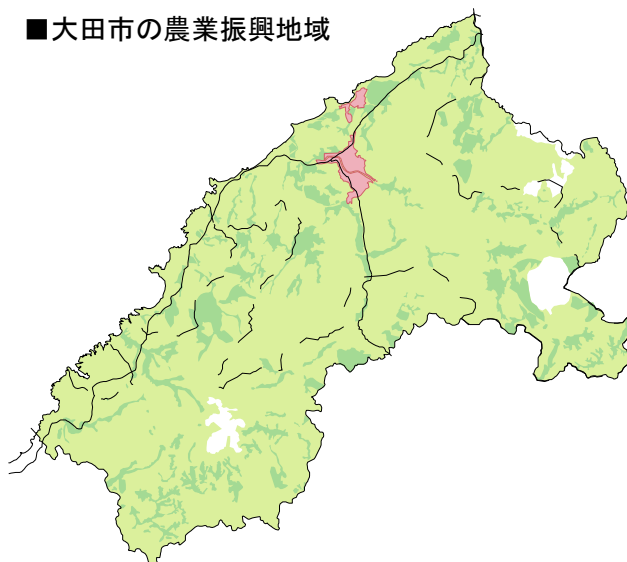
2. 都市の状況



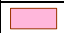

(1) 土地利用

本市には、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域を有しており、大田都市計画区域の中心部では、商業系、住宅系を中心とした用途地域が指定されています。

市街地周辺や南側に延びる国道や農道沿道、河川沿いでは、農用地区域に指定され、農地の保全が図られています。今後も貴重な自然資源として優良農地の保全と、耕作放棄地の有効活用が求められます。

■大田市の農業振興地域



凡 例			
	農業振興地域		農用地
	用途地域		都市計画区域

(2) 都市施設


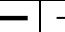
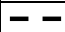
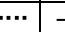
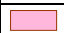
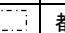
①道路・交通体系

出雲市と江津市を結ぶ国道9号と美郷町を結ぶ375号がT字型に本区域の骨格をなしており、主要地方道6路線、県道20路線が市内の各地区に放射線状に通っています。また、中央地域の用途地域内や、仁摩地域の市街地では、都市計画道路の指定がされています。

自動車専用道路として、山陰道「出雲仁摩線」「仁摩温泉津線」の整備に着手されています。

■大田市の道路網



凡 例			
	山陰道		一般国道
	主要地方道		一般県道
	用途地域		都市計画区域

②公園・緑地

市内に 11 ヶ所 (166.37ha) の都市公園があり、用途地域内を中心に街区公園が整備されています。櫛島公園や大田市民公園 (総合公園)、仁摩健康公園 (地区公園)、及び石見銀山公園 (歴史公園) は、市民や観光客の憩いの場として利用されています。

また、地域を代表する三瓶山は、国立公園三瓶山に指定されており、自然体験等で利用される観光資源、市を象徴する自然景観資源となっています。

■大田市の公園・緑地等

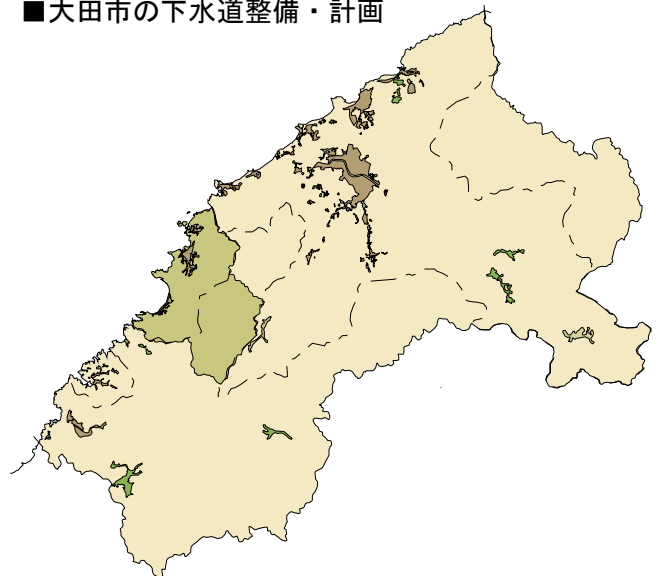


凡 例			
●	街区公園	■	総合公園・特殊公園
■	国立公園	—	河川
■	用途地域	---	都市計画区域

③下水道等

大田の中心市街地や仁摩・温泉津地域の市街地では公共下水道が整備されています。平成 17 年度末における汚水処理施設の整備率は 13.5%と全国や島根県と比較しても低い状況にあり、周辺の農村や漁村では、農業・漁業集落排水による汚水処理事業を進めています。

■大田市の下水道整備・計画

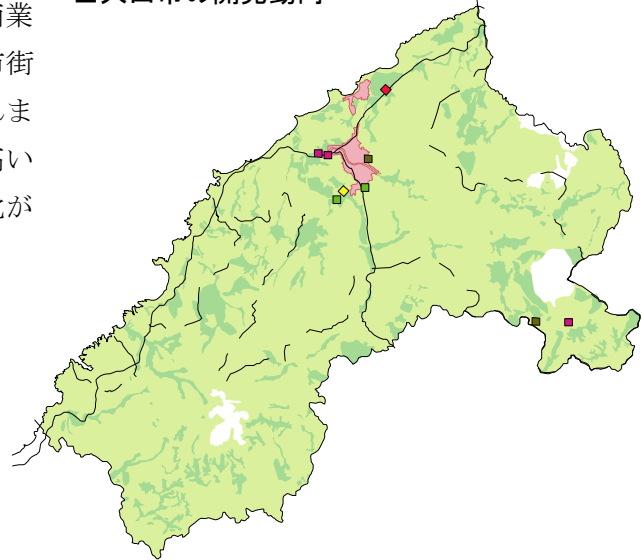


凡 例			
■	公共下水道	■	特定環境保全公共下水道
■	農業集落排水施設	■	漁業集落排水施設
■	生活排水処理施設	---	都市計画区域

(3) 開発動向

近年では、国道9号沿道における商業系の開発行為がみられるとともに、市街地周辺では住宅用の開発行為がみられます。今後も幹線道路沿線の利便性の高い地域においては、商業・住宅の郊外化が懸念されます。

■大田市の開発動向

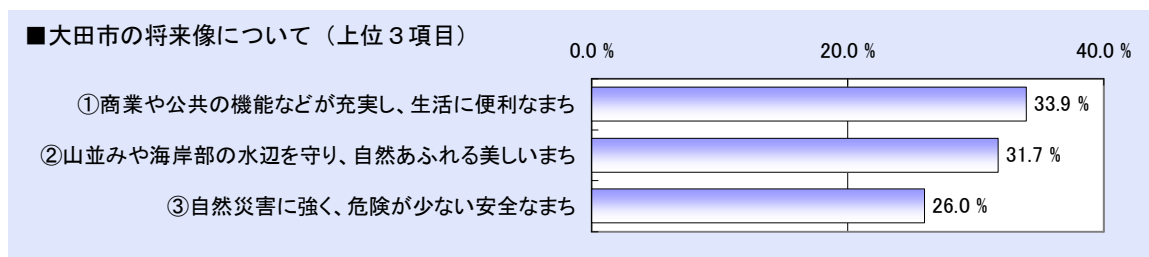


凡 例			
■	公社・公団・公営の公的住宅地造成 (H8. 4-H12. 3 に完了)		
■	開発許可による開発行為 (住宅用) (H8. 4-H12. 3 に完了)		
■	開発許可による開発行為 (商業用) (H8. 4-H12. 3 に完了)		
◆	開発許可による開発行為 (住宅用) (H13. 4-H14. 10 に完了)		
◆	開発許可による開発行為 (商業用) (H13. 4-H14. 10 に完了)		
■	用途地域	---	都市計画区域

3. 市民意向

(1) 将来像についての市民意向

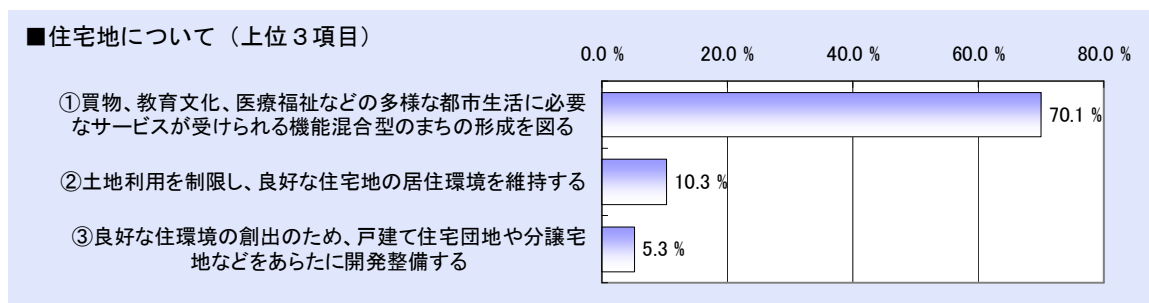
本市の将来像について、「商業や公共の機能などが充実し、生活に便利なまち」が33.9%と最も多く、特に中央ブロックと東部ブロックにおける回答が多くなっています。温泉津ブロックや仁摩ブロックでの回答は、「山並みや海岸部の水辺を守り、自然あふれる美しいまち」が多く、全体でも31.7%となっています。



(2) 土地利用についての市民意向

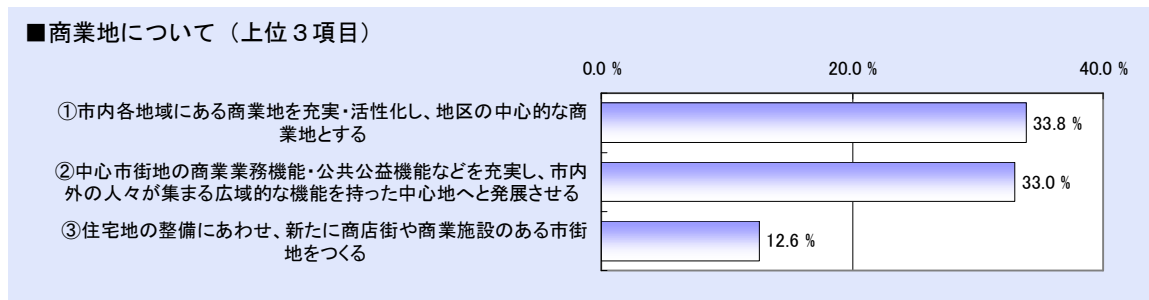
①住宅地

住宅地については、「買物、教育文化、医療福祉などの多様な都市生活に必要なサービスが受けられる機能混合型のまちの形成を図る」が70.1%と最も多くなっています。



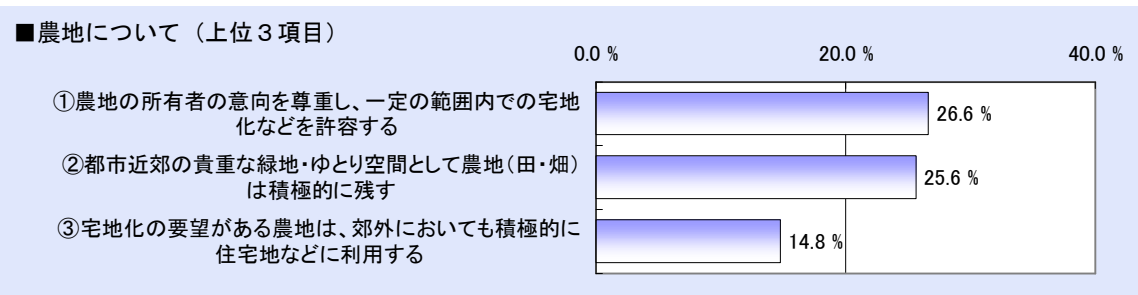
②商業地

商業地については、「市内各地域にある商業地を充実・活性化し、地区の中心的な商業地とする」が33.8%と多く、日常的な身近な商業地の充実が求められます。



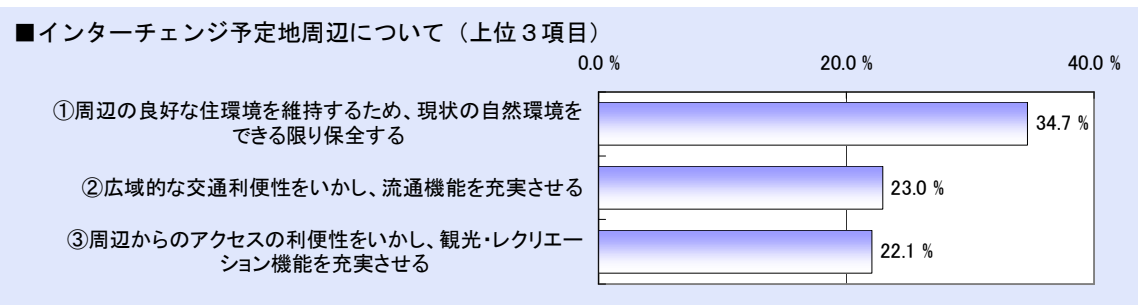
③農地

農地については、「農地の所有者の意向を尊重し、一定の範囲内での宅地化などを許容する」が26.6%、「都市近郊の貴重な緑地・ゆとり空間として農地（田・畑）は積極的に残す」が25.6%となっており、都市近郊の計画的な土地利用が求められます。



④インターチェンジ予定地周辺について

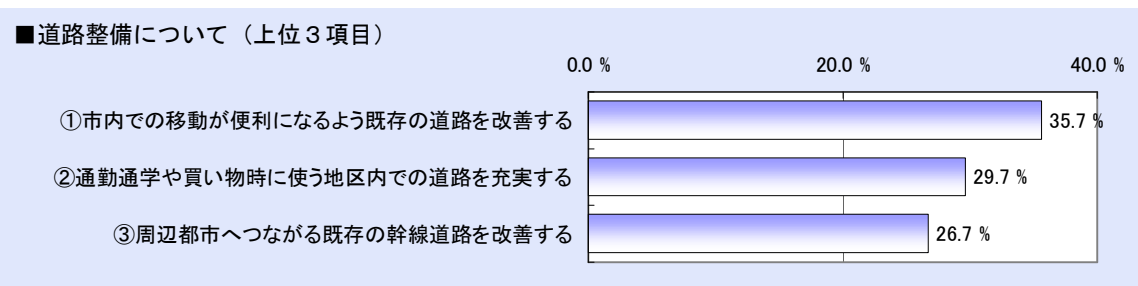
インターチェンジ周辺については、「周辺の良い住環境を維持するため、現状の自然環境をできる限り保全する」が34.7%と多く、対象となる地域においてもその意向が強い状況にあります。



（3）具体的なまちづくり方策についての市民意向

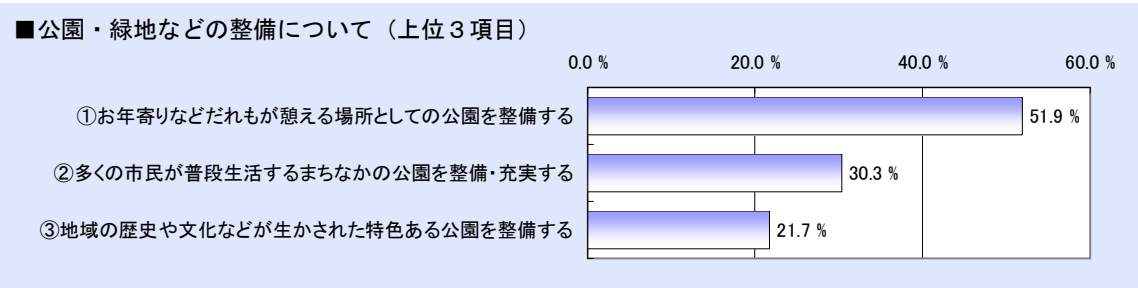
①道路整備

道路整備については、「市内での移動が便利になるよう既存の道路を改善する」が35.7%と多く、新しい道路を整備するよりも、既存の道路を改善する意向が強くなっています。



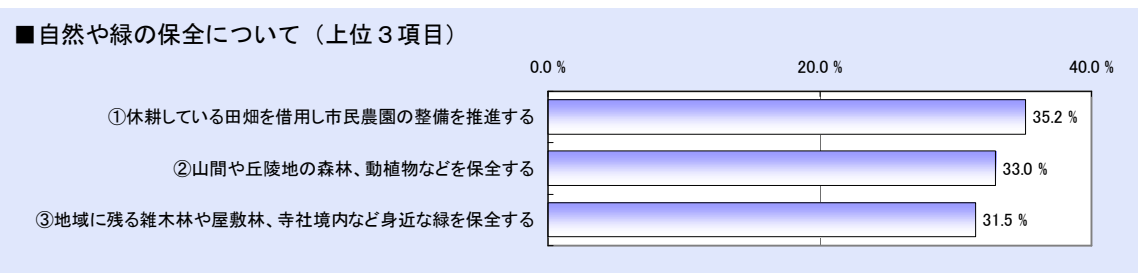
②公園・緑地などの整備

公園・緑地などの整備については、「お年寄りなどだれもが憩える場所としての公園を整備する」が51.9%と多くなっています。



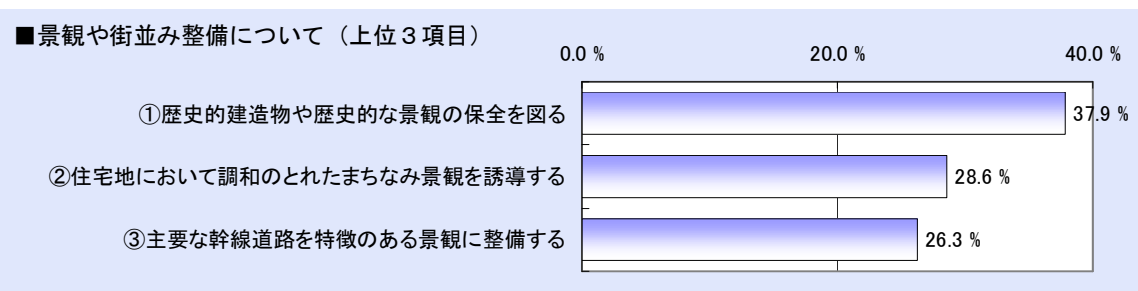
③自然や緑の保全

自然や緑の保全については、「休耕している田畑を借用し市民農園の整備を推進する」が35.2%と多く、特に三瓶・高山・温泉津ブロックで多くなっています。



④景観や街並み整備

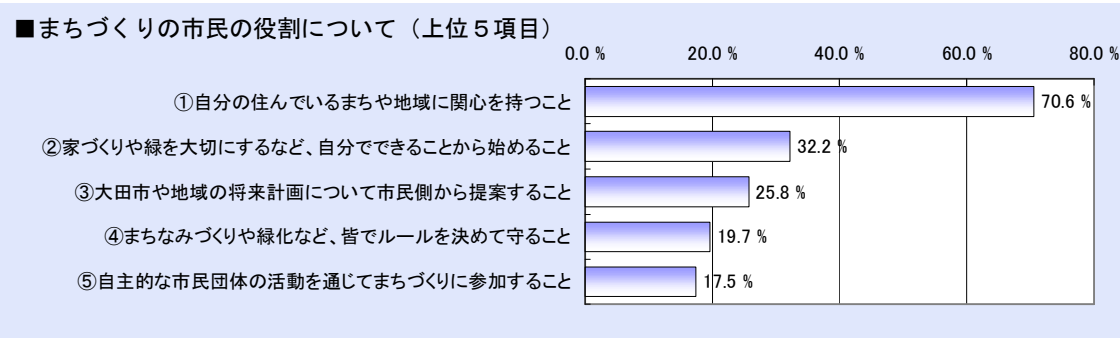
都市景観やまちなみ整備については、「歴史的建造物や歴史的な景観の保全を図る」が37.9%と多く、特に高山・温泉津ブロックで多くなっています。



(4) まちづくりへの参加、役割分担についての市民意向

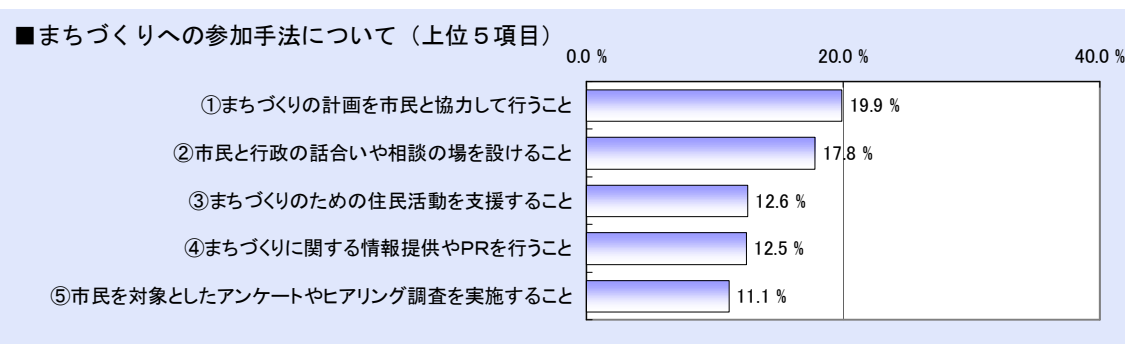
①まちづくりの市民の役割

まちづくりの市民の役割について、「自分の住んでいるまちや地域に関心を持つこと」が70.6%と多く、10歳代から30歳代の若年層では、「大田市や地域の将来計画について市民側から提案すること」の回答も多くなっています。



②まちづくりへの参加手法

まちづくりへの参加の手法については、「まちづくりの計画を市民と協力して行うこと」が19.9%、「市民と行政の話合いや相談の場を設けること」が17.8%と多く、市民と行政が協力し、直接話し合いを行いながら、まちづくりを進めていくことが求められます。



4. 上位計画

(1) 大田市総合計画

●まちづくりの基本理念と将来像

【まちづくりの基本理念】

新しいまちづくりを考える中では、地域資源を効果的に活用し、「魅力あるまち」「活力あるまち」にしなければなりません。そのためには、これらの地域資源の価値を市民一人ひとりが再評価し、ネットワーク化することにより、あらためて「大田市の魅力」を創造する必要があります。

また、新しいまちを創造するにあたり、市民と行政との協働は不可欠であり、行政の果たすべき役割の明確化と市民の主体性の掘り起こしを行い、そのための人材育成を積極的に推進し、「知恵と力」を結集することにより豊かな未来を築かなければなりません。

さらに、地域の活性化に向けては、コミュニティのブロック化を推進する中で、各ブロックの特性を生かしたまちづくりを進めます。

【大田市の将来像】

自然・歴史・ひとが光り輝くだれもが住みよい県央の中核都市

●まちづくりの戦略

新生「大田市」を創造する3つの力

● **魅力あるまちづくり**

● **活力あるまちづくり**

● **協力によるまちづくり**

- 石見銀山遺跡の保全・活用
- 歴史や自然等多彩な地域資源等のネットワーク化
- 快適な都市環境の整備
- 道路ネットワークの整備推進
- 地域間交流の促進と交流人口の拡大 など

●まちづくりの基本方針

**地域資源のネットワークによる
活発な産業づくり**

**だれもが住みよく、安心・
やすらぎを感じる生活づくり**

**県央の中核都市にふさわしい、
快適な基盤づくり**

**石見銀山をはじめとする歴史文化を
いかした創造的な人づくり**

**自然との共生や循環型社会を
目指す生活環境づくり**

参画と協働によるまちづくり

【関連施策】

1. 総合的な土地利用の促進
2. 快適な都市環境の形成
3. 人・物の交流を支える道路ネットワークの形成
4. 暮らしを支える生活交通の確保
5. 生活の質を高める情報通信網の整備・活用
6. 安全な生活の確保

1. 自然と共生したまちづくりの推進
2. 廃棄物等の処理と再資源化の促進による循環型社会の構築
3. 飲料水の安定的な確保と供給

(2) 都市計画区域マスタープラン（島根県策定）

● 大田都市計画整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整備事業や都市公園、公営住宅等による都市基盤整備 ・ コンベンション機能やレクリエーション機能の充実 ・ 中心市街地の商業活性化 ・ 自然資源を活かした観光産業の振興 ・ 県央の中心都市として、「地域の核としての機能」を形成し、都市機能の集積を図る地域としての位置づけ
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産、豊かな自然環境を活かした魅力的な都市づくり ・ 人、物、情報が行き交う都市づくり ・ 県央の中核都市として都市機能の充実した都市づくり ・ 個性と活力のある産業を創出する都市づくり ・ 田園環境と調和のとれた都市づくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

● 温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能の十分な確保、条件整備の促進 ・ 市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくり
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住みよさ実感基盤整備のまちづくり ・ 地域資源を活かした交流あふれる産業のまちづくり ・ 歴史文化を活かした生涯学習・文化のまちづくり ・ 安心・やすらぎを実感するまちづくり ・ 豊かな自然と暮らしが共生するまちづくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

● 仁摩都市計画整備、開発および保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能の十分な確保、条件整備の促進 ・ 市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくり
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で暮らしやすいまちづくり ・ 活力ある魅力的なまちづくり ・ やすらぎのあるまちづくり ・ やさしく安心して住みよいまちづくり ・ 元気で心ふれあうまちづくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

第2節 大田市の特性と課題

1. 都市づくりの特性

(1) 土地利用の特性

	特性のまとめ
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地には低層住宅地が広がり、中層住宅が点在している。 ・市街地周辺は山に囲まれ、市街地を流れる三瓶川などにより、良好な住宅地を形成している。 ・仁摩地域や温泉津地域の既成市街地は、一定の生活機能が集積しているとともに、周辺の自然環境により、快適な住宅地となっている。
商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・JR大田市駅周辺は、土地区画整理事業や地区計画指定により、計画的な市街地形成を図りつつある。 ・JR大田市駅南側は商店街や業務地があり、その背後地には住宅地が広がっているが、近年は中心市街地の空洞化がみられる。 ・国道9号沿道では、駐車場と一体となった大規模商業施設や飲食店が立地している。 ・JR久手駅周辺では地域住民の日常生活を支える商店が立地している。
工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・大田町、長久町、鳥井町のそれぞれ一部では工業専用地域としての土地利用がされている。
農地・山地	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の50%以上を山林が占め、市の南部は三瓶山や大江高山などの山が連なっている。 ・市街地周辺や南側に延びる国道や主要地方道、県道沿道は、農用地区域に指定され、農地の保全が図られている。
歴史的市街地 (歴史的町並み)	<ul style="list-style-type: none"> ・石見銀山遺跡や大森銀山の重要伝統的建造物群保存地区など、歴史資源が保存されている。 ・温泉津地域の市街地は、漁港や自然環境と一体となった歴史的な町並みが形成され、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地については、商業・教育・福祉などの多様な機能が混合する生活利便性の高い住宅地づくりが求められている。 ・商業地については、日常の利便性を重視し、地域ごとの商業活性化が求められている。 ・農地については、緑地・ゆとり空間として保全しつつも、一定の範囲内での宅地が望まれている。

(2) 分野別の特性

①道路・交通体系

	特性のまとめ
都市計画道路	・中央地域の用途地域内や、仁摩地域の市街地では、都市計画道路指定がなされており、未着手道路についての整備・見直しが求められる。
幹線道路	・自動車専用道路として、山陰道「出雲仁摩線」「仁摩温泉津線」の整備が着手されており、市内7ヶ所（朝山・久手・静間・仁摩・湯里・温泉津・福光）でインターチェンジの整備が予定されている。 ・国道9号・375号がT字型に本区域の骨格をなしており、主要地方道6路線、県道20路線が市内の各地区に放射線状に通っている。
生活道路	・中心市街地や各集落へは市道が通っており、市民の日常生活の道路として、更なる改良整備と市民の安全のための改善が求められる。
市民の意向	・新しい道路整備よりも、既存の生活道路の改善が求められている。 ・インターチェンジ予定地周辺では、良好な住環境を維持し、現状の自然環境を保全する意向が高い。 ・鉄道・バスの利便性や歩行者や自転車の安全の確保の満足度が低い。

②公園・緑地

	特性のまとめ
都市公園	・市内に11ヶ所（166.37ha）の都市公園があり、大田市民公園や仁摩健康公園、櫛島公園など市民の憩いの場として整備されている。
国立公園	・地域を代表する三瓶山は、国立公園三瓶山に指定されており、市を象徴する自然景観資源となっていることから、自然環境の保全が求められる。
その他の緑地	・物部神社や喜多八幡宮などの寺社の緑・緑地が市街地内に点在しており、歴史的な緑地として保全が求められる。
市民の意向	・誰もが憩える場所など、身近で多様なニーズに対応した公園・緑地が求められている。



三瓶山



喜多八幡宮

③自然環境・景観等

	特性のまとめ
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶山周辺は、国立公園三瓶山に指定されている。 ・琴ヶ浜・大浦・久手海岸などの日本海沿岸の各所で海岸保全区域に指定されている。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶山や日本海沿岸などの自然的景観資源が豊富であるとともに、公共施設などの都市的景観資源や観光景観資源を多く有している。 ・大森の町並みや温泉津の町並みやその周辺地域において、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を形成している。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な景観の保全や、住宅地の景観形成が求められている。 ・景観づくりに関する身近な活動への参加意向が高い。 ・地域の自慢できる資源について、日本海の海岸や三瓶山などの自然資源が多い。



日本海の景観

④その他の施設

	特性のまとめ
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・大田の中心市街地や仁摩・温泉津地域の市街地では公共下水道の整備に着手し、山間地域では、農業集落排水による整備を進めている。
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶山から流れる三瓶川や静間川は、市街地において快適な親水空間となっている。 ・周辺部の潮川や忍原川なども、地域の貴重な自然環境を形成している。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大田市街地や仁摩市街地では、図書館などの公共施設が充実しているほか、各地域・集落に公民館や集会所などの公共施設が整備されている。



三瓶川



あすてらす

2. 都市づくりの課題

都市の現況と都市計画の特性を踏まえ、今後の大田市における都市計画の視点から課題を次のように整理します。

<課題①>

島根県の県央に位置し、その位置特性を活かした魅力ある都市づくりが必要

本市は島根県の県央に位置し、市全域に市街地や集落が点在するとともに、その周辺は豊かな自然・歴史資源に恵まれています。その位置特性や地域特性を活かし、魅力ある都市づくりが求められます。

<課題②>

新しい大田市としての一体的な都市づくりが必要

現在は、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域の3つの都市計画区域を有していますが、新しい大田市としては、それらを一体的に考え、都市の形成に取り組むことが必要です。また、市内のネットワークにより地域間の連携を強化することで、総合的かつ効果的な都市づくりが求められます。

<課題③>

生活者の視点にたち、市民の快適な住まいと暮らしを創造することが必要

本市では高齢化が進行しており、市民意識調査においても、利便性と安全性が高いまちづくりが求められています。生活者の視点にたち、効果的な都市施設の整備を行うことにより、誰もが住みやすい快適な居住環境の形成が求められます。

<課題④>

都市への愛着と誇りを醸成していくことが必要

本市には、石見銀山や三瓶山などの市を代表する自然・歴史資源をはじめ、地域で継承されてきた文化や産業など、地域特有の様々な資源を有しています。貴重な地域資源を保全しながら、都市づくりに活用し、市民が愛着と誇りが持てる都市へと育てていくことが求められます。

<課題⑤>

都市づくりへの市民参加を通じて、合意形成による都市づくりが必要

本市では、「まちづくり委員会」等を通じて、市民のまちづくりに対する参加意識や協働意識が高まりつつあります。都市計画においても、市民が都市計画に参加する仕組みや体制を構築し、都市計画事業の実施にあたっては、住民合意のもとで円滑に進めていくことが求められます。

第3節 都市計画の基本目標

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの理念

本市は、平成17年10月に石見銀山遺跡をシンボルとして、1市2町の合併により新しい大田市が誕生しました。上位計画である総合計画では、『自然・歴史・人が光り輝くだれもが住みよい県央の中核都市』を将来像として、新しい大田市のまちづくりを進めています。

都市計画分野において、総合計画の将来像を実現するため、都市づくりによって『自然・歴史・ひと』の『連携・交流』を強化していき、新しい大田市としての一体的な都市形成が望まれます。また、『だれもが住みよい』まちを目指して、生活者の視点にたった安全で安心の住環境の整備や都市基盤の整備等により、総合的かつ効果的な都市環境の形成が望まれます。

(2) 都市づくりの目標

前述した都市づくりの理念を念頭におき、本市が目指す都市づくりの目標を以下のように設定します。

【都市づくりの目標】

連携と交流によるだれもが住みよい都市づくり

また、地域間の連携や広域連携、世代間の交流などにより、新しい都市を創造するための3つの将来都市像を設定します。

- 魅力・活力・一体感のある新しい都市づくり
- 安全・安心・快適で誰もが住みよい都市づくり
- 自然・歴史・文化を育み継承する都市づくり

2. 将来都市像

3つの将来都市像を実現するための、目指すべき都市づくりの方向を掲げます。

魅力・活力・一体感のある新しい都市づくり

県央都市・大田市の玄関口として、魅力あるコンパクトな中心市街地形成を図るとともに、市内各地域においては、地域資源を活用した個性ある地域づくりを行い、元気で魅力ある都市を目指します。

新しい大田市としては、都市計画区域の再編・拡大により、一体的な土地利用を推進することが求められます。また、地域間交流による効果的な都市づくりを実現するため、計画的な土地利用コントロールや自然・歴史資源の活用により地域のネットワークを構築し、連携による一体的な都市を目指します。

安全・安心・快適で誰もが住みよい都市づくり

公園や公共施設、下水道などの都市機能の充実や景観に配慮した市街地・住宅地の形成により、快適で誰もが住みやすいまちの実現が求められます。また、子どもから高齢者まで安全・安心に生活できるよう、生活者の視点から、ユニバーサルデザインによる住環境整備を図るとともに、地震や水害などの自然災害に強い地域づくりを行い、安全で快適な都市を目指します。

自然・歴史・文化を育み継承する都市づくり

石見銀山遺跡や大森、温泉津などの歴史的な町並みなどの歴史・文化資源、国立公園三瓶山や琴ヶ浜に代表される日本海沿岸などの自然景観、瓦産業などの地域の伝統産業や伝統芸能などは、地域固有の資源として保全するとともに、まちづくりに活用することが求められます。計画的な土地利用コントロールや都市環境整備にあたって自然環境への配慮などにより、地域に残る自然・歴史資源を保全・活用し、市民の誇りとして継承する都市を目指します。

3. 将来都市構造

(1) 拠点の方針 <地域の特色を活かした拠点の形成>

- ・大田市駅周辺の中心拠点では、県央に位置する大田市の中核にふさわしい魅力ある拠点とし、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、中心市街地の計画的な整備や安全・安心の住宅地整備等により、快適な居住環境の形成を図る。
- ・久手駅、仁万駅、温泉津駅周辺などの住商が近接した生活拠点では、地域の商業や福祉などの生活機能の充実により、生活利便性の向上を図る。
- ・市内に点在する集落では、周辺の自然環境や農業・漁業環境の保全・活用し、自然と共生した生活環境の形成を図る。
- ・石見銀山遺跡や国立公園三瓶山は、地域資源を保全・活用しながら観光・交流拠点としての整備を図る。

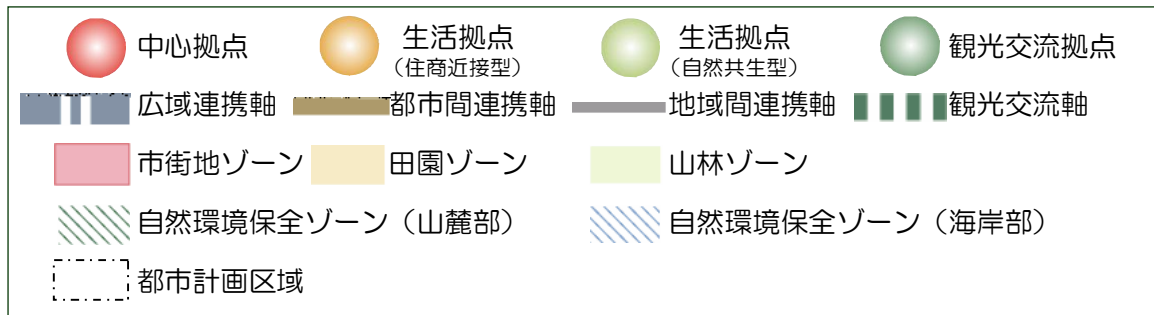
(2) 連携の方針 <一体的なまちづくりに向けた地域間連携の強化>

- ・JR 山陰本線や国道 9 号、国道 375 号は、大田市の骨格をなす重要な軸として、利便性・安全性の確保や沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。また、山陰道の整備により、有効的な広域交流の促進を図る。
- ・中心拠点や生活拠点を中心に、都市間や地域間のネットワークを強化し、一体的な都市構造の構築を図る。
- ・効果的な地域振興を促進するため、観光・交流拠点と周辺地域との一体性を確保するとともに、市街地からの交流ネットワークを構築する。

(3) ゾーンの方針 <計画的な土地利用と地域資源の保全・活用>

- ・中心拠点や生活拠点の一体的かつ計画的な土地利用を行うため、都市計画区域の再編・拡大を行う。
- ・用途地域内やその周辺は、コンパクトで計画的な市街地形成を図る。また、市街地周辺や幹線道路沿道では、無秩序な市街化を抑制する。
- ・日本海沿岸や市南部に広がる山地は、大田市の貴重な自然環境として保全し、後世に継承する。特に、琴ヶ浜などの海水浴場や三瓶山・石見銀山遺跡周辺の自然環境は、大田市を象徴する貴重な資源として重点的に保全するとともに、観光やレクリエーションの場として活用する。

■将来都市構造

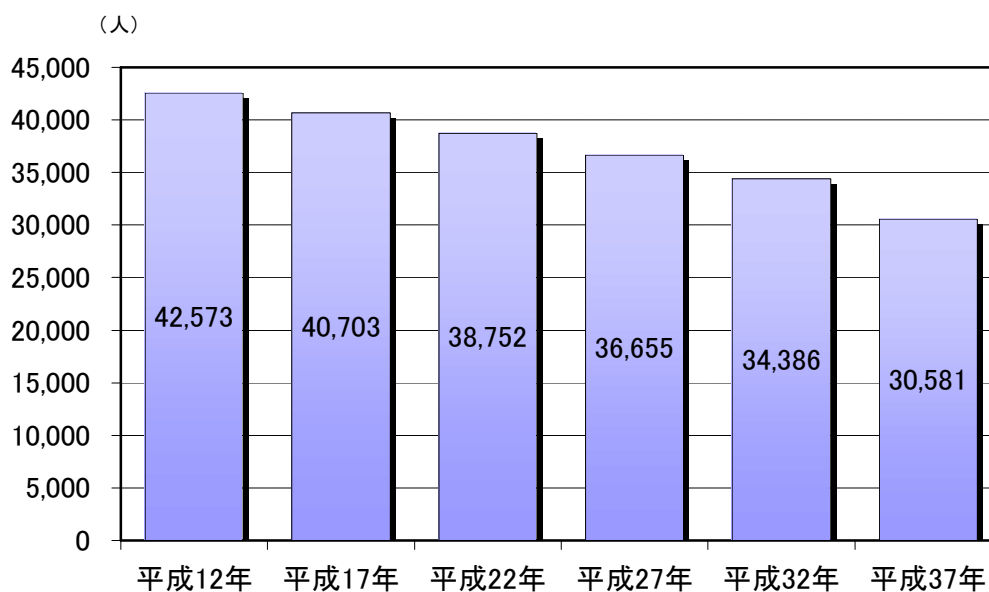


4. 将来人口フレーム

本市の人口は、平成17年の国勢調査で40,703人となっており、年々減少傾向にあります。近年の少子高齢化や若者流出等により、今後も人口減少が続くものと予想されます。将来推計人口では、都市整備の目標期間である概ね10年後の平成28年には、約36,000人まで減少することが予測されます。

全国的な人口減少社会において、人口増加を見込むことは難しく、少しでも人口減少を抑制するため、都市施設の量的な整備ではなく、市民ニーズに対応した効果的な都市整備を行っていくことが求められます。さらに、地域資源を活かした魅力ある地域づくりや市民のまちづくりへの参加を促進し、誇りと愛着を持って住み続けることができるまちづくりを行い、定住人口を確保することが求められます。

■大田市将来推計人口（参考）



※上記に示す将来推計人口は、コーホート変化率法を用いて、これまでの人口推移から今後20年間の人口動向を示した推計人口であり、目標人口ではありません。

第4節 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

(1) 商業・業務地

- ・大田市駅周辺の計画的な市街地整備を行い、大田市の顔として魅力ある市街地形成を図る。
- ・商店街などの中心商業機能の再生とともに、国道9号沿道は、計画的な土地利用の規制・誘導による商工業の振興を図る。
- ・国道9号北側の工業施設や工業団地では、周辺環境と調和のとれた工業地の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・効率的で魅力あるコンパクトな市街地形成
- ・国道9号沿道の用途地域の見直しの検討
- ・商店街などの中心商業機能の再生
- ・土地区画整理事業の見直し

(2) 住宅地

- ・中心市街地周辺部は、市街地に近接する利便性の高い住宅地として、計画的な住宅立地を促進するとともに、安全な道路環境整備や医療・福祉や教育機能との連携により、良好な住環境の形成を図る。
- ・市街地周辺の丘陵地にある住宅地については、周辺の自然環境と共生した低層住宅地の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・環境・景観に配慮した住宅・住環境づくり
- ・医療・福祉や教育機能との連携による定住条件の整備

(3) 農地

- ・市街地を取り囲む区域は優良農地が点在しており、身近な自然環境や農業生産の場として、農業環境の保全を図るとともに、農業集落の環境整備を図る。
- ・国道9号や国道375号沿道に残る優良農地は、無秩序な農地転用を防止し、集落の生活環境の改善を図る。

<取組みの方向性>

- ・優良農地の保全
- ・幹線道路沿道の計画的な土地利用コントロール
- ・都市機能の郊外化の抑制
- ・集落の環境整備

(4) 山地

- ・市南部に広がる三瓶山や大江高山などの山麓部は、放牧などの農業や林業との共存を図りながら、その豊かな自然を保全しつつ、観光や景観資源として活用する。

<取組みの方向性>

- ・三瓶山や大江高山などの山林の保全
- ・環境保全活動の推進

(5) 自然・歴史環境保全区域

- ・国立公園三瓶山の三瓶山は、特に優れた自然の風景を有しており、他法令との連携により、現在の自然環境を保全し、観光資源として活用しながら後世に継承する。
- ・大森銀山や温泉津町の重要伝統的建造物群保存地区は、周辺の自然環境とともに、大田市の貴重な観光資源として保全・活用する。

<取組みの方向性>

- ・国立公園三瓶山の保全・活用
- ・大森銀山や温泉津町の歴史的町並みの保全・活用

(6) 海岸保全区域

- ・久手地区から五十猛地区に至る海岸や仁摩地区から温泉津地区に至る海岸は、海岸保全区域として、日本海沿岸の良好な自然環境の保全を図る。

<取組みの方向性>

- ・日本海沿岸の自然環境の保全・活用

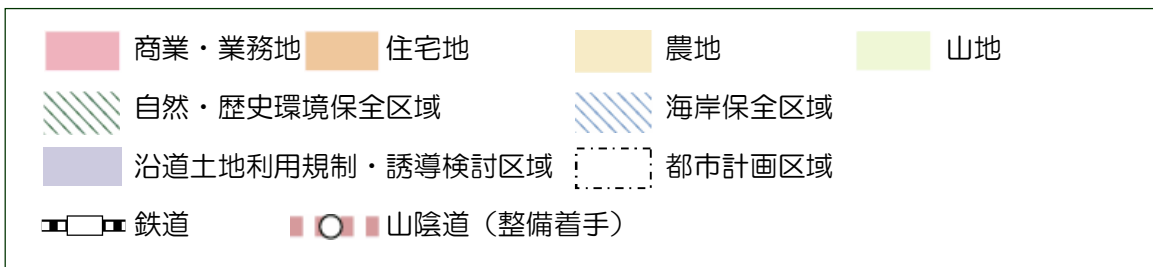
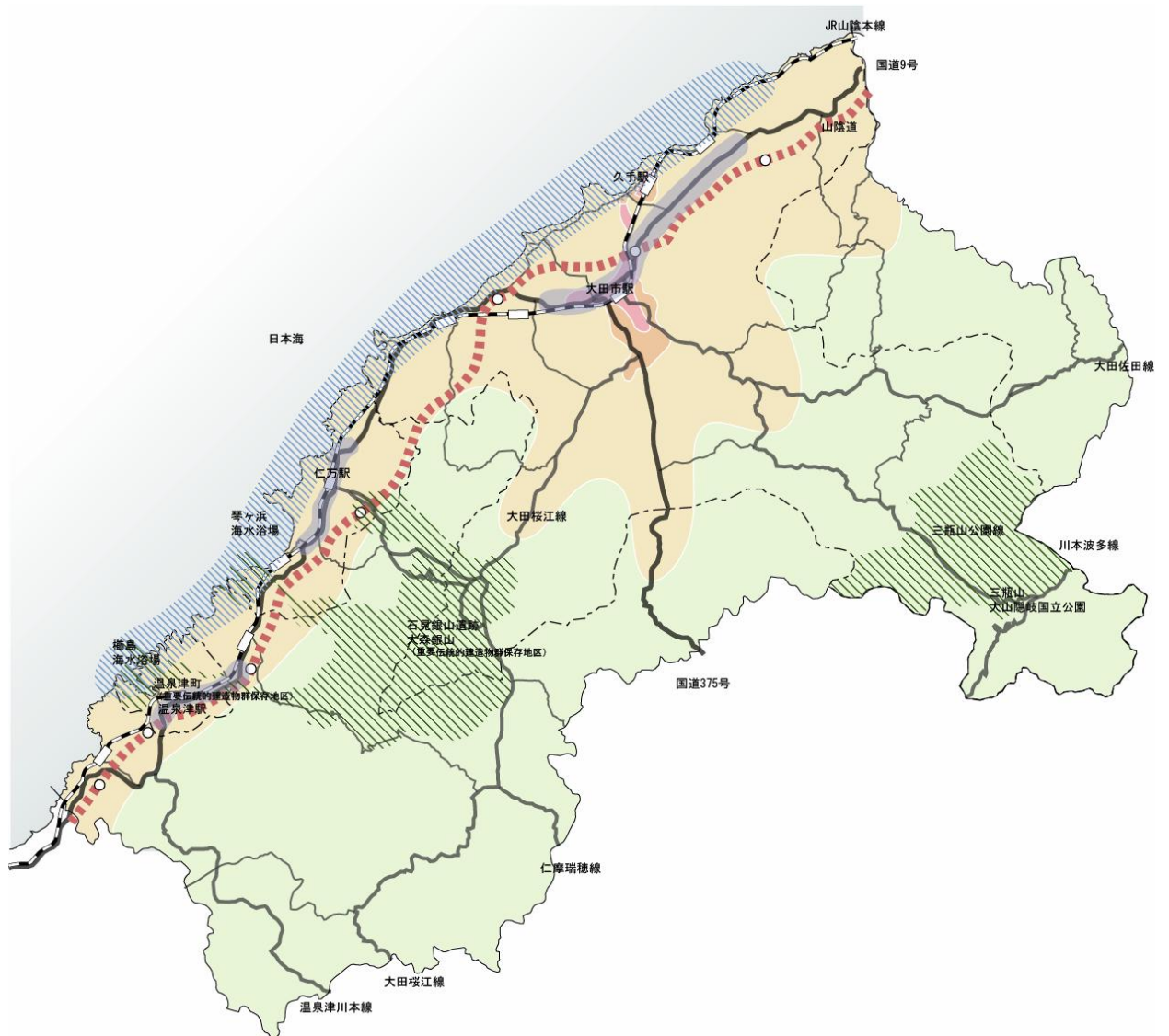
(7) 沿道土地利用規制・誘導検討区域

- ・国道 9 号沿道の有効的な商業立地やその周辺の良好な生活環境を維持するため、用途地域の見直しや特定用途制限地域指定などの土地利用コントロールを検討する。
- ・国道 9 号沿道の背後地では、沿道開発による住環境の悪化を防止し、良好な居住環境を形成する。

<取組みの方向性>

- ・国道 9 号沿道の用途地域の見直しの検討
- ・特定用途制限地域指定の検討
- ・国道 9 号沿道の背後地の良好な居住環境の形成

■土地利用の方針図



2. 道路・交通体系整備の方針

(1) 国道

- ・東西を結ぶ国道 9 号と南北を結ぶ国道 375 号は、県内の市町や他県を結ぶ重要な路線として広域な連携を強化する。
- ・さらに広域交流を促進するため、仁摩温泉津道路・多伎朝山道路・朝山大田道路の早期完成と出雲・江津間の全線の早期事業化に取り組む。

<取組みの方向性>

- ・国道の整備促進
- ・仁摩温泉津道路・多伎朝山道路・朝山大田道路の整備
- ・出雲・江津間の全線の事業化

(2) 主要地方道

- ・中心拠点や各生活拠点と隣接都市を結び、放射状に広がる幹線道路は、交流・観光による地域活性化に寄与する重要な路線として都市間の連携を強化する。

<取組みの方向性>

- ・主要地方道の整備促進
- ・主要観光地へのアクセス道路の整備促進

(3) 県道・市道等

- ・中心拠点や各生活拠点を結ぶ幹線道路は、一体的な都市形成を行うための路線として、地域間の連携を強化する。
- ・中心市街地とその周辺においては、土地区画整理事業や都市計画道路の見直しを行い、効果的かつ計画的な市街地内道路網の整備を行う。
- ・その他の生活道路においては、歩行者の安全の確保と快適な住環境の形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した人に優しい道路整備を行う。

<取組みの方向性>

- ・県道・市道の整備促進
- ・土地区画整理事業、都市計画道路の見直し
- ・未改良区間の改良整備の促進
- ・橋梁耐震化の促進
- ・快適で安全な歩行空間の確保

(4) 交通結節点

- ・ 中心拠点や生活拠点の交通結節点は、交通の混雑を避けるとともに、生活者の安全を確保する。
- ・ インターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、交通量の増加や宅地化需要の増加が予測されるため、都市計画区域の拡大や特定用途制限地域指定等の検討を行い、計画的な土地利用コントロールを行う。
- ・ 石見銀山や三瓶山などの観光地の交通結節点は、観光客が分かりやすい案内板の整備等により、観光客の迅速な誘導を行う。

<取組みの方向性>

- ・ インターチェンジ周辺の道路整備と計画的な土地利用
- ・ 都市計画区域拡大や特定用途制限地域指定等の検討
- ・ 交差点における交通安全施設の整備や右折レーンの確保

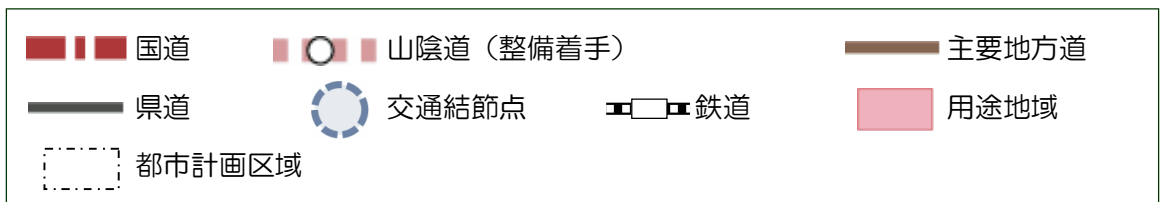
(5) 公共交通

- ・ 交通機関の円滑な乗り継ぎ強化、利便性の向上を図るため、JR 駅の機能強化や利用促進に努める。
- ・ 大田市生活交通確保対策実施計画に基づき、市民生活の利便性の確保のため、乗合いバス運行再編に併せ、デマンド型公共交通システムの導入を検討する。

<取組みの方向性>

- ・ 鉄道・バス利用の促進
- ・ デマンド型公共交通システムの導入の検討

■ 道路・交通体系整備の方針図



3. 公園・緑地整備の方針

(1) 都市公園

- ・用途地域内に点在する街区公園は、市街地の身近な都市公園として、積極的な緑化や整備・改修を行い、都市環境の向上を図る。
- ・市民の健康の維持・増進やレクリエーションの場として、大田市民公園や仁摩健康公園の整備、遊具の改修等を行う。
- ・石見銀山公園や櫛島公園は、周辺の自然環境と調和した公園の整備を図る。

<取組みの方向性>

- ・都市公園の整備
- ・都市公園内の緑化の推進
- ・遊具等老朽化した公園施設の改修

(2) その他の公園・緑地

- ・三瓶山周辺の自然公園や日本海沿岸に点在する海水浴場は、周辺の自然環境とともに保全し、レクリエーションの場として活用・維持管理する。
- ・物部神社などの市内に点在する寺社林とその周辺の緑地は、地域の歴史を象徴する市民の身近な風致緑地として保全する。

<取組みの方向性>

- ・自然環境に配慮した公園・緑地管理
- ・寺社林とその周辺の緑地の保全

(3) 水と緑のネットワーク

- ・周辺の山麓部から市街地に流れる三瓶川、銀山川、静間川などは、水と緑のネットワーク軸として、生態系や水質の保全を図るとともに、市街地においては、市民に身近な親水空間として河川環境に配慮した整備を行う。
- ・地域間や観光資源などを結ぶ道路は、周辺の自然環境の保全などの整備により、有機的な緑のネットワークの構築を図る。

<取組みの方向性>

- ・河川環境の保全と魅力ある親水空間の創出
- ・街路樹などの沿道緑化の推進
- ・市街地内に残る自然環境や生態系の保全

4. 景観形成の方針

(1) 自然景観

- ・市南部に広がる三瓶山や大江高山などの緑は、市街地や集落の背景になる貴重な自然景観として保全・活用する。
- ・琴ヶ浜や掛戸松島、波根の珪化木などの景勝地の地域特有の風景を有する日本海沿岸の自然景観を保全する。

<取組みの方向性>

- ・三瓶山などの山なみを遠景として眺望景観の確保
- ・日本海沿岸の景勝地の保全

(2) 歴史・文化景観

- ・大森銀山や温泉津町の重要伝統的建造物群保存地区は、大田市を代表する歴史景観として保全する。
- ・世界遺産に登録された石見銀山遺跡や周辺の文化的景観については、景観地区指定等の検討を行い、現在の歴史・文化景観を後世に継承する。

<取組みの方向性>

- ・大森銀山や温泉津の歴史的町並みの保全と活用
- ・石見銀山遺跡や文化的資源の保全
- ・景観地区指定等の検討

(3) 都市景観

- ・市街地やその周辺の地域においては、にぎわいのある都市景観の創出に努めるとともに、景観に配慮した建築物の立地を推進し、周辺の自然環境との調和を図る。
- ・住宅地においては、住民の景観意識の向上に努め、敷地内の緑化などにより良好な住宅地景観の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・中心市街地再生によるにぎわい景観の創出
- ・自然環境と調和した住宅地景観の形成

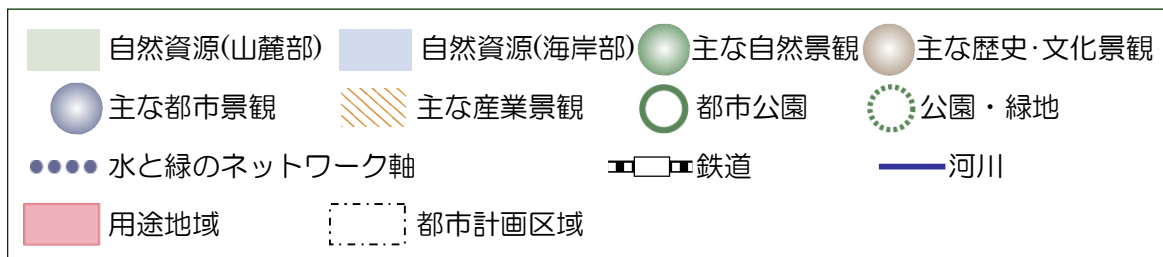
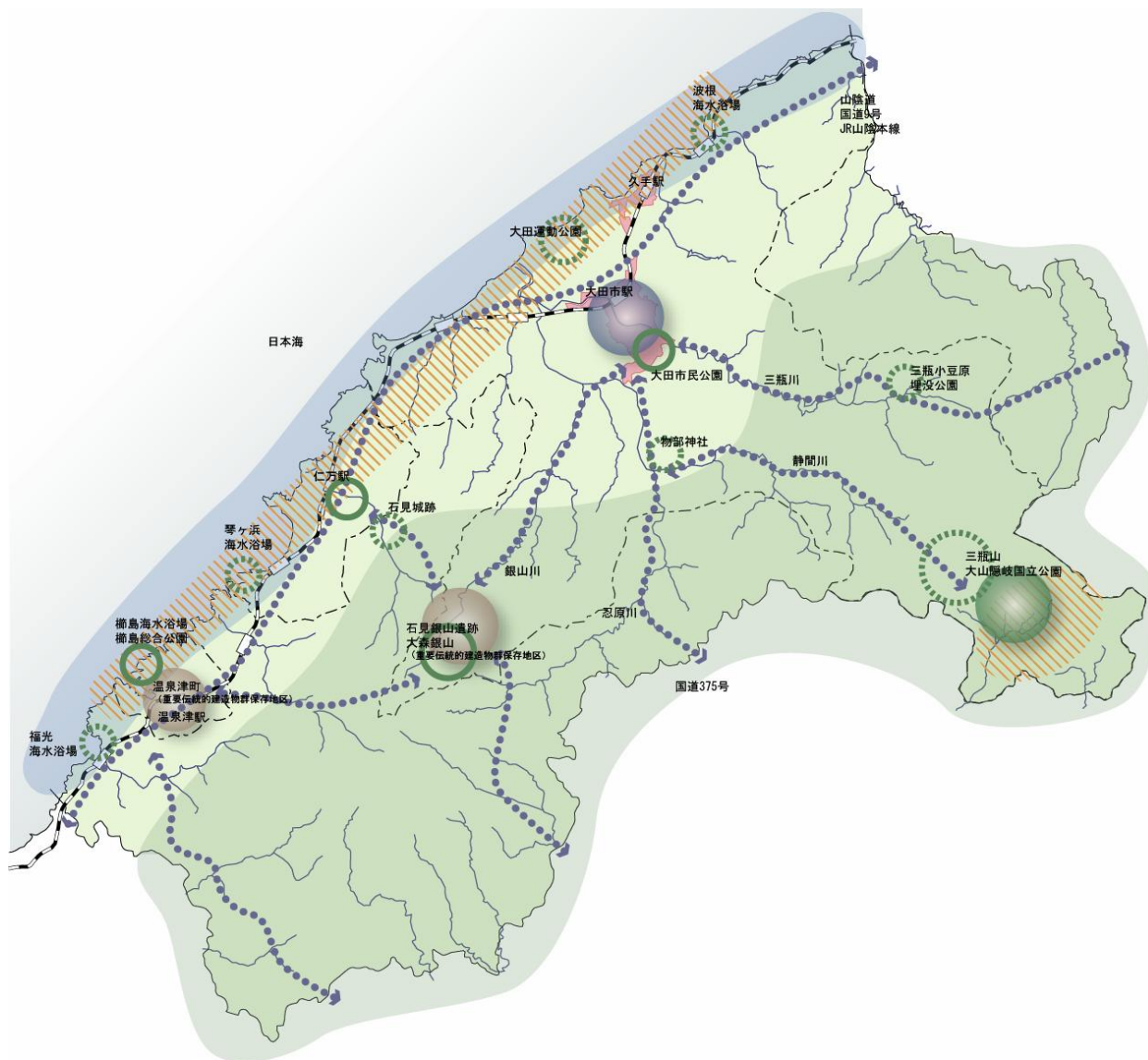
(4) 産業景観

- ・市内に点在する集落では漁業や棚田、瓦産業などの伝統的な生業を有しており、地域特有の産業景観として、地域住民の生活環境とともに保全する。

<取組みの方向性>

- ・漁村や棚田などの生業景観の保全
- ・地域特有の生活景観の形成

■公園・緑地整備と景観形成の方針図



5. その他の施設の方針

(1) 地域防災

- ・地すべり区域や急傾斜地崩壊危険区域などでは、災害防止の観点から市街化の抑制を図るとともに、防災事業の推進に努める。
- ・海岸部の漁村集落などの住宅が密集している地区は、計画的な基盤整備や住宅の建替えなどにより、住環境の改善を図る。

<取組みの方向性>

- ・災害の恐れがある危険な区域への市街化の抑制
- ・住宅地や農漁村集落などの防災機能の強化
- ・密集住宅地の居住環境の改善

(2) 公共公益施設

- ・多様化する市民ニーズに対応するため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化に努めるとともに、施設内緑化の推進など快適な施設整備を図る。
- ・生活拠点のコミュニティセンターや公民館を中心に、医療・福祉施設や教育施設などの計画的な整備や既存施設の有効活用に努め、市民の快適な生活環境の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・周辺環境と調和した公共施設の整備
- ・施設のユニバーサルデザイン化の促進
- ・施設内緑化の推進
- ・既存公共施設の有効活用

(3) 下水道等

- ・市民の快適な居住環境の形成に向け、大田、温泉津、仁摩の各処理区の計画的な事業推進を図るとともに、郊外部の既存集落においては、農業・漁業集落排水や生活排水処理施設の整備を図る。
- ・大田地区や久手地区など、浸水被害の恐れがある市街地においては、都市下水路、雨水渠の整備を検討する。

<取組みの方向性>

- ・公共下水道の計画的な整備
- ・農業・漁業集落排水、生活排水処理施設の整備
- ・市街地における雨水対策

6. 市民参加の方針

- ・まちづくり委員会など、市民がまちづくりに積極的に参加できる機会を提供し、地域が主体となったまちづくりを推進する。
- ・地域地区指定や市街地整備、公園整備などの都市計画事業の実施にあたっては、検討段階から市民意見の反映に努め、地域のニーズに即した都市づくりを展開する。
- ・都市計画提案制度など、都市計画に参加する様々な手法を市民に周知し、市民の主体的な都市づくりへの参加を促進する。

<取組みの方向性>

- ・都市計画提案制度の活用
- ・地区計画制度の活用
- ・都市整備にあたっての計画段階からの市民参加の促進

第 2 章 地域別構想

第1節 地域区分

1. 地域区分の考え方

市町合併により、市域が拡大した一方で、中山間地を中心に集落機能が低下している集落が増加しています。

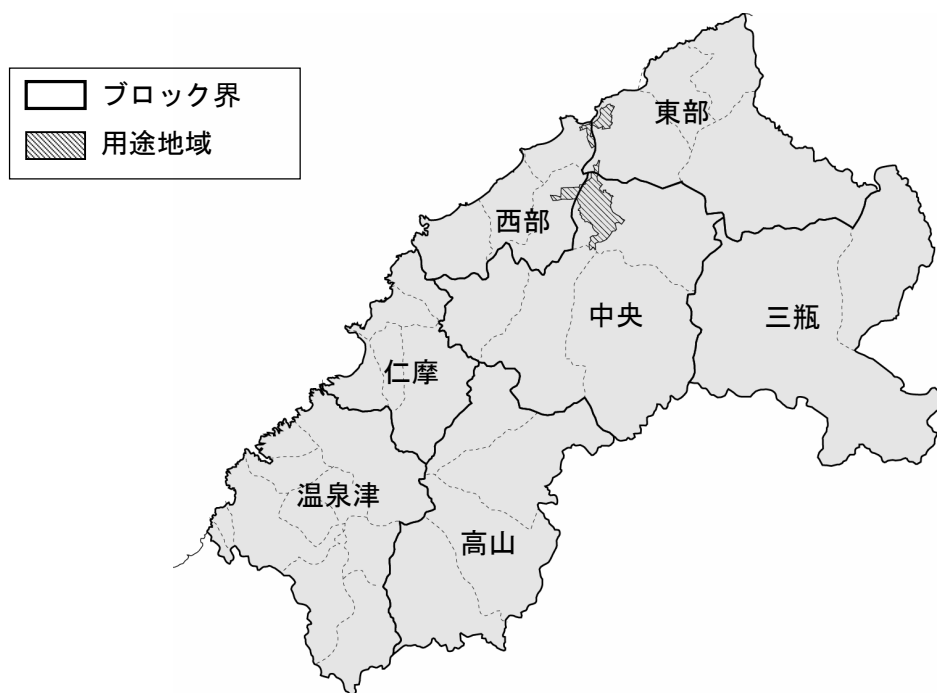
また、市民生活において、交通体系の整備などにより、より広範な活動が容易になる中、これまで以上に多様で高度な行政サービスが求められており、従来の旧町村といった生活圏の単位では対応できない状況となっています。

このため、今後においては、新たな生活圏として、コミュニティ推進の基本単位を7つのブロック単位とするとともに、都市整備においても7つのブロックを基本とし、地域づくりを進めます。

2. ブロックの編成

7つのブロック編成は以下の通りです。

- 中央ブロック……大田町、川合町、久利町、大屋町
- 東部ブロック……久手町、波根町、朝山町、富山町
- 西部ブロック……長久町、五十猛町、静間町、鳥井町
- 三瓶ブロック……三瓶町、山口町
- 高山ブロック……大森町、水上町、祖式町、大代町
- 温泉津ブロック……温泉津町温泉津、温泉津町湯里、温泉津町福波、温泉津町井田
- 仁摩ブロック……仁摩町仁万、仁摩町天河内、仁摩町宅野、仁摩町大国、仁摩町馬路



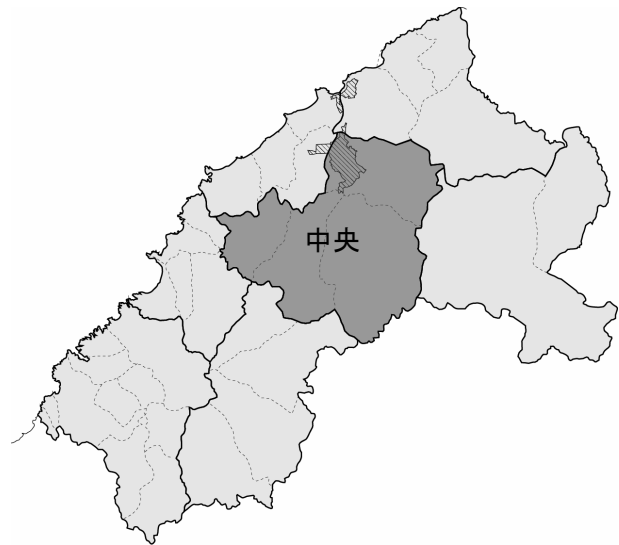
第2節 地域別構想

1. 中央ブロック

(1) 中央ブロックの特性

- 本市のほぼ中央に位置しており、大田町を中心とした市街地と川合町、久利町、大屋町の農村地域に分類できる。
- 市街地は、大田市駅や商店街、公共施設などの都市機能の集積により、市の中心的な役割を担う。
- 用途地域内は、三瓶川や寺社の緑との調和や、都市公園の整備が進められ、快適な低層住宅地を形成している。
- 用途地域内を中心に都市計画道路指定がされ、整備中である。
- 用途地域外の静間川・三瓶川沿いは農用地区域に指定されている。

■中央ブロックの位置



■中央ブロックの人口・世帯動向

	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口（人）	13,655	13,223	-432	-3.2%
男	6,442	6,216	-226	-3.5%
女	7,213	7,007	-206	-2.9%
世帯数（世帯）	4,868	4,837	-31	-0.6%



大田市駅

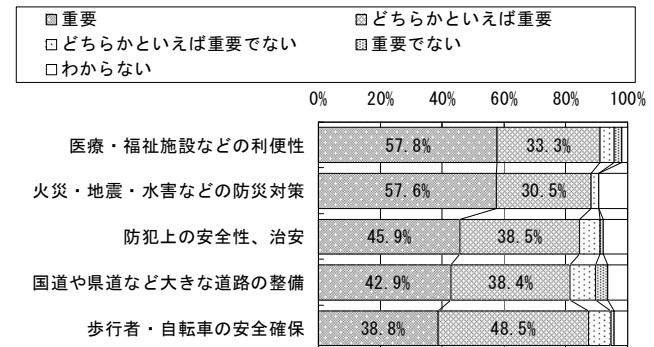


三瓶川

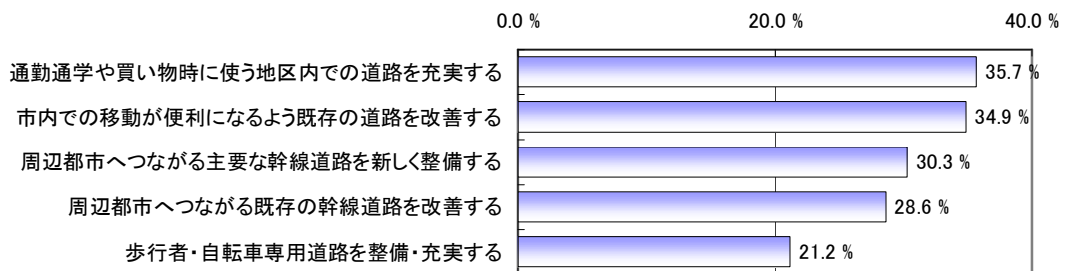
(2) 地域住民の意向

- 中央ブロックの住民意識として、利便性や防災対策、安全確保に関する今後の重要度が高い。
- 道路整備については、地区内の生活道路の充実や既存道路の改善が、求められている。
- 景観については、歴史的な景観保全とともに、幹線道路や住宅地における景観整備・誘導が求められる。

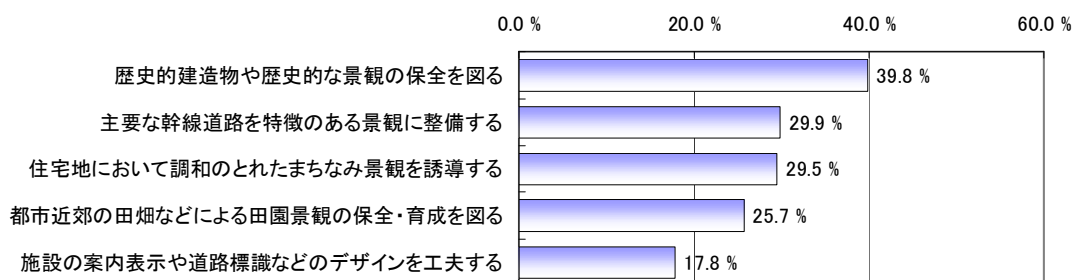
図一 今後の重要度（中央ブロック：上位5項目）



図一 道路整備について（中央ブロック：上位5項目）



図一 都市景観やまちなみ整備について（中央ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・公園の老朽化した遊具の改修と、公園内の治安の維持
- ・三瓶川の親水空間の整備と環境改善（ゴミ投棄や草刈りなどの問題改善）
- ・市街地の生活道路の改良（歩道の確保など）
- ・主要施設への駐車場の整備
- ・桜などの街路樹の管理など、統一感のある街路空間の創出
- ・駅周辺地区の将来ビジョンの明確化と商業活性化に向けた地域住民への啓発活動
- ・住んでいる人が誇れるような市民と行政の協働による美しいまちづくり など

(3) 中央ブロックの地域づくりの課題

大田市駅周辺の商業・住宅などの多機能の連携による市街地づくりが必要

大田市の顔として、大田市駅周辺の土地区画整理事業等の見直しにより、商業・住宅などの多機能が連携したコンパクトで計画的な市街地形成が求められます。

低層住宅地の環境・景観に配慮した住環境づくりが必要

市街地の周辺に広がる低層住宅地においては、安全な道路整備等による生活環境の形成や、環境・景観に配慮した魅力ある住宅地の形成が求められます。

都市機能の郊外化を防止し、国道375号沿線や三瓶川沿いの農地の保全が必要

用途地域外における自然環境の保全と生活環境の維持のため、適切な土地利用コントロールによる郊外部の市街化抑制が求められます。

市民が憩い、景観に配慮した公園・緑地の確保や公共空間の創出が必要

市街地に点在する公園や寺社などの緑地、その他の公共施設は、市民共有の憩いの場として、自然環境の保全や景観に配慮した公共空間の創出が求められます。

生活道路の整備や市街地・住宅地の防災対策などの基盤整備が必要

都市計画道路の整備による生活道路の改善や、浸水や地震などの自然災害から生活者の安全を確保するための計画的な基盤整備が求められます。

(4) まちづくり委員会による中央ブロックまちづくり計画

～中央ブロックまちづくり計画案より～

<基本方針>

■根っこのネットワークづくり＝「住民の全員参加によるまちづくり」

■まちづくりの主枝

① 癒しのまちづくり

＝「美しい自然で心和むまちづくり」

② 安心できるまちづくり

＝「みんなで力を合わせて、だれもが安心してくらせるように」

③ 学びのまちづくり

＝「地元の“おもしろい事”を学び伝えよう!!」

④ 賑わいのまちづくり

＝「ここにしかないモノを活用し、賑わいのあるまちにしましょう」

(5) 中央ブロックの地域づくりのテーマ

◆自然・歴史と調和した賑わいと安心の地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 中心市街地再生に向けた都市施設の整備、都市計画道路の適正配置を図る
- 大田市の顔となる景観形成、都市環境の保全・創出を図る
- 都市周辺における安全で安心できる居住環境の形成を図る

(6) 中央ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・市街地は、既存商店街の再生を図るとともに、商業・業務系施設や中高層住宅等の立地を促進し、大田市駅周辺における中心市街地活性化に向けた都市機能の集積・誘導を図る。
- ・大田市駅周辺東側地区については、土地区画整理事業の見直しと街路事業による市街地整備を促進する。
- ・市街地周辺の住宅地は、低層住宅を基本とし、周辺の自然と調和した緑地空間の確保や安全安心に向けた計画的な基盤整備により、良好な居住環境の形成を図る。
- ・国道 375 号沿線や三瓶川周辺の農地は、無秩序な農地転用を防止し、良好な居住環境を維持する。

具体施策

- ・大田市駅周辺の都市機能の集積・誘導
- ・大田市駅周辺東側地区における土地区画整理事業の見直しと都市計画街路の事業化
- ・市街地周辺の住宅地における計画的な基盤整備
- ・国道 375 号沿線や三瓶川周辺の農地における無秩序な農地転用の防止

<道路・交通体系整備の方針>

- ・都市計画道路のうち長期未着手道路については、幅員の見直しや廃止等により、計画的な整備を促進する。
- ・栄町高禅寺線の早期完成と、その他の都市計画道路についての計画的な整備を図る。
- ・広域連携軸の国道 375 号の忍原工区の整備を促進する。

具体施策

- ・都市計画道路の計画的な整備促進
- ・栄町高禅寺線の早期完成
- ・国道 375 号忍原工区の整備促進

<公園・緑地整備の方針>

- ・市を代表する大田市民公園を核に、河川や街路の緑地によるネットワークにより、用途地域内の公園・緑地を有機的に結ぶ。
- ・大田市民公園や用途地域内に点在する街区公園については、公園内の緑化を維持するとともに、遊具の改修等を計画的に行う。
- ・物部神社や喜多八幡宮などの寺社林とその周辺の緑地は、市民の身近な風致緑地として保全する。
- ・親水空間の創出に向けた河川整備と維持管理を促進する。

具体施策

- ・大田市民公園や街区公園の遊具等の改修
- ・都市公園や公共施設内緑地の緑化の維持
- ・寺社林等の自然緑地の保全
- ・街路・河川の緑地整備促進と維持管理

<景観形成の方針>

- ・統一感のある街路樹の整備や総合的な市街地整備により、大田市を象徴する市街地景観の形成を図る。
- ・景観計画により、市内の景観を阻害するような大規模建築物について規制する。
- ・景観協定や緑地協定などにより、住民主体による景観形成を図る。

具体施策

- ・大田市の顔となる駅周辺地区の景観形成
- ・景観計画による大規模建築物の制限
- ・景観協定や緑地協定の推進

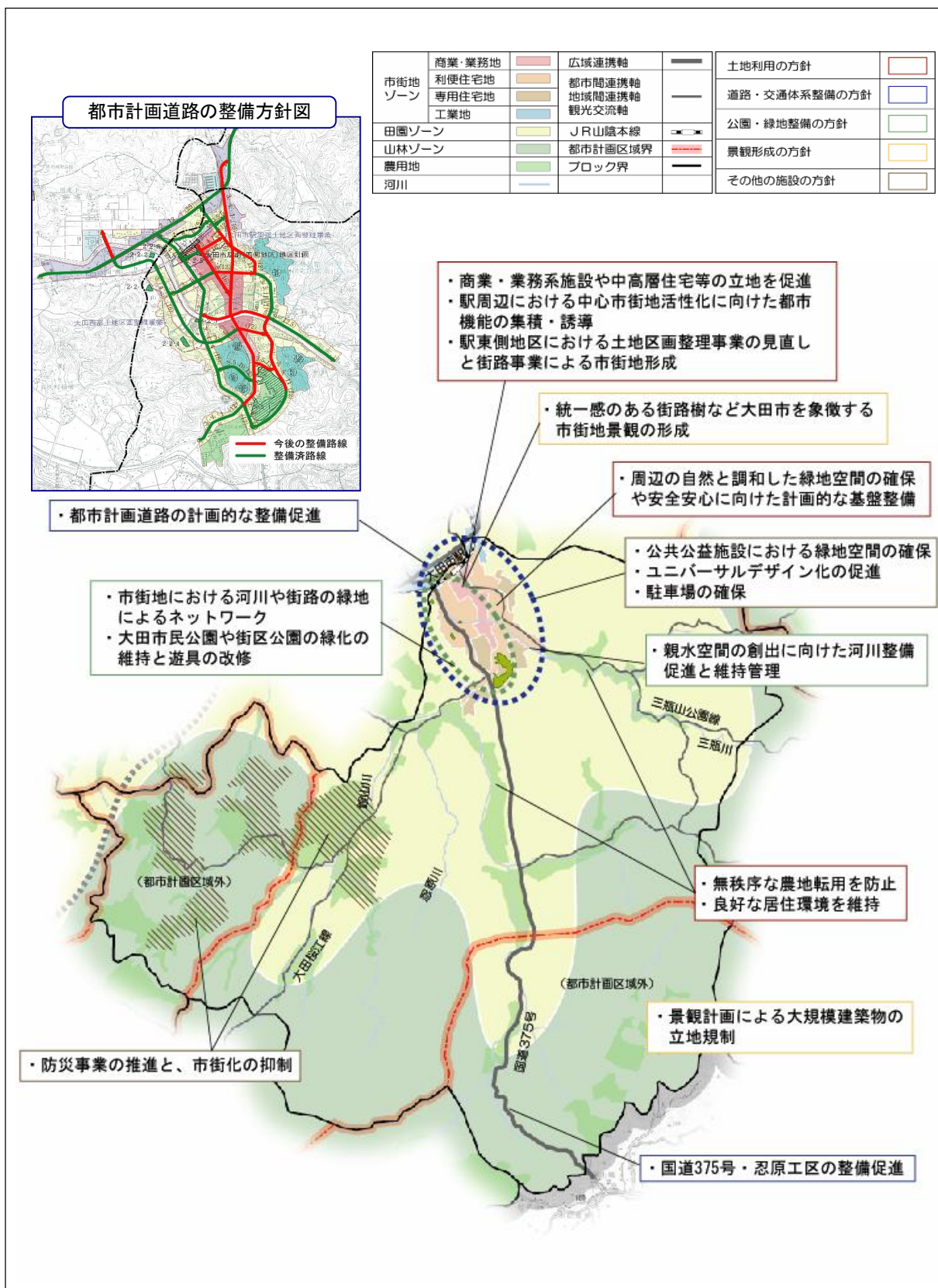
<その他の施設の方針>

- ・公共公益施設においては、敷地内の緑地空間の確保と、施設やその周辺のユニバーサルデザイン化を促進する。
- ・市民会館や総合体育館等の不特定多数が利用する施設においては、駐車場の確保に努める。
- ・地すべり指定区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・大田、川合、久利の一部で、公共下水道の計画的な整備を行う。
- ・浸水災害を防止するため、雨水渠の整備を検討する。

具体施策

- ・公共施設のその周辺のユニバーサルデザイン化の促進
- ・公共施設等の駐車場の確保
- ・地すべり指定区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・計画的な公共下水道、生活排水処理施設の整備
- ・大田市街地における雨水渠の整備

(7) 地域別構想図 (中央ブロック)

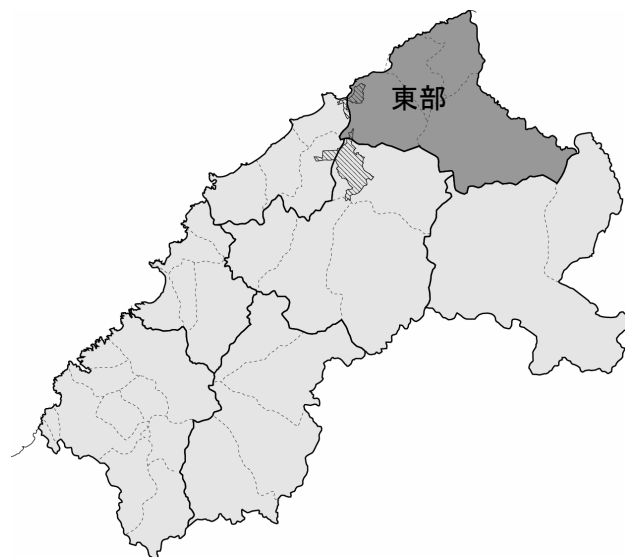


2. 東部ブロック

(1) 東部ブロックの特性

- 本市の東端に位置し、出雲市に隣接しており、久手町、波根町、朝山町、富山町から形成される。
- 久手駅周辺を中心として、住宅地が形成されており、商業系、住居系の用途地域に指定されている。
- 用途地域内の海岸部では住宅が密集している。
- 日本海沿岸には、掛戸松島などの自然資源が分布している。
- 久手町の国道9号沿道や富山町の都市計画区域外においてはまとまった農用地区域の指定がみられる。
- 波根町の国道9号南側では、工業団地が整備されている。

■東部ブロックの位置



■東部ブロックの人口・世帯動向

	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口(人)	7,832	7,488	-344	-4.4%
男	3,622	3,453	-169	-4.7%
女	4,210	4,035	-175	-4.2%
世帯数(世帯)	2,606	2,591	-15	-0.6%



掛戸松島

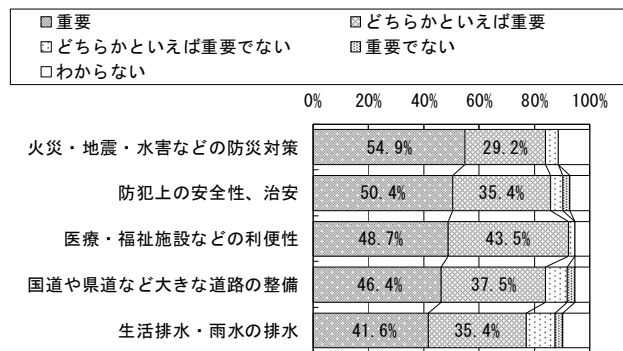


久手地区の街並み

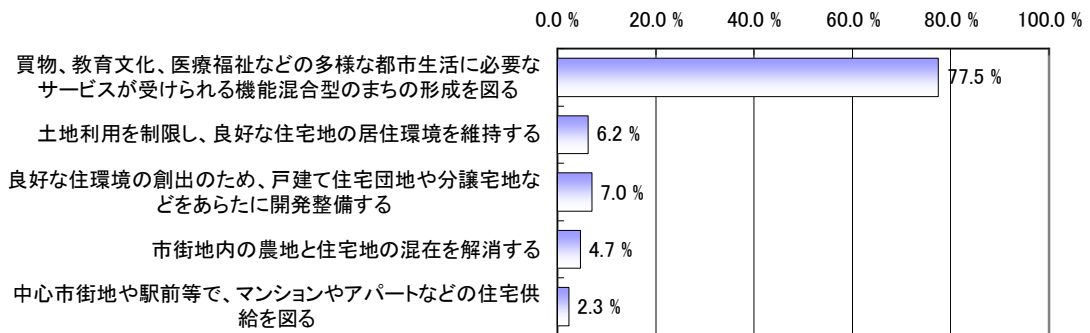
(2) 地域住民の意向

- 東部ブロックの住民意向として、安全性や利便性に次いで、広域道路の整備に関する今後の重要度が高い。
- 住宅地として、機能混合型の生活利便性の高い住宅地が求められている。
- 道路整備については、既存道路の改善と歩行者・自転車専用道路の整備が求められている。

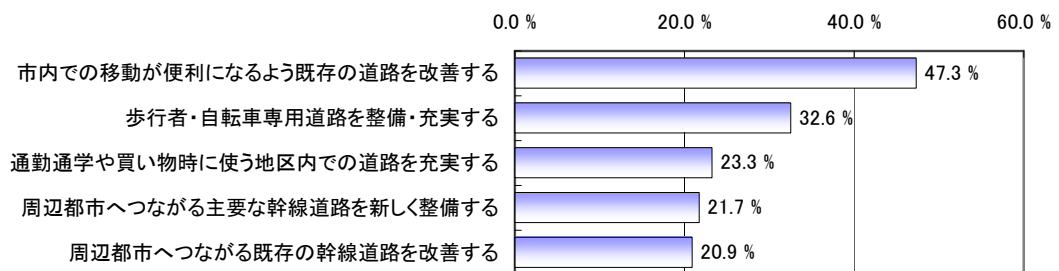
図一今後の重要度（東部ブロック：上位5項目）



図一住宅地の土地利用について（東部ブロック：上位5項目）



図一道路整備について（東部ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・山陰道インターチェンジ予定地（朝山）から三瓶までのアクセス道路の整備
- ・小学校の通学路などの生活道路の舗装整備
- ・海岸線の山崩れに対する危険対策（防護柵や看板など）
- ・掛戸松島が荒廃しているので、管理・保全が必要
- ・石見銀山の世界遺産登録にあわせ、飲食施設などの集客を見込んだ施設整備
- ・主要施設への駐車場の整備 など

(3) 東部ブロックの地域づくりの課題

久手駅周辺の生活拠点としての多機能の充実と生活基盤の整備が必要

久手駅周辺の計画的な土地利用と、生活拠点としての商業・福祉等が一体となった生活機能の充実が求められます。

久手町や波根町の市街地や漁村集落における密集住宅地の改善が必要

久手町や波根町の市街地や漁村集落では、住宅の密集がみられ、計画的な建物の更新や狭隘道路の改善が求められます。

山陰道の整備に併せた周辺道路の整備と周辺地域の計画的な規制・誘導が必要

国道9号沿道（大田）と県道池田久手停車場線（朝山）ではインターチェンジの接続が予定されており、山陰道の整備に併せた計画的な環境整備が求められます。

久手町や富山町のまとまった農地の保全と集落環境の維持が必要

久手町や富山町では、整備された農地が広がり、自然環境の保全と生活環境の維持のため、適切な土地利用コントロールによる郊外部の市街化抑制が求められます。

日本海沿岸の自然環境や景勝地の保全と活用が必要

掛戸松島などの景勝地や日本海沿岸の自然環境は、地域を象徴する自然資源として保全するとともに、地域の景観形成に活用することが求められます。

(4) まちづくり委員会による東部ブロックまちづくり計画

～東部ブロックまちづくり計画案より～

■まちづくりの将来像＝「みんなで守る豊かな自然と文化が息づくまち」

■まちづくりの基本方針

○自然環境の保全・美化活動を積極的に行うまちづくり

⇒ふるさとの川や海岸、そして、地域のシンボルとして親しまれている自然を守ります。

⇒自然環境をブロック共通の財産として、ブロック全域で守る仕組みを構築します。

○文化や伝統芸能の保存・伝承活動を積極的に行うまちづくり

⇒文化伝承部会を設置し、地域に埋もれた文化伝統を掘り起こし、保存・伝承する仕組みを検討します。

(5) 東部ブロックの地域づくりのテーマ

◆自然と文化が息づく安全で住みよい地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 密集した住宅地の計画的な改善と生活基盤の整備を図る
- 海岸や農地と調和した安全で快適な居住環境を形成する
- 広域交通機能の整備に併せ、地域内ネットワークを強化する

(6) 東部ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・久手駅周辺の商業地では、東部ブロックの生活拠点となるよう、商業・福祉・公共等の生活機能の充実を図る。
- ・住宅地は、低層住宅を基本とし、住宅が密集している地域については、計画的な基盤整備により、良好な居住環境の形成を図る。
- ・久手町の国道9号沿道や富山町の都市計画区域外のまとまった農地は、無秩序な農地転用を防止し、良好な営農環境を維持する。
- ・海岸部の景勝地は、地域の貴重な自然景観資源として保全する。

具体施策

- ・久手駅周辺の商業・福祉・公共等の生活機能の維持
- ・住宅地における計画的な基盤整備
- ・国道9号沿道や都市計画区域外の農地における無秩序な農地転用の防止
- ・海岸部の景勝地の保全

<道路・交通体系整備の方針>

- ・山陰道の整備による広域交通の利便性の向上を図るとともに、国道9号や県道池田久手停車場線などのブロック内の主要道路の整備を促進する。
- ・朝山や久手のインターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、交通・宅地化需要の拡大が予測されるため、周辺の住環境を維持するための計画的な土地利用を行う。
- ・朝山町の国道9号におけるカーブ区間の改良整備を促進する。
- ・生活道路の計画的な整備・改善と、歩行者の視点にたった良好な街路空間の形成を図る。

具体施策

- ・多伎朝山道路・朝山大田道路の早期完成
- ・インターチェンジ予定地（朝山・久手）における計画的な土地利用による周辺の住環境の維持
- ・国道9号朝山町内のカーブ区間の改良整備の促進

<公園・緑地整備の方針>

- ・久手町や波根町の海水浴場は、地域内の貴重なレクリエーションの場としての活用と周辺の自然環境の保全に努める。
- ・周辺の自然緑地の保全や、遊休地の有効活用などにより、地域内の緑地の確保に努める。

具体施策

- ・久手町や波根町の海水浴場における自然環境の保全
- ・遊休地の有効活用による地域内の緑地の確保

<景観形成の方針>

- ・掛戸松島や珪化木は地域の重要な景観資源として保全する。
- ・久手海岸をはじめとする日本海沿岸は、自然景観の保全とともに、集落と共生した景観形成を図る。

具体施策

- ・掛戸松島や珪化木の景観資源の保全
- ・日本海沿岸の自然景観の保全
- ・景観計画による大規模建築物の制限

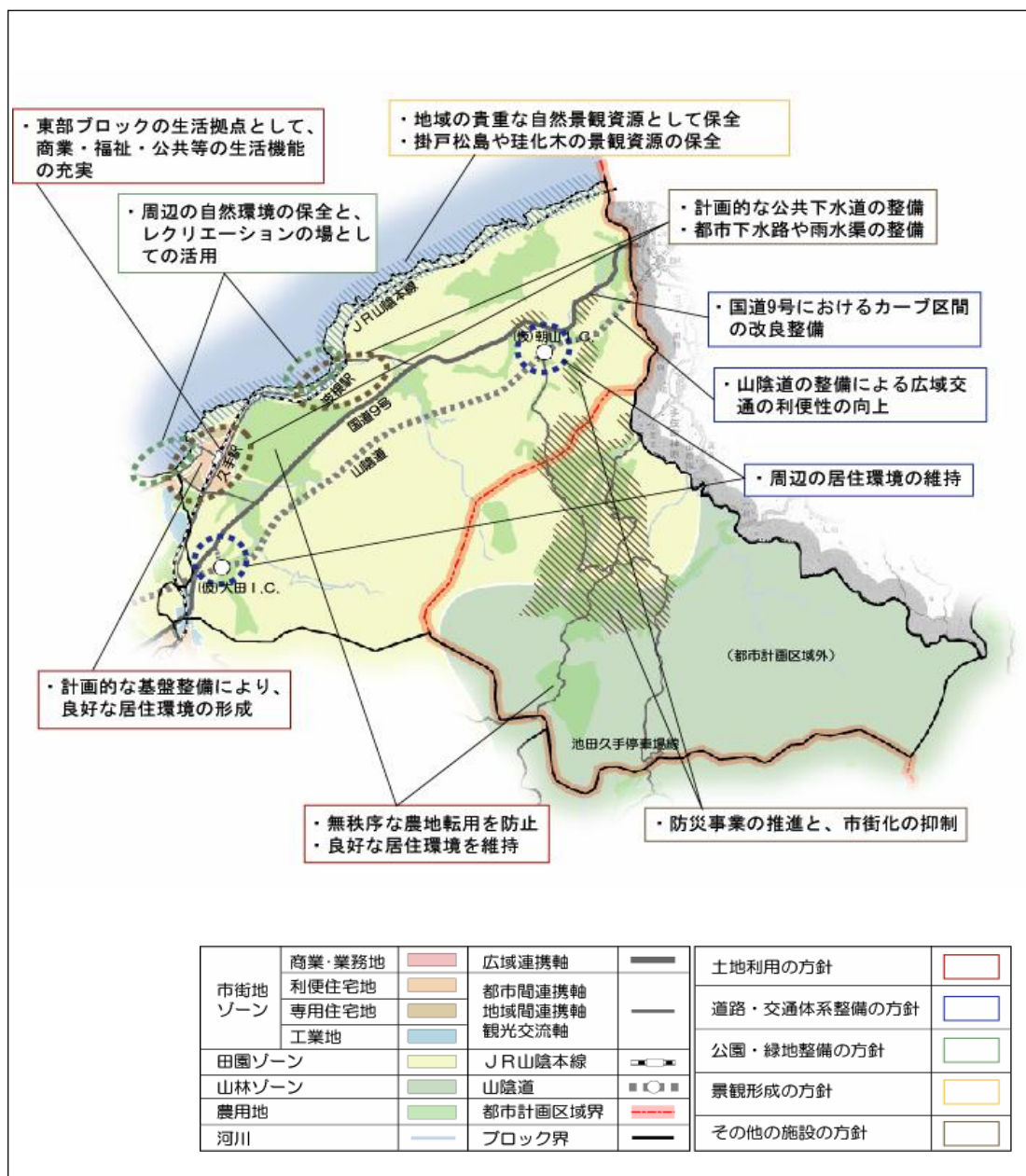
<その他の施設の方針>

- ・地すべり指定区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・久手町や波根町の集落において、計画的な公共下水道の整備を行う。
- ・海岸部の集落においては、浸水災害を防止するため、都市下水路や雨水渠の整備を検討する。

具体施策

- ・地すべり指定区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・計画的な公共下水道、生活排水処理施設の整備
- ・久手市街地における都市下水路や雨水渠の整備

(7) 地域別構想図 (東部ブロック)

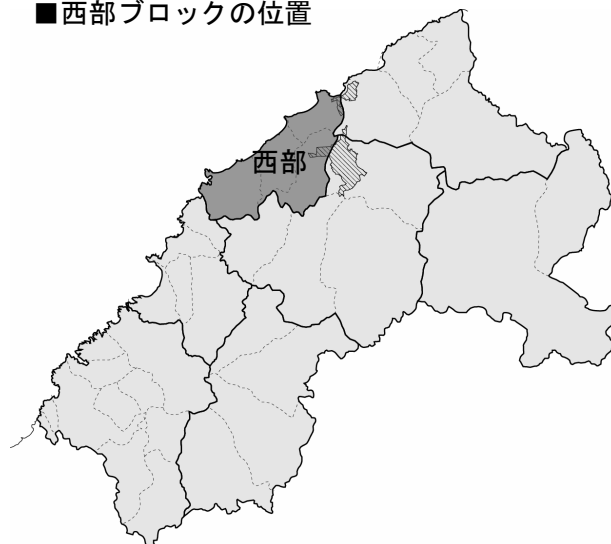


3. 西部ブロック

(1) 西部ブロックの特性

- 本市の中央の海岸部に位置し、長久町、五十猛町、静間町、鳥井町から形成される。
- 人口密度が最も高い地域で、人口の減少率も低い。
- 長久町の国道9号沿道の準工業地域、用途白地地域では、大規模商業施設の立地がみられる。
- 鳥井町の東部では工業団地などの都市的土地利用がされている。
- 魚津地区では、赤瓦の町並みが形成されており、海岸部には静之窟などの天然記念物がある。

■西部ブロックの位置



■西部ブロックの人口・世帯動向

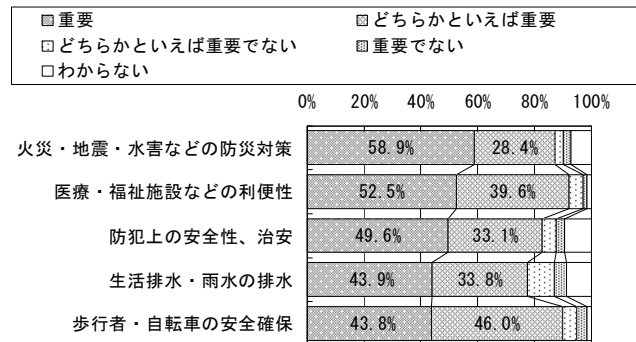
	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口（人）	7,393	7,276	-117	-1.6%
男	3,502	3,416	-86	-2.5%
女	3,891	3,860	-31	-0.8%
世帯数（世帯）	2,368	2,449	81	3.4%



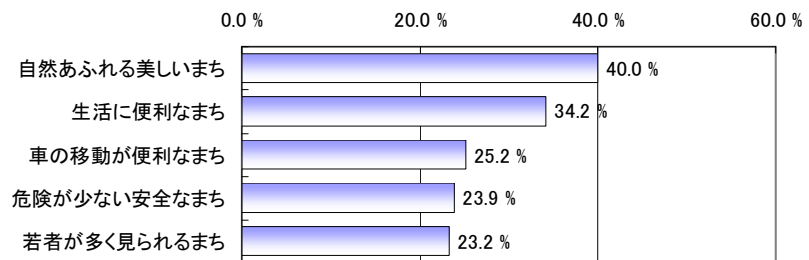
(2) 地域住民の意向

- 西部ブロックの住民意向として、安全性・利便性ととも、生活排水などの基盤整備に関する今後の重要度が高い。
- 将来像としては、自然の美しさに次いで、生活機能の充実による生活利便性や国道・県道の整備による広域利便性が求められる。
- 農地の土地利用については、都市近郊の貴重な緑地としての保全が求められている。

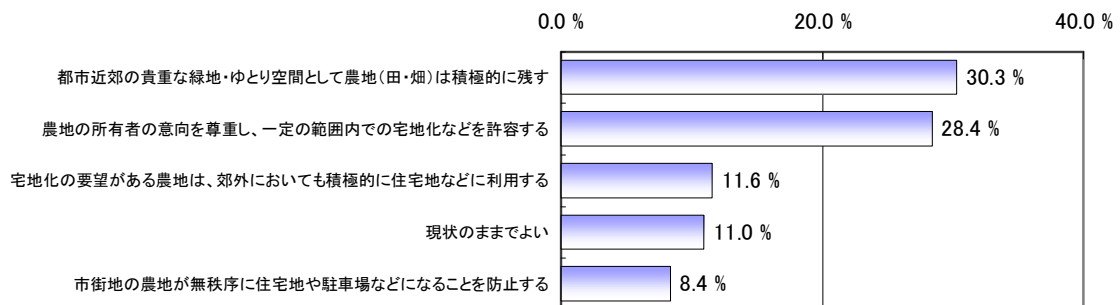
図一今後の重要度（西部ブロック：上位5項目）



図一将来像について（西部ブロック：上位5項目）



図一農地の土地利用について（西部ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・優先的に進めるもの、市民と協働によって進めるものなど、分かりやすい計画づくり
- ・上位計画である総合計画を活かした計画づくり
- ・地域の事情の変化に対応した計画づくり
- ・海岸線の山崩れに対する危険対策（防護柵や看板など） など

(3) 西部ブロックの地域づくりの課題

国道9号沿道の沿道型商業地としての適正な土地利用コントロールが必要

長久地区の国道9号沿道の準工業地域や用途白地地域においては、沿道型商業地として形成されており、今後の発展性も勘案した適正な土地利用コントロールが求められます。

国道9号沿道とその背後地における用途純化が必要

国道9号沿道の都市的土地利用や、その背後地の住宅地や農地においては、用途純化による計画的な規制・誘導が求められます。

静間川沿いや長久地区などのまとまった農地の保全が必要

静間川周辺の農地や、長久地区の国道9号周辺農地において、生活環境の維持のための保全と、適切な土地利用による市街化抑制が求められます。

海岸部の集落の基盤整備と地域間を結ぶ道路整備が必要

海岸部に点在する集落における生活環境の整備と、集落間を結ぶ主要道路の整備が求められます。

大田海岸の自然景観の保全や集落の街並み景観の形成が必要

本市を代表する日本海沿岸の大田海岸の自然景観の保全や集落の特徴的な街並み景観の形成が求められます。

(4) まちづくり委員会による西部ブロックまちづくり計画

～西部ブロックまちづくり計画案より～

<まちづくりの基本方針>

■まちづくりテーマ＝「地域を愛し 人の輪がひろがる まちづくり」

①若者から高齢者まで交流及び活動の出来る地域

⇒地域の交流活動を通じ、地域の良さと地域性を高めるとともに、誰もが気軽に活動に参加できる地域を目指します。

②恵まれた自然環境の保全と身近な環境美化運動に取り組む地域

⇒地域の特色である自然環境の保全と、環境美化を身近な活動として取り組める地域を目指します。

③心の通う笑顔の多い地域

⇒地域の連帯感が失われつつある今日、声掛けを通じ、心の通う笑顔の絶えない明るい地域を目指します。

(5) 西部ブロックの地域づくりのテーマ

◆都市機能と自然環境が調和した快適で住みよい地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 国道9号沿道とその背後地の計画的な土地利用を図る
- 各集落の生活環境の整備を図り、地域内ネットワークを強化する
- 大田市を代表する日本海沿岸の自然景観を保全する

(6) 西部ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・長久地区の国道9号沿道は、交通利便性の高い沿道型商業地としての発展を促進する。
- ・長久地区の国道9号沿道の準工業地域と用途地域外となっているその周辺地域においては、用途地域の見直しにより、計画的な土地利用コントロールを行う。
- ・海岸部の集落については、低層住宅による特徴的な街並みを保ちつつ、下水道や道路などの生活基盤の整備により、良好な居住環境の形成を図る。
- ・国道9号沿線の農地は、無秩序な市街化を抑制するとともに、静間川周辺のまとまった農地は、周辺の自然環境とともに保全する。
- ・海岸部の自然環境は、大田市を代表する日本海の自然景観資源として保全する。

具体施策

- ・ 国道9号沿道の準工業地域と用途地域外における用途地域の見直し
- ・ 海岸部の集落における低層住宅地の形成と生活基盤の整備
- ・ 国道9号沿線や静間川周辺の農地における無秩序な農地転用の防止
- ・ 海岸部の自然環境の保全

<道路・交通体系整備の方針>

- ・ 山陰道の整備による広域交通の利便性の向上を図るとともに、地域間のネットワークを強化するため、国道9号や県道静間久手停車場線などの主要道路の整備を促進する。
- ・ 静間のインターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、周辺の住環境を維持するための計画的な土地利用を行う。
- ・ 国道9号の静間駅に向かう交差点において、右折レーンを確保する。

具体施策

- ・ 山陰道大田・仁摩間の早期事業化
- ・ インターチェンジ予定地（静間）における計画的な土地利用による周辺の住環境の維持
- ・ 国道9号沿道の静間町地内での静間駅へ向かう西方面からの右折レーンの確保

<公園・緑地整備の方針>

- ・笠ヶ鼻、五十猛の海水浴場は、地域内の貴重なレクリエーションの場としての活用と周辺の自然環境の保全に努める。

具体施策

- ・笠ヶ鼻、五十猛の海水浴場における自然環境の保全
- ・レクリエーションの場としての活用と周辺環境の整備促進

<景観形成の方針>

- ・国道9号などの幹線道路沿道については、屋外広告物の規制により、良好な沿道景観を妨げるような広告物の立地を抑制する。
- ・大田海岸のハマナス自生地などの自然景観は、大田市を代表する日本海の景観として保全を図る。
- ・魚津地区の赤瓦の街並みや静之窟は、地域を特徴づける景観資源として保全・活用する。

具体施策

- ・幹線道路沿道における屋外広告物の規制と景観計画による大規模建築物の制限
- ・大田海岸のハマナス自生地などの自然景観の保全
- ・魚津地区の赤瓦の街並み景観の形成

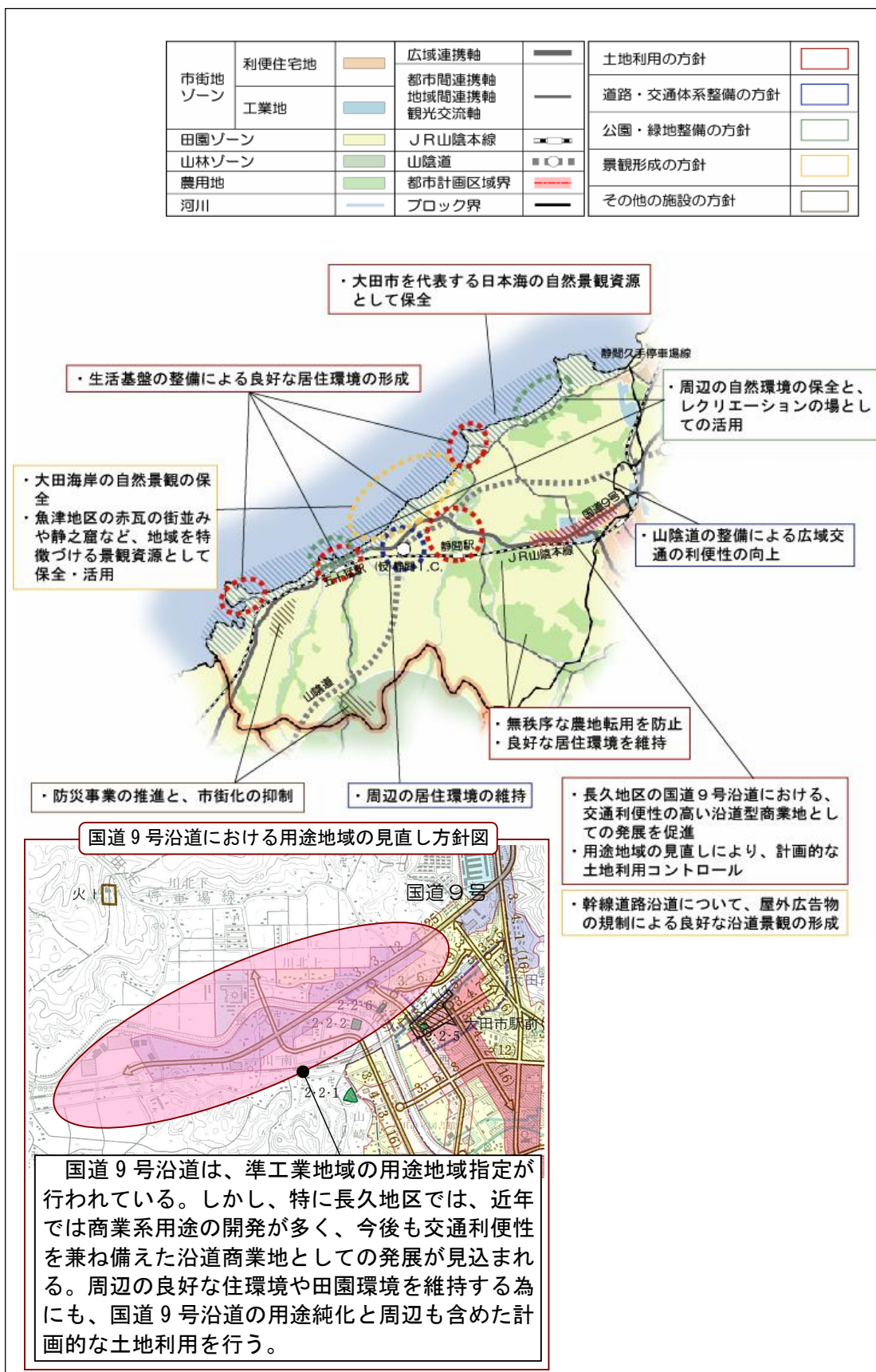
<その他の施設の方針>

- ・五十猛町の地すべり指定区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・鳥井町、長久町、静間町、五十猛町のそれぞれ一部において、計画的な公共下水道の整備を行う。

具体施策

- ・地すべり指定区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・計画的な公共下水道、生活排水処理施設の整備

(7) 地域別構想図 (西部ブロック)



4. 三瓶ブロック

(1) 三瓶ブロックの特性

- 本市の南東部に位置し、出雲市と飯南町、美郷町に隣接し、三瓶町、山口町から形成される。
- 国立公園三瓶山は自然環境が豊富で、自然体験の場としても利用者が多い。
- 三瓶小豆原埋没林などの貴重な動植物は、三瓶山を代表する自然観光資源となっている。
- 三瓶町志学では、三瓶温泉や棚田などの農村集落がみられる。
- 地域内の人口減少が著しい。

■三瓶ブロックの位置



■三瓶ブロックの人口・世帯動向

	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口（人）	2,542	2,339	-203	-8.0%
男	1,181	1,070	-111	-9.4%
女	1,361	1,269	-92	-6.8%
世帯数（世帯）	810	790	-20	-2.5%



三瓶山

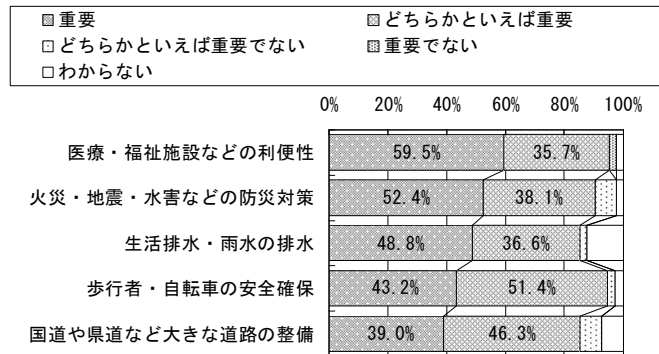


志学の棚田

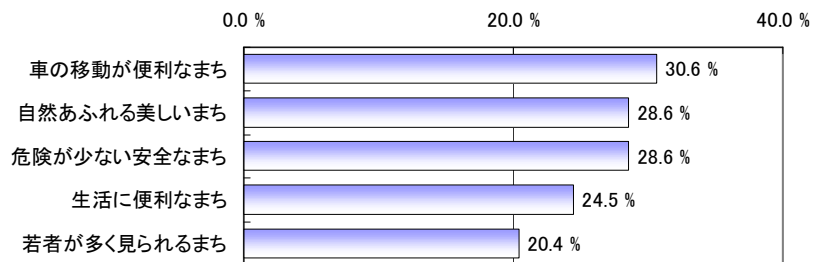
(2) 地域住民の意向

- 三瓶ブロックの住民意向として、利便性や防災対策に次いで、生活排水などの基盤整備に関する今後の重要度が高い。
- 将来像については、国道・県道の整備による広域利便性が多く、次いで自然の美しさが求められている。
- 自然や緑の保全については、休耕田の活用による田畑の保全や、森林や動植物などの自然の生態系の保全が求められている。

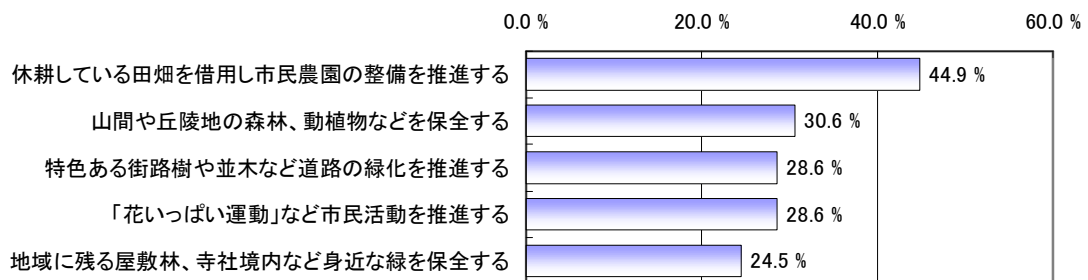
図一 今後の重要度（三瓶ブロック：上位5項目）



図一 将来像について（三瓶ブロック：上位5項目）



図一 自然や緑の保全について（三瓶ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・ブロック内の主要な道路である三瓶山公園線と川本波多線の計画的な整備
- ・ブロック内で行き来しやすいネットワーク
- ・観光交流の発展のため、大森と三瓶をつなぐ観光交流軸の位置づけ
- ・世界遺産登録や山陰道の整備に併せて、都市の活性化につながる事業計画
- ・通学やジョギングのための市街地内道路における公園のような道路整備 など

(3) 三瓶ブロックの地域づくりの課題

三瓶山周辺の緑地・自然環境の保全と観光地としての活性化が必要

国立公園三瓶山の緑地や三瓶小豆原埋没林などの周辺の自然環境の保全を図り、貴重な観光資源として活用することが求められます。

周辺都市や石見銀山、市街地との連携を強化するための道路整備が必要

観光振興と地域の活性化に向けて、周辺都市や市街地からのアクセス道路の整備や石見銀山との観光連携を強化することが求められます。

一体的なブロック形成に向けた集落間のネットワークの強化が必要

集落における環境整備とともに、集落間のネットワークを強化し、一体的なブロック形成が求められます。

三瓶山の自然景観の保全と眺望景観の確保が必要

大田市を代表する三瓶山の自然景観の保全とともに、眺望景観を確保するために、周辺部における大規模建築物に対する規制が求められます。

急傾斜地等の自然災害対策が必要

三瓶町の急傾斜地崩壊危険区域など、自然災害の恐れがある地域への対策事業の推進が求められます。

(4) まちづくり委員会による三瓶ブロックまちづくり計画

～三瓶ブロックまちづくり計画案より～

- まちづくりのテーマ＝「やすらぎの里 三瓶高原 ～一流の田舎を目指して～」
- まちづくりの基本理念＝「人と人のつながりを大切に一人ひとりの人権を尊重し守る」
- まちづくりの基本方針
 - (1) やすらぎと安心のまちづくり
 - ①高齢者福祉 ②子育て支援 ③防犯防災 ④生活環境整備
 - (2) 資源を守り育て活かすまちづくり
 - ①資源の活用 ②モノ（特産）づくり・景観美化
 - (3) 活発に交流するまちづくり
 - ①都市交流 ②情報発信 ③観光施設等の整備 ④基盤整備

(5) 三瓶ブロックの地域づくりのテーマ

◆三瓶の自然を活かしたやすらぎと交流による地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 周辺地域との連携を強化するための広域道路の整備を推進する
- 集落間のネットワークを強化し、一体的な地域づくりを推進する
- 自然景観の保全と自然と触れ合う観光レクリエーションの形成を図る

(6) 三瓶ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・ 国立公園三瓶山は、自然環境の保全を図り、観光レクリエーションの場として活用する。
- ・ 国立公園周辺においても貴重な埋没林や地域固有の希少動物等の保全を図る。
- ・ 三瓶山や山口町の保安林区域の自然資源を保全する。
- ・ 三瓶山周辺のまとまった農地や、志学地区の棚田などの集落内農地は、無秩序な農地転用を防止し、優良な農地として保全する。

具体施策

- ・ 三瓶山の自然環境の保全
- ・ 国立公園三瓶山における観光レクリエーションの場としての活用
- ・ 保安林区域の自然資源の保全
- ・ 三瓶山周辺の農地や志学地区の棚田における無秩序な農地転用の防止

<道路・交通体系整備の方針>

- ・ 周辺都市や地域内の連携を強化するため、都市間連携軸の主要地方道川本波多線等の整備を促進する。
- ・ 三瓶山と石見銀山の主要観光地を結ぶ道路の整備と案内サイン等の整備を促進する。
- ・ 中心市街地やインターチェンジからのアクセス道路として、主要地方道三瓶山公園線や県道池田久手停車場線の整備を促進する。

具体施策

- ・ 川本波多線の整備促進
- ・ 三瓶山公園線の整備促進
- ・ 石見銀山とのネットワークの強化と案内サイン等の整備促進

<公園・緑地整備の方針>

- ・ 国立公園三瓶山は、大田市を代表する自然環境に恵まれた公園として、周辺の自然環境の保全とともに、観光レクリエーションの場として活用し、アクセス道路の整備に努める。

具体施策

- ・ 国立公園三瓶山とその周辺の自然環境の保全
- ・ 国立公園三瓶山へのアクセス道路の整備促進

<景観形成の方針>

- ・ 三瓶山は大田市を代表する景観資源として、自然景観の保全を図る。
- ・ 三瓶山の山なみを遠景とする眺望景観を確保するため、景観を阻害する大規模建築物については、景観計画において規制する。
- ・ 志学地区の三瓶温泉の街並み景観や棚田などの産業景観は、地域の特徴的な景観資源として保全・活用を図る。

具体施策

- ・ 自然景観の保全
- ・ 景観計画による大規模建築物の制限
- ・ 三瓶温泉の街並み景観や棚田の産業景観の保全・活用

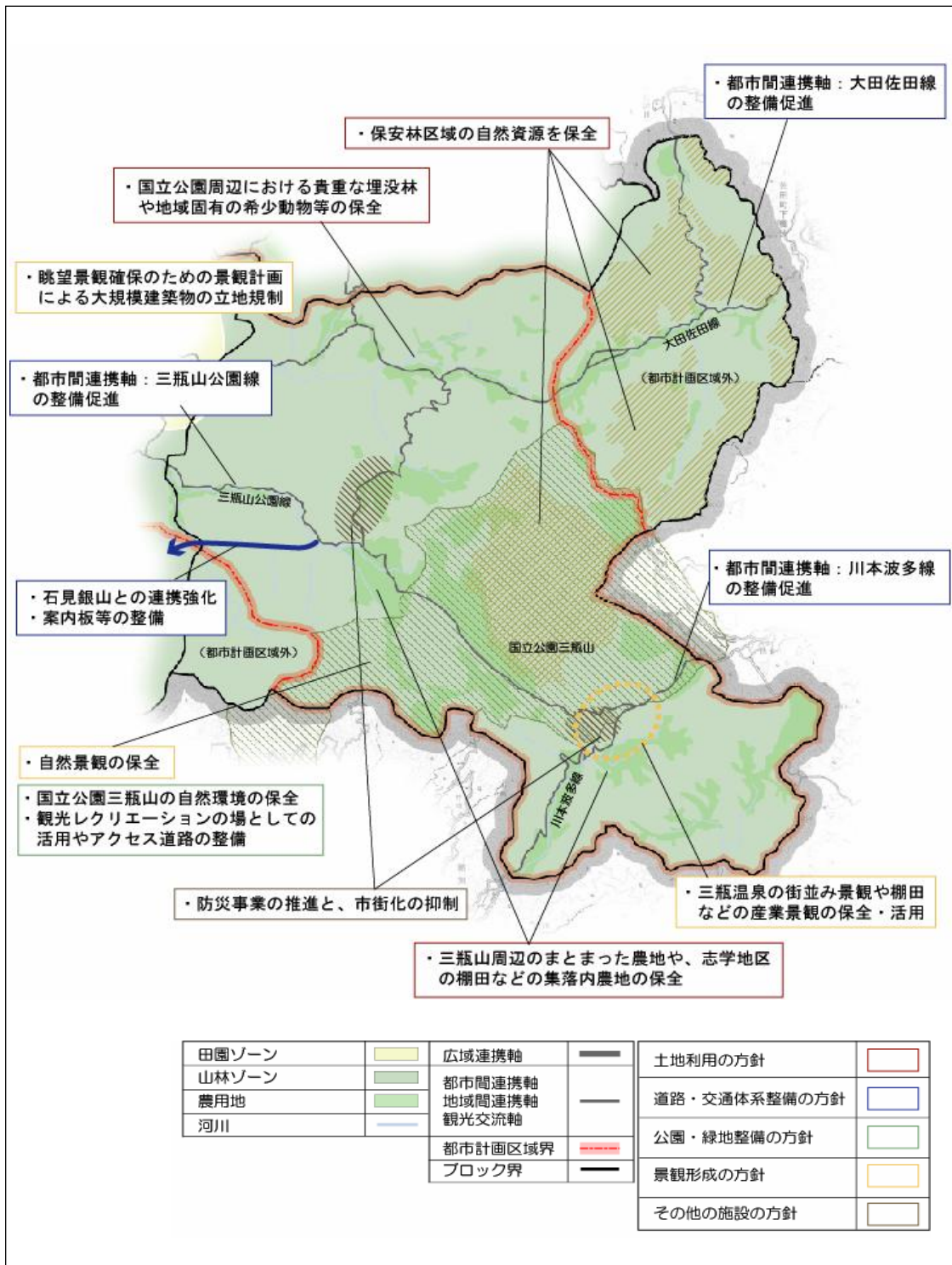
<その他の施設の方針>

- ・ 池田や志学の急傾斜地崩壊危険区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・ 志学の集落において、計画的な公共下水道の整備を行う。
- ・ 池田や小屋原の集落においては、農業集落排水施設の整備を促進する。

具体施策

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・ 計画的な公共下水道、農業集落排水施設、生活排水処理施設の整備

(7) 地域別構想図 (三瓶ブロック)

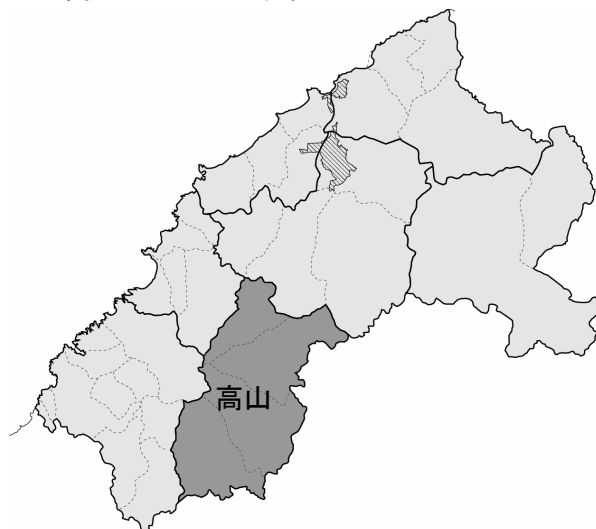


5. 高山ブロック

(1) 高山ブロックの特性

- 本市の南部に位置し、川本町と美郷町に隣接し、大森町、水上町、祖式町、大代町から形成される。
- 石見銀山遺跡がアジア初の鉱山遺跡として世界遺産に登録され、観光客が増加している。
- 大森地区は、重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、武家屋敷や民家が混在し、当時の生活様式を知る上で非常に貴重な町並みを形成している。
- 地域内の人口減少が著しい。

■高山ブロックの位置



■高山ブロックの人口・世帯動向

	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口（人）	2,187	2,007	-180	-8.2%
男	1,016	926	-90	-8.9%
女	1,171	1,081	-90	-7.7%
世帯数（世帯）	840	784	-56	-6.7%



大森の町並み

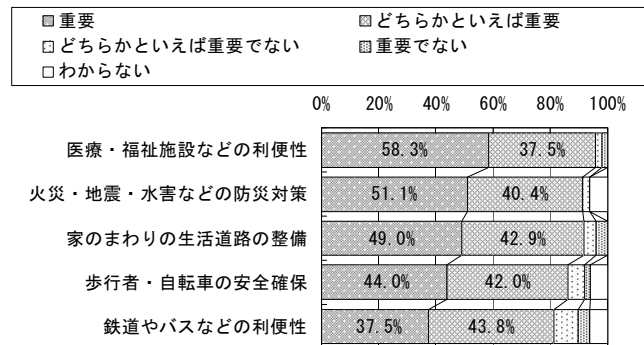


大森の町並み

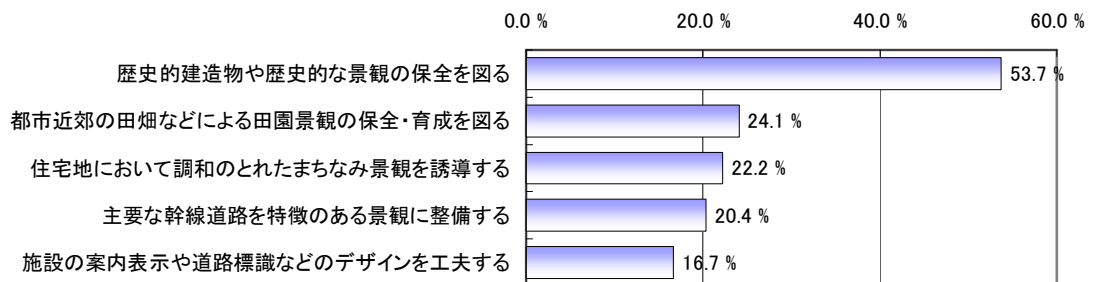
(2) 地域住民の意向

- 高山ブロックの住民意向として、利便性や防災対策に次いで、道路整備や公共交通に関する今後の重要度が高い。
- 景観については、歴史的な景観保全に次いで、田園景観の保全・育成が求められている。
- 自然や緑の保全については、休耕田の活用による田畑の保全や、自然保全のための市民活動の推進が求められている。

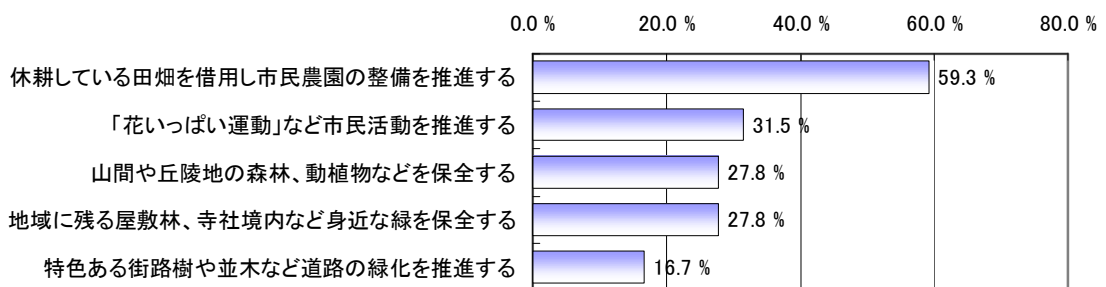
図一今後の重要度（高山ブロック：上位5項目）



図一都市景観やまちなみ整備について（高山ブロック：上位5項目）



図一自然や緑の保全について（高山ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・計画期間内の計画的かつ効率的な事業実施
- ・統一感のある植樹と耕作放棄地の活用
- ・安全面や町のイメージをよくするための街灯の整備
- ・大江高山の自然保全と保護活動の取組みが必要（自然保護条例や景観条例など）
- ・観光地として周辺都市からのアクセスや大森と温泉津へのアクセス道路の整備とサイン計画
- ・町並み保存に向けた地元住民への周知活動
- ・島根県の中央を活かした取組みとそれに併せた駐車場の整備 など

(3) 高山ブロックの地域づくりの課題

市民との協働による大森の町並み保全・活用が必要

大森地区の国史跡石見銀山遺跡と大森銀山重要伝統的建造物群保存地区は、世界遺産のコアゾーンであり、重要な景観資源でもあることから、市民との協働による保全・活用が求められます。

銀山遺跡周辺の自然や大江高山などの自然景観資源の保全が必要

世界遺産のバッファゾーンである銀山遺跡周辺の自然環境や、地域を象徴する大江高山などの自然景観資源の保全が求められます。

観光客増加に対応した整備やネットワークの構築が必要

石見銀山への観光客増加に対応して、周辺の施設整備や道路環境、案内板等の整備とともに、市街地、三瓶、仁摩、温泉津などの周辺地域とのネットワークの強化が求められます。

周辺環境に配慮した適正な景観形成、土地利用が必要

地域内の自然環境の保全と集落の生活環境の維持のため、適切な景観形成や土地利用が求められます。

(4) まちづくり委員会による高山ブロックまちづくり計画

～高山ブロックまちづくり計画案より～

■まちづくりの基本方針＝「豊富な地域資源を活用し、“豊かで”“住みよい”
高山ブロックの創造に向けて」

■まちづくりに向けた事業展開

(第1の柱)

- ・地域資源活用による地域づくり
- ・お金が落ちる地域づくり
- ・荒廃地を利用した地域づくり

(第2の柱)

- ・人口定住に向けた地域づくり
- ・高齢者の知恵と力による地域づくり
- ・子育てしやすい地域づくり

基礎（基本）事業

- ・ブロックの輪による地域づくり

(5) 高山ブロックの地域づくりのテーマ

◆豊富な地域資源を活用した住みよい地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 石見銀山遺跡を核に景観形成を主体とした地域づくりを行う
- 周辺地域との連携を強化するため、道路環境整備などネットワークを構築する
- 自然景観の保全と集落の生活環境を維持する為の取組みを推進する

(6) 高山ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・大森地区の重要伝統的建造物群保存地区は、大田市を代表する歴史景観資源として市民との協働により保全・活用を図る。
- ・世界遺産指定のエリアについては、自然・歴史環境の保全を図る。
- ・大江高山の自然資源を保全する。
- ・まとまった農地における無秩序な農地転用の防止や、休耕田の活用等により、田園景観を保全する。

具体 施策

- ・重要伝統的建造物群保存地区（大森地区）における歴史的町並みの保全
- ・世界遺産指定エリアの自然・歴史環境の保全
- ・大江高山の自然資源の保全
- ・無秩序な農地転用の防止と休耕田の活用

<道路・交通体系整備の方針>

- ・周辺都市とのアクセスや、市街地や仁摩町など市内の各地域との連携を強化するため、都市間連携軸の主要地方道仁摩邑南線の整備を促進する。
- ・主要観光地である石見銀山と三瓶山を結ぶ道路の整備と案内サイン等の整備を促進する。
- ・景観に配慮した道路環境整備や案内板等の整備を促進する。
- ・観光地の交通結節点として、周辺地域や地域内における公共交通によるネットワークの構築を検討する。

具体 施策

- ・仁摩邑南線の整備促進
- ・三瓶山とのネットワークの強化と案内サイン等の整備促進
- ・景観に配慮した道路環境の整備促進
- ・公共交通ネットワークの構築の検討

<公園・緑地整備の方針>

- ・石見銀山公園は、世界遺産の登録に伴い多くの観光客の利用があり、今後も継続的に、園路などの観光施設整備を促進する。

具体
施策

- ・石見銀山公園における園路等の観光施設の整備促進

<景観形成の方針>

- ・大森銀山重要伝統的建造物群保存地区は、景観を阻害する建築物や工作物等を抑制し、歴史景観資源としての保全・活用を図る。
- ・石見銀山遺跡周辺の自然や大江高山の自然環境については、地域の環境保全活動を推進するとともに、重要な自然的景観資源として保全する。
- ・石見銀山遺跡周辺についても、大規模建築物や広告物に対する規制や景観に配慮した公共整備等により、良好な景観形成を図る。

具体
施策

- ・重要伝統的建造物群保存地区（大森地区）における歴史景観の保全
- ・景観計画による大規模建築物や広告物の立地制限
- ・石見銀山遺跡周辺の自然や大江高山の自然環境の保全
- ・環境保全活動の推進
- ・景観に配慮した公共事業の推進

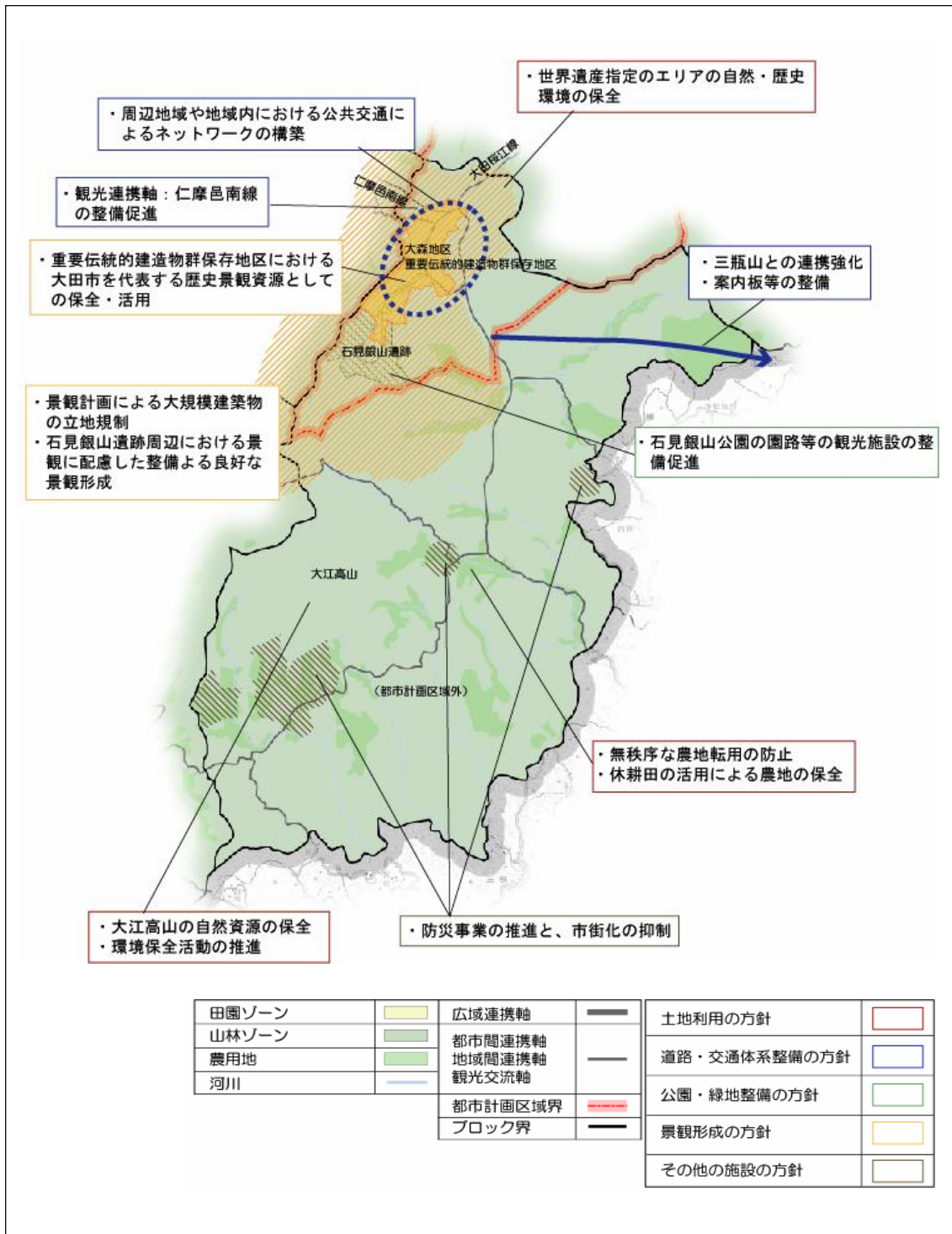
<その他の施設の方針>

- ・地すべり指定区域や急傾斜地崩壊危険区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・祖式町の集落においては、農業集落排水施設の整備を促進する。

具体
施策

- ・地すべり指定区域や急傾斜地崩壊危険区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・計画的な農業集落排水施設、生活排水処理施設の整備

(7) 地域別構想図 (高山ブロック)

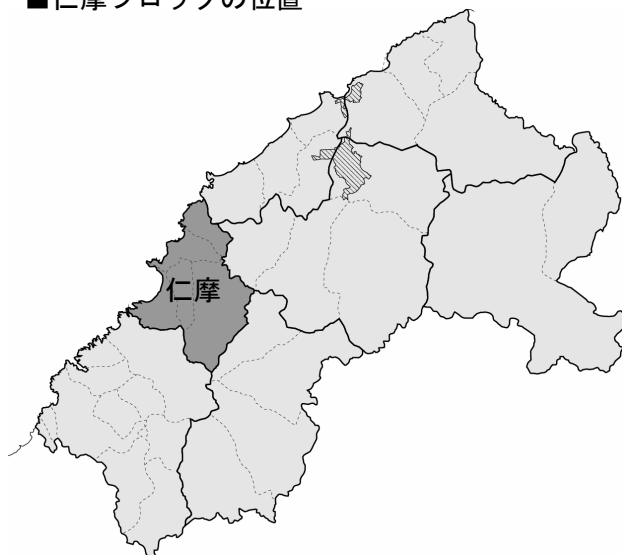


6. 仁摩ブロック

(1) 仁摩ブロックの特性

- 本市の北西部に位置し、北側は日本海に接している。
- 国道9号沿道や既成市街地は、生活機能が集積しており、健康公園などの緑地も豊富である。
- 鞆ヶ浦や周辺地域においては、世界遺産エリアに指定されている。
- 琴ヶ浜などの自然環境や、馬路地区の黒瓦の町並みなどの地域特有の資源がある。
- 地域内の人口は減少傾向にある。

■仁摩ブロックの位置



■仁摩ブロックの人口・世帯動向

	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口(人)	4,911	4,686	-225	-4.6%
男	2,247	2,130	-117	-5.2%
女	2,664	2,556	-108	-4.1%
世帯数(世帯)	1,876	1,809	-67	-3.6%



琴ヶ浜

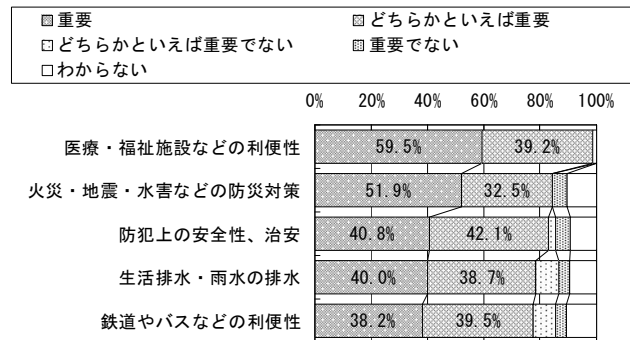


馬路地区の町並み

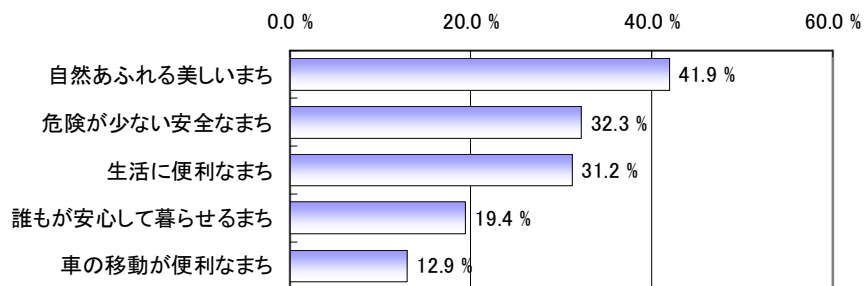
(2) 地域住民の意向

- 仁摩ブロックの住民意向として、施設の利便性や安全性に次いで、生活排水や公共交通の利便性などの生活環境の改善に関する今後の重要度が高い。
- 将来像として、自然の美しさに次いで、自然災害からの安全性や生活利便性の高いまちが求められている。
- インターチェンジ予定地の周辺については、良好な住環境の維持が求められている。

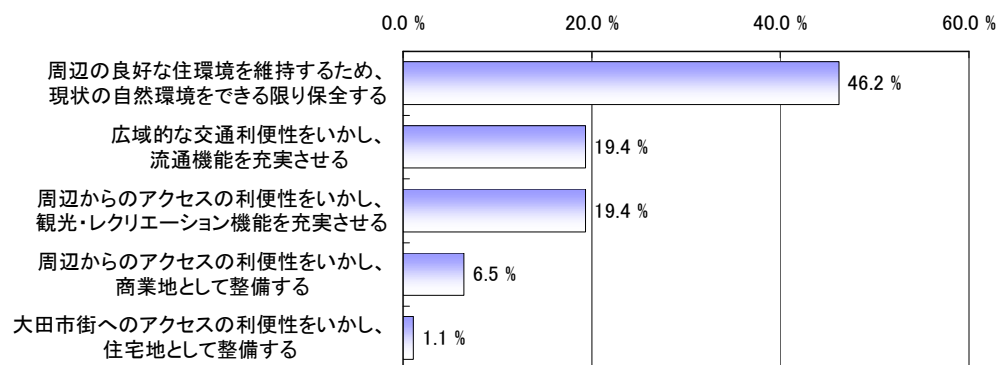
図一 今後の重要度（仁摩ブロック：上位5項目）



図一 将来像について（仁摩ブロック：上位5項目）



図一 インターチェンジ周辺の土地利用について（仁摩ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・大田市駅周辺の整備と既存商店街の活性化
- ・公園整備にあたって、地域住民の迷惑にならない場所・対策の検討
- ・街並み景観を維持する為の空家対策
- ・世界遺産登録に対応した駐車場の整備
- ・仁万駅周辺を拠点とした大森地区へのアクセスの整備（シャトルバスなど） など

(3) 仁摩ブロックの地域づくりの課題

機能集積による生活拠点としての環境整備が必要

仁万駅周辺地域は、これまで旧仁摩町の生活拠点として商業・公共等の生活機能が集積していることから、今後も生活拠点として維持するための環境整備が求められます。

海岸部の自然景観や漁村の町並み景観の保全・活用が必要

琴ヶ浜海岸の自然景観や馬路地区の町並み景観は、世界遺産エリアに隣接していることから、貴重な景観資源としての保全と活用が求められます。

大田市街地や石見銀山などの周辺地域との広域ネットワークの構築が必要

主要地方道仁摩邑南線（仁摩）ではインターチェンジの接続が予定されており、山陰道の整備に併せた計画的な環境整備と、大田市街地や石見銀山などの周辺地域との広域ネットワークの構築が求められます。

地域の発展と環境保全のための計画的な土地利用が必要

山陰道の整備や世界遺産登録に併せた既成市街地の発展、周辺の自然環境の保全など、メリハリのある計画的な土地利用が求められます。

(4) まちづくり委員会による仁摩ブロックまちづくり計画

～仁摩ブロックまちづくり計画案より～

■まちづくりの将来像＝「自然と伝統を守り ひとつものが輝く心豊かなまちづくり」

■まちづくりの基本方針

1. 伝統文化の継承
 - ・観光マップの作成 ・ふるさと絵本づくり ・饅頭の継承 ・ごいせ祭の花火復活
2. 自然環境の保全
 - ・花いっぱい運動 ・清掃活動の推進
3. 人づくり
 - ・まちづくり意識啓発 ・セミナーの開催
4. ものづくり
 - ・特産品の開発 ・農産物の販売
5. 安心とやすらぎづくり
 - ・介護予防 ・サロンの充実 ・子育て支援 ・世代間交流の推進
6. ネットワークづくり
 - ・全町組織の設立 ・住民団体支援

(5) 仁摩ブロックの地域づくりのテーマ

◆自然と伝統が共生する安全で住みよい地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 生活拠点としての計画的な土地利用と生活基盤の整備を図る
- 広域交通機能の整備に併せ、周辺地域や地域内ネットワークを強化する
- 海岸の自然景観の保全と自然環境と調和した安全で快適な居住環境を形成する

(6) 仁摩ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・仁万駅周辺の市街地では、仁摩ブロックの生活拠点となるよう、商業・福祉・公共等の生活機能の集積を維持し、その周辺に低層住宅を配置する。
- ・海岸部に点在する集落は、地域特有の町並みに配慮した低層住宅を基本とし、周辺の自然環境と調和した環境整備により、良好な居住環境の形成を図る。
- ・国道9号沿道や都市計画区域外のまとまった農地は、無秩序な農地転用を防止し、良好な居住環境を維持する。
- ・琴ヶ浜海岸の自然環境は、地域における貴重な自然景観資源として保全し、観光資源として活用する。

具体施策

- ・仁万駅周辺における生活機能の集積とその周辺地域における低層住宅の形成
- ・海岸部の集落地における低層住宅の形成と自然と調和した環境整備
- ・国道9号沿道や都市計画区域外の農地における無秩序な農地転用の防止
- ・琴ヶ浜海岸の自然環境の保全

<道路・交通体系整備の方針>

- ・山陰道の整備による広域交通の利便性の向上を図るとともに、国道9号や主要地方道仁摩邑南線の周辺地域を結ぶ主要道路の整備を促進する。
- ・仁摩のインターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、地域の発展に伴う施設等を許容しつつ、計画的な土地利用により周辺の居住環境を維持する。
- ・集落内の狭隘道路や生活道路の計画的な整備・改善を図る。

具体施策

- ・仁摩温泉津道路の早期完成
- ・仁摩邑南線の整備促進
- ・インターチェンジ予定地（仁摩）における計画的な土地利用による周辺の住環境の維持

<公園・緑地整備の方針>

- ・地域を代表する仁摩健康公園については、公園内の緑化を維持するとともに、遊具の改修等を計画的に行う。
- ・琴ヶ浜海水浴場は、周辺の自然環境の保全に努める。

具体施策

- ・仁摩健康公園における緑化の維持と遊具等の改修
- ・琴ヶ浜海水浴場の自然環境の保全

<景観形成の方針>

- ・鞆ヶ浦の銀の積出港やその周辺地域においては、世界遺産エリアとして景観保全を図るとともに、集落と共生した景観形成を図る。
- ・馬路地区の黒瓦の町並みは、地域の特徴的な景観資源として、街並み景観の保全を図る。
- ・国道9号や主要地方道仁摩邑南線は石見銀山へのアクセス道路でもあることから、景観を阻害する大規模建築物については、景観計画において規制する。

具体施策

- ・鞆ヶ浦の銀の積出港やその周辺地域における景観保全
- ・馬路地区の黒瓦の街並み景観の形成
- ・景観計画による大規模建築物の制限

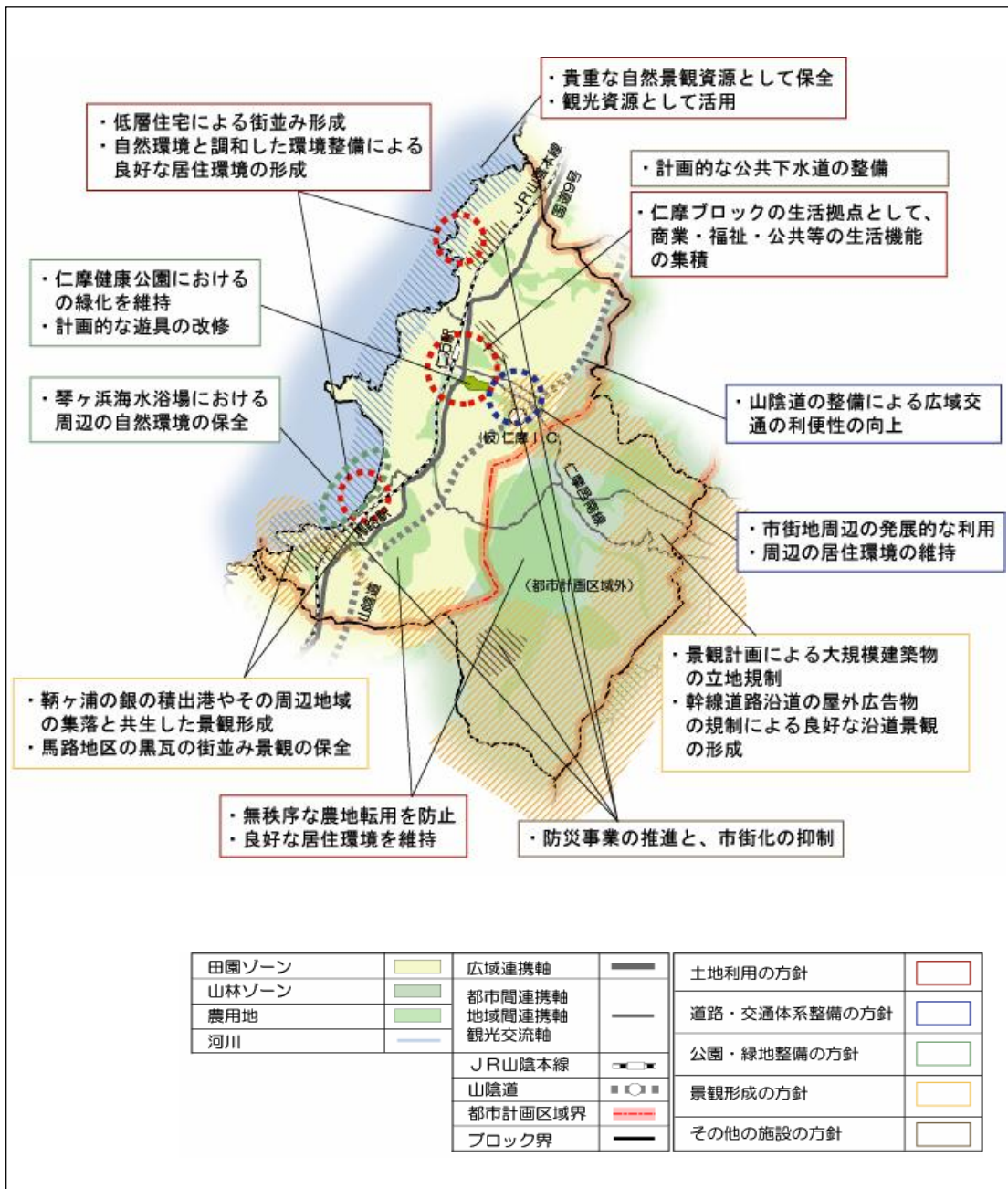
<その他の施設の方針>

- ・市街地周辺の地すべり指定区域や馬路地区周辺の急傾斜地崩壊危険区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・地域内において、計画的な公共下水道の整備を行う。
- ・生活拠点として安全で安心して生活できるよう、市街地に集積する公共施設や公園等のバリアフリー化に努める。

具体施策

- ・地すべり指定区域や急傾斜地崩壊危険区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・計画的な公共下水道、生活排水処理施設の整備
- ・公共施設や公園等のバリアフリー化の促進

(7) 地域別構想図 (仁摩ブロック)



7. 温泉津ブロック

(1) 温泉津ブロックの特性

- 本市の西端に位置し、西側は江津市と南側は川本町に隣接している。
- 温泉津地区は、重要伝統的建造物群保存地区に指定されており、地区内にある温泉街には、2つの温泉浴場がある。
- 温泉街や漁村では、歴史的な町並みを形成しているとともに、住宅の密集がみられる。
- 櫛島の自然景観や「やきものの里」の登り窯などの地域特有の資源が豊富である。
- 地域内の人口減少が著しい。

■温泉津ブロックの位置



■温泉津ブロックの人口・世帯動向

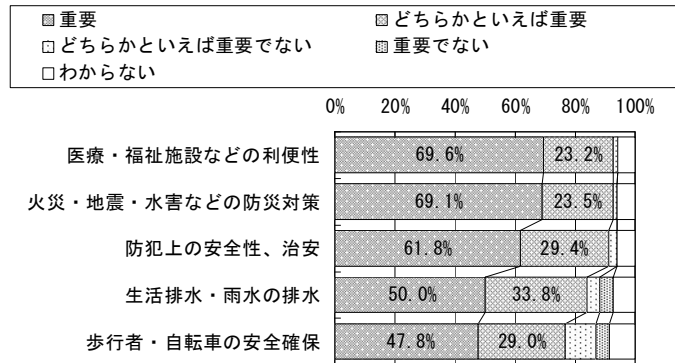
	平成12年	平成17年	増減数	増減率
人口(人)	4,053	3,680	-373	-9.2%
男	1,832	1,685	-147	-8.0%
女	2,221	1,995	-226	-10.2%
世帯数(世帯)	1,618	1,532	-86	-5.3%



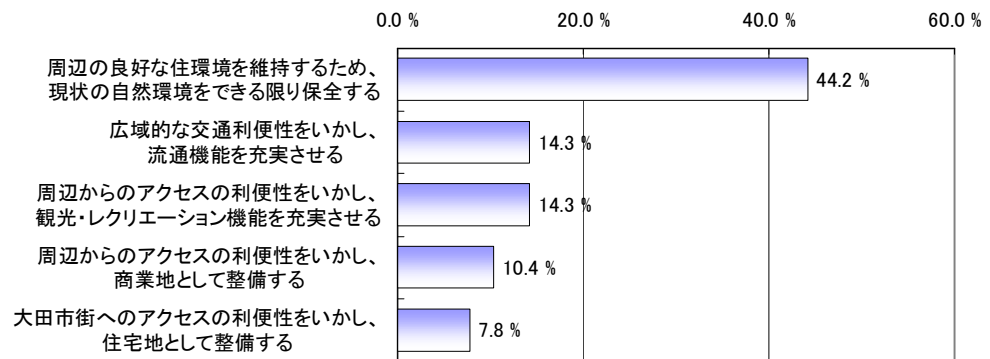
(2) 地域住民の意向

- 温泉津ブロックの住民意向として、利便性や防災対策に次いで、生活排水や歩道などの基盤整備に関する今後の重要度が高い。
- インターチェンジ予定地の周辺については、良好な住環境の維持が求められている。
- 景観については、歴史的な景観保全に次いで、田園景観の保全・活用や案内板等のデザインによる景観形成が求められている。

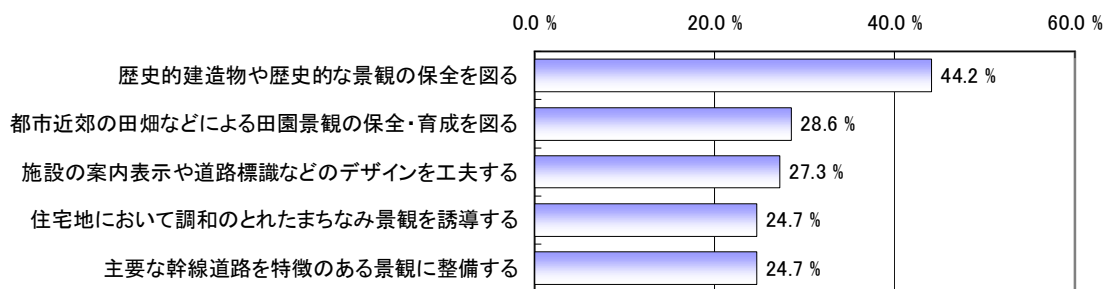
図一今後の重要度（温泉津ブロック：上位5項目）



図一インターチェンジ周辺の土地利用について（温泉津ブロック：上位5項目）



図一都市景観やまちなみ整備について（温泉津ブロック：上位5項目）



■意見交換会における住民意向

- ・ 休日の混雑対策として遊休地を駐車場として有効活用
- ・ 建物高さなどの規制に対して、建物の修繕や改築に対する特例の検討
- ・ 町並みを保存しつつ、水路や道路の整備などの総合的な整備
- ・ まちなみ景観を形成するための人口定住対策 など

(3) 温泉津ブロックの地域づくりの課題

温泉街や港町を活かした歴史的町並みの形成が必要

温泉津重要伝統的建造物群保存地区や国史跡である沖泊の港湾とその集落は、世界遺産のコアゾーンであり、重要な景観資源でもあることから、地域と一体となった町並み景観の形成が求められます。

インターチェンジ予定地周辺の計画的なまちづくりが必要

山陰道の整備に伴うインターチェンジ予定地（湯里・温泉津・福光）は、都市計画区域外になっていることから、今後の需要を勘案した計画的なまちづくりが求められます。

生活拠点としての機能集積と環境整備が必要

温泉津駅周辺地域は、これまで旧温泉津町の生活拠点として商業・公共等の生活機能が集積していることから、今後も生活拠点として維持するための環境整備が求められます。

観光拠点としての環境整備と交通機能の強化が必要

世界遺産登録に伴う観光拠点、交通結節点として、観光客の増加に対応した駐車場等の環境整備と大森地区との観光ネットワークの構築が求められます。

福光海岸や櫛島公園の海岸部の自然環境の保全が必要

福光海岸や櫛島公園などの自然資源は、地域の特徴的な自然景観として、保全と活用が求められます。

(4) まちづくり委員会による温泉津ブロックまちづくり計画

～温泉津ブロックまちづくり計画案より～

■まちづくりの将来像＝「豊かな自然と文化が輝き、みんなが安心して暮らせるまち」

■まちづくりのテーマ

○ブロック住民力結集による地域連携強化

- ・地域と行政を繋ぐ窓口の設置
- ・情報を共有し合うブロック連合組織の樹立
- ・防災、防犯ネットワークの構築

○活力ある私たちの地域づくりに向けて

- ・集落機能の再生を図る地域応援団の設立
- ・Uターンを地域で奨励、推進するシステム構築
- ・世界遺産の綺麗なまちづくりを推進実践
- ・各種資源の活用による地域ブランドの創出

(5) 温泉津ブロックの地域づくりのテーマ

◆自然と文化が輝き、安心して暮らせる地域づくり

<地域づくりの基本方針>

- 温泉津地区を中心に歴史的な町並み景観を形成し、周辺との調和を図る
- 広域交通機能の整備に併せ、交通結節点の計画的な土地利用を図る
- 観光拠点に対応した環境整備と生活拠点としての快適な居住環境を形成する

(6) 温泉津ブロックの整備方針

<土地利用の方針>

- ・温泉津駅周辺の市街地では、温泉津ブロックの生活拠点となるよう、生活機能の集積を維持するとともに、温泉街などの歴史的な町並みの保全を図る。
- ・山陰道の整備に伴うインターチェンジ予定地（湯里・温泉津・福光）において、周辺の居住環境が維持できるよう、都市計画区域外も含めた土地利用の検討を行う。
- ・山間部の都市計画区域外のまとまった農地は、無秩序な農地転用を防止し、田園環境を保全する。
- ・日本海沿岸の自然環境は、地域における貴重な自然景観資源として保全する。

具体施策

- ・温泉津駅周辺における生活機能の集積と歴史的町並みの保全
- ・インターチェンジ予定地（湯里・温泉津・福光）周辺の適切な土地利用の誘導
- ・都市計画区域外の農地における無秩序な農地転用の防止
- ・日本海沿岸の自然環境の保全

<道路・交通体系整備の方針>

- ・山陰道の整備による広域交通の利便性の向上を図る。
- ・湯里・温泉津・福光のインターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、周辺の良好な居住環境を維持する。
- ・国道9号において、湯里地区の不良線形区間の改良整備を促進する。
- ・国道9号において、温泉津川本線への右折レーンを確保する。

具体施策

- ・仁摩温泉津道路の早期完成
- ・山陰道温泉津・江津間の早期事業化
- ・インターチェンジ予定地（湯里・温泉津・福光）における周辺の住環境の維持
- ・国道9号の温泉津町湯里地区の不良線形区間の改良整備促進
- ・国道9号の温泉津町福光地内での県道温泉津川本線への右折レーンの確保

<公園・緑地整備の方針>

- ・ 檜島公園や温泉津公園は、地域内の貴重な都市公園として、周辺の自然環境との調和を図りながら、適正な管理を行う。
- ・ 福光・檜島海水浴場は、地域内の貴重なレクリエーションの場として、自然環境の保全・活用に努める。

具体施策

- ・ 檜島公園や温泉津公園の自然環境との調和と適正な管理
- ・ 福光・檜島海水浴場における自然環境の保全

<景観形成の方針>

- ・ 温泉津重要伝統的建造物群保存地区や国史跡沖泊の港湾とその集落は、世界遺産コアゾーンとして景観保全を図るとともに、その周辺についても、歴史や自然と調和した景観形成を図る。
- ・ 湯里・温泉津・福光のインターチェンジが予定されている地域周辺は、広域からの観光客の玄関口になることが予想されることから、景観を阻害する大規模建築物については、景観計画において規制する。
- ・ 日本海沿岸や山間部の自然は、地域特有の自然景観として保全する。

具体施策

- ・ 重要伝統的建造物群保存地区（温泉津地区）における歴史景観の保全
- ・ 沖泊の銀の積出港やその周辺地域における景観保全
- ・ 景観計画による大規模建築物の立地制限
- ・ 日本海沿岸や山間部の自然景観の保全

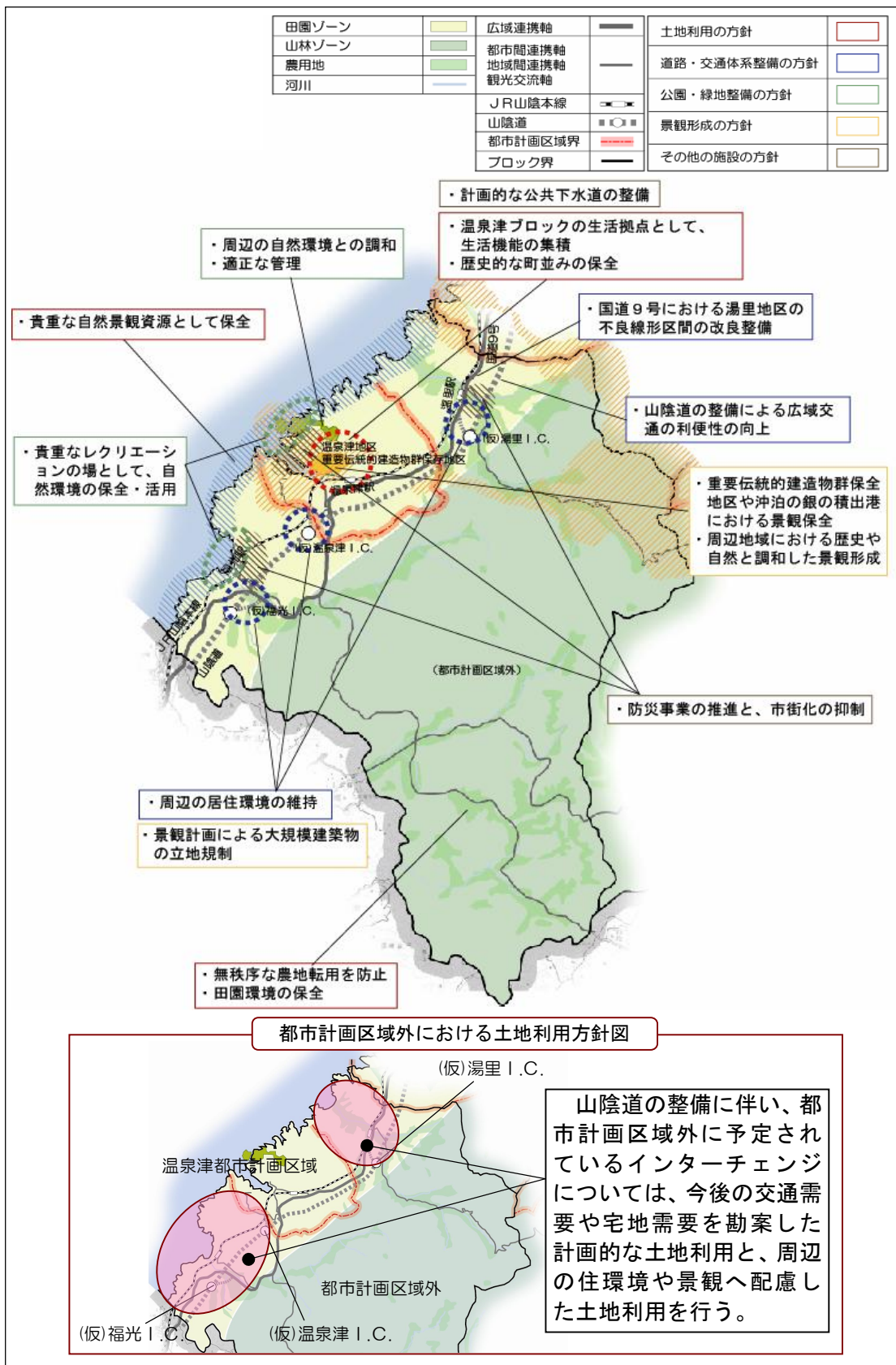
<その他の施設の方針>

- ・ 温泉津や湯里、福光の集落地区周辺の急傾斜地崩壊危険区域については、防災事業の推進に努め、市街化の抑制を図る。
- ・ 温泉津地区や福光地区において、計画的な公共下水道の整備を行うとともに、湯里や福浦の集落については、農業集落排水施設等の施設整備を促進する。
- ・ 生活拠点として安全で安心して生活できるよう、市街地に集積する公共施設や公園等のバリアフリー化に努める。
- ・ 浸水災害を防止するため、雨水渠の整備を検討する。

具体施策

- ・ 地すべり指定区域や急傾斜地崩壊危険区域における防災事業の推進と市街化の抑制
- ・ 計画的な公共下水道、農業集落排水施設、生活排水処理施設の整備
- ・ 公共施設や公園等のバリアフリー化の促進
- ・ 温泉津市街地における雨水渠の整備

(7) 地域別構想図 (温泉津ブロック)



第 3 章 都市整備プログラム

第1節 重点的に取り組むべき事項

1. 都市計画区域の拡大・再編

山陰道の整備に伴い、温泉津ブロックでは、都市計画区域外でのインターチェンジ((仮)湯里 I.C.、(仮)温泉津 I.C.、(仮)福光 I.C.) の整備が予定されています。今後の交通需要や宅地需要を勘案した計画的な土地利用と、周辺の住環境や景観へ配慮した土地利用を行います。

(1) 現行の都市計画区域の課題

本市においては、現在、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域の3つの都市計画区域を有している。都市計画区域の拡大に併せて、1つの都市計画区域に再編し、新しい大田市としての一体的な土地利用を図ることが求められる。

(2) 都市計画区域の拡大・再編の方針

■都市計画区域の指定・再編の効果

新しい大田市の一体的な土地利用の実現

大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域を統合し、一体的な土地利用が可能となります。

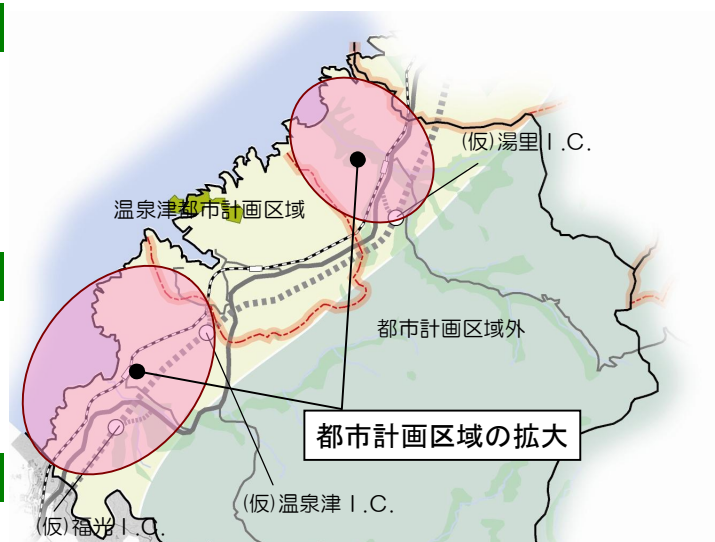
乱開発の防止による適切な土地利用の誘導

開発許可制度が導入され、大規模な開発行為は許可が必要となります。

地域の実情に応じたまちづくりの実現

都市施設、市街地開発事業、各種都市計画制度（地区計画、特定用途制限地域等）の指定など、地域の実情に応じた事業・制度が活用できます。

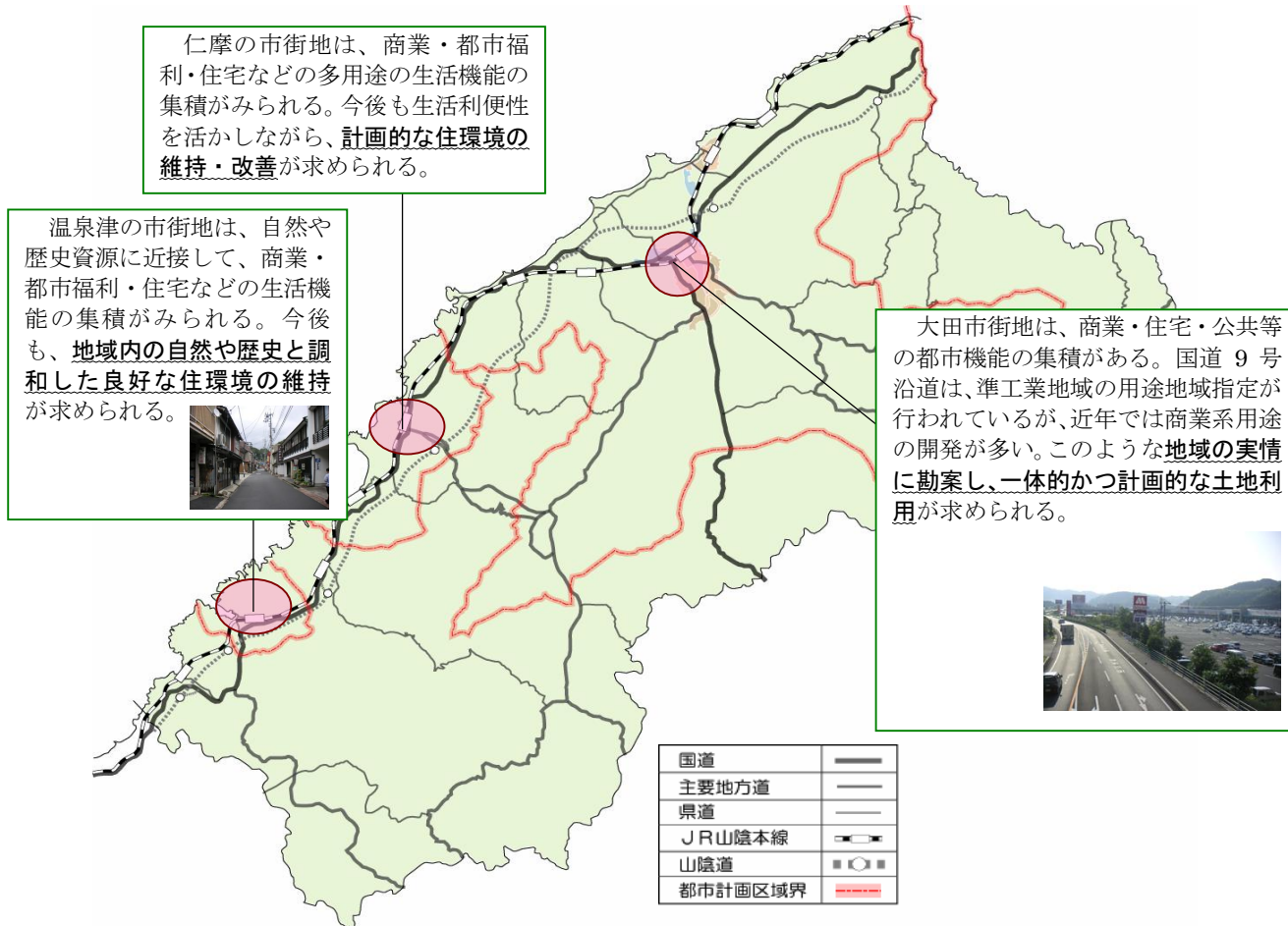
図一 都市計画区域の指定方針図



2. 用途地域等の土地利用の見直し

合併後の大田市としての一体的な都市計画を推進するためには、地域の実情に即した土地利用の見直しが必要です。見直しにあたっては、地域住民との十分な協議を行いながら、用途地域等の指定を検討します。

(1) 土地利用の課題

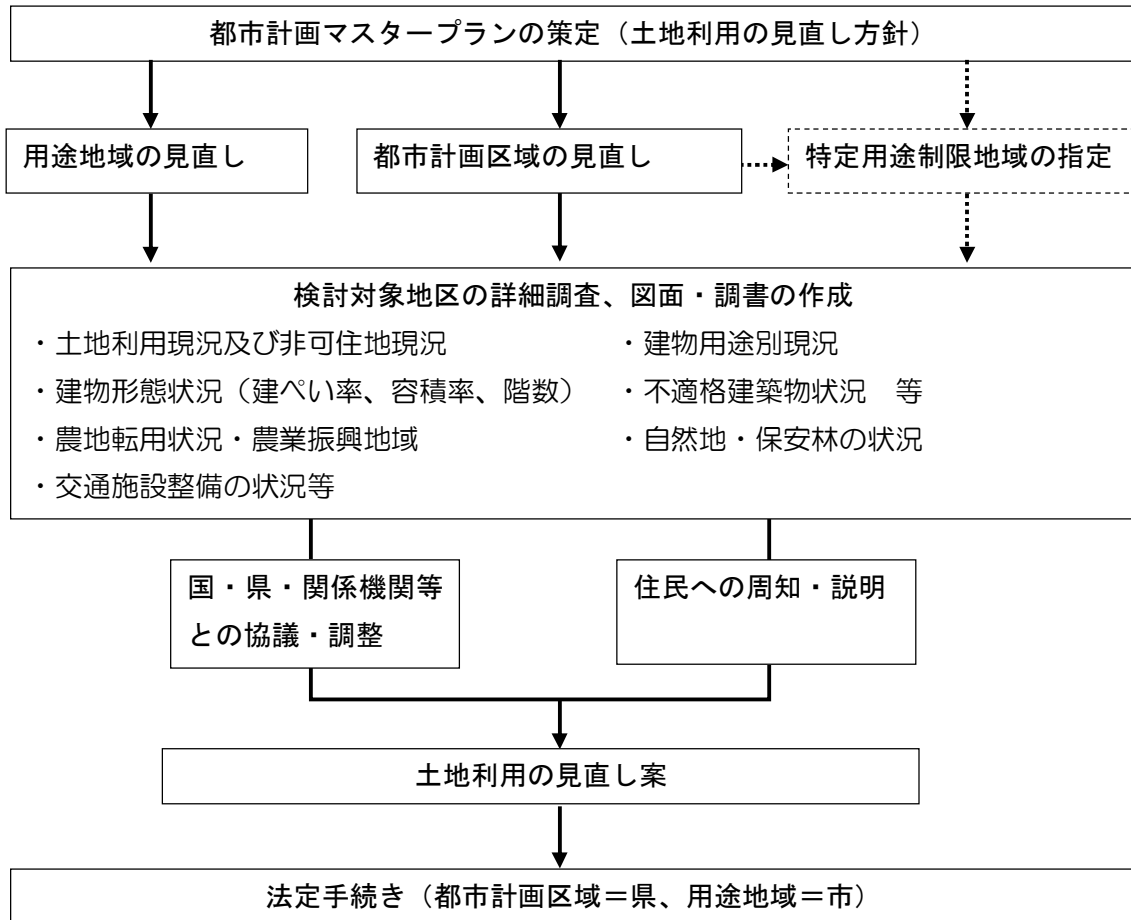


(2) 土地利用の見直し方針

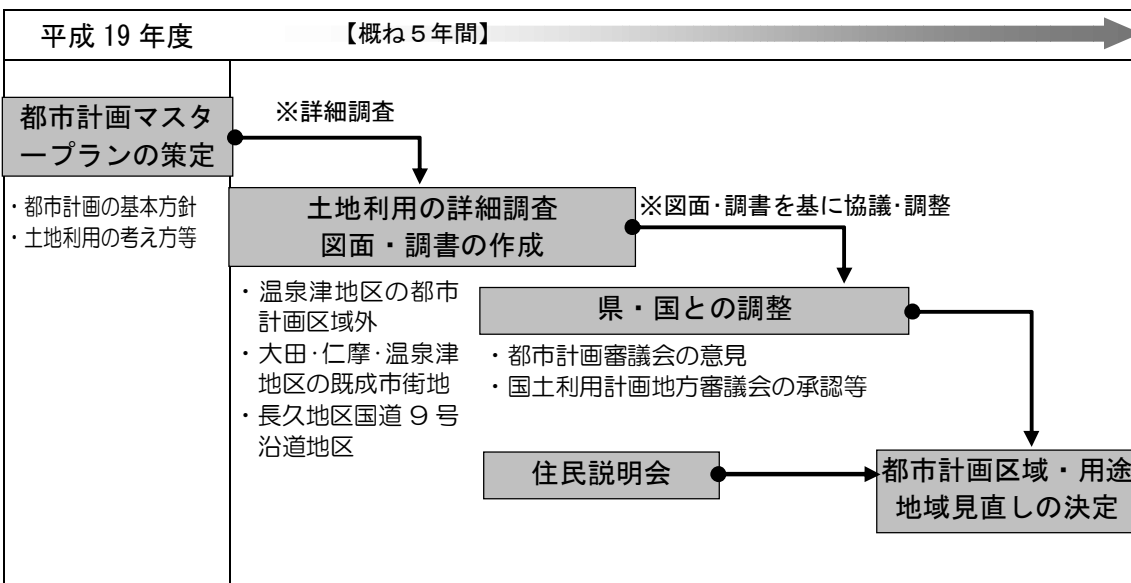
一体的な土地利用調査を行い、地域の課題や現状の土地利用動向、建築動向を十分に把握しながら、計画的な土地利用の検討を進めます。

特に、大田市街地及び国道9号沿道については、地域の実情を勘案しつつ、市街地としての発展に向けた一体的な用途地域の見直しを行います。また、仁摩市街地や温泉津市街地においては、関連法・条例による規制・誘導を図りながら、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域の指定を検討します。

■土地利用の見直しフロー



■推進スケジュール



3. 景観計画の推進

大田市を誇る石見銀山遺跡や国立公園三瓶山などの貴重な歴史・自然景観資源と調和した景観まちづくりを推進します。景観法に位置付けられた景観行政団体として、大田市景観計画に基づいた景観条例を制定し、実効性のある景観づくりに取り組んでいきます。

(1) 景観形成の課題

本市には、石見銀山遺跡や国立公園三瓶山をはじめ、多くの歴史・自然景観資源があり、全市的な景観意識が高まりつつある。今後は、世界遺産のまち大田市として、全市的な景観まちづくりに取り組み、市街地や住宅地、沿道景観にも配慮した一体的な景観形成が求められる。



(2) 大田市景観計画の概要

【目標】

石見銀山遺跡は、今も尚、産業活動の全体像が残っており、本市を語る上で外せない歴史・文化的財産です。世界遺産登録に伴い、世界に誇れる質の高い資産価値を、後世まで引き継いでいくことを目指します。

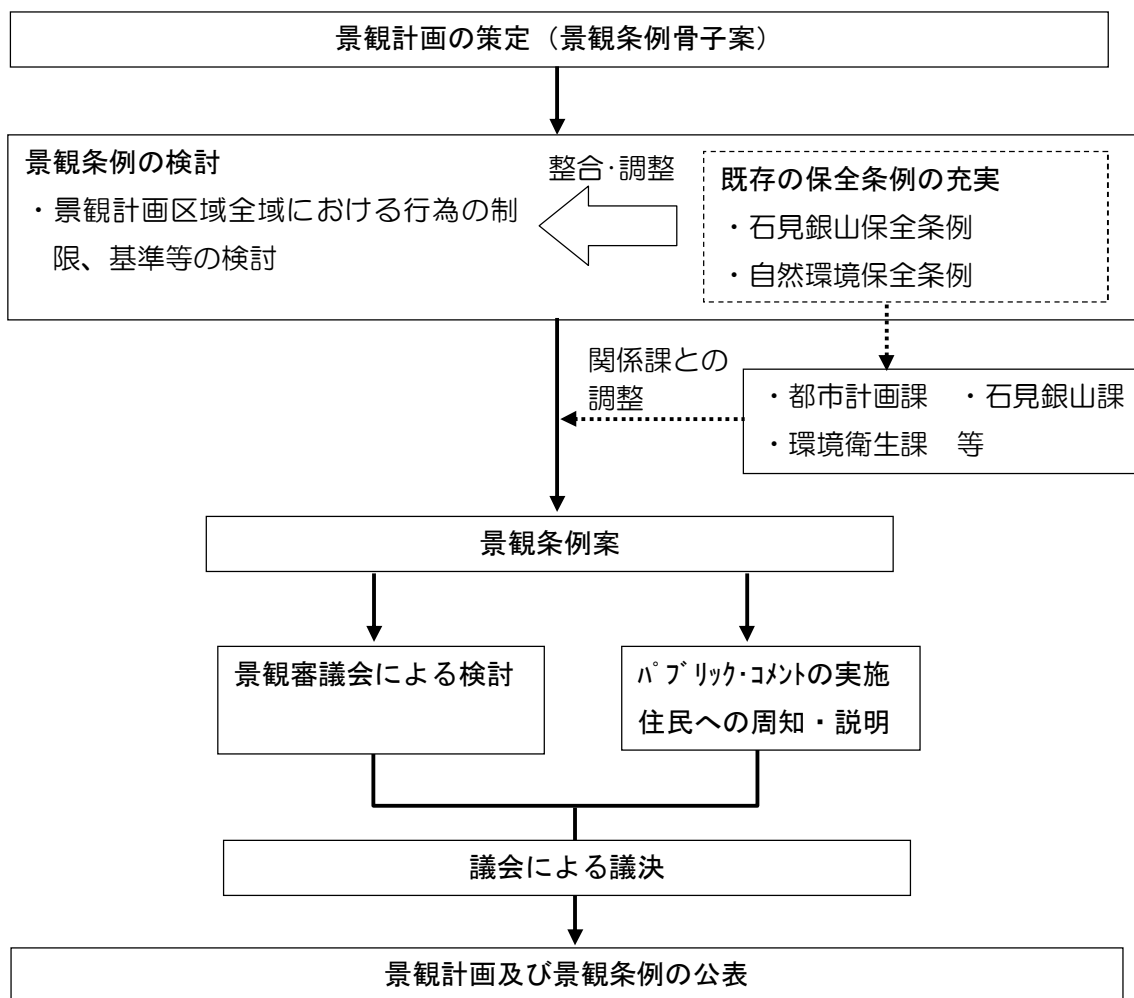
また、国立公園三瓶山や日本海と一体となった景勝地等の自然景観、指定文化財や左官職人による饅絵などの地域独自の歴史・文化資源、農業・漁業・窯業などの産業活動による産業景観が大田市の素晴らしい景観を形作っています。これらのかげがえのない大田市独自の景観を地域のブランドとして、後世まで保全・再生・創造し、引き継いでいきます。



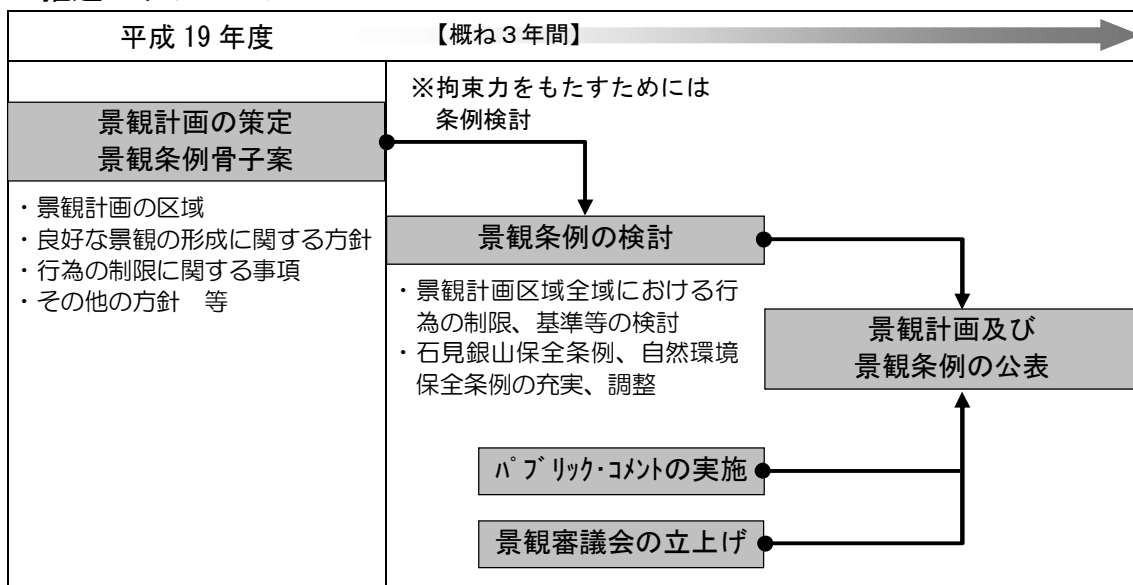
【基本的な考え方】

- 象徴 (symbol) : 世界に誇る石見銀山の保全・活用
- 誇り (status) : 大田市が誇れるイメージづくり
- 愛着 (strong attachment) : まちに対する誇りと愛着の育成
- 推進体制 (system) : 市民・事業者・行政の協働体制

■ 景観計画の推進フロー



■ 推進スケジュール



第2節 都市整備の実現方策

1. 推進プログラム

(1) 短期：都市づくりの目標の共有化

本計画の都市づくりの目標「連携と交流によるだれもが住みよい都市づくり」や地域づくりの目標の趣旨を、関係機関や関係部門、市民と共有し、大田市における一体的な都市づくりを促進します。

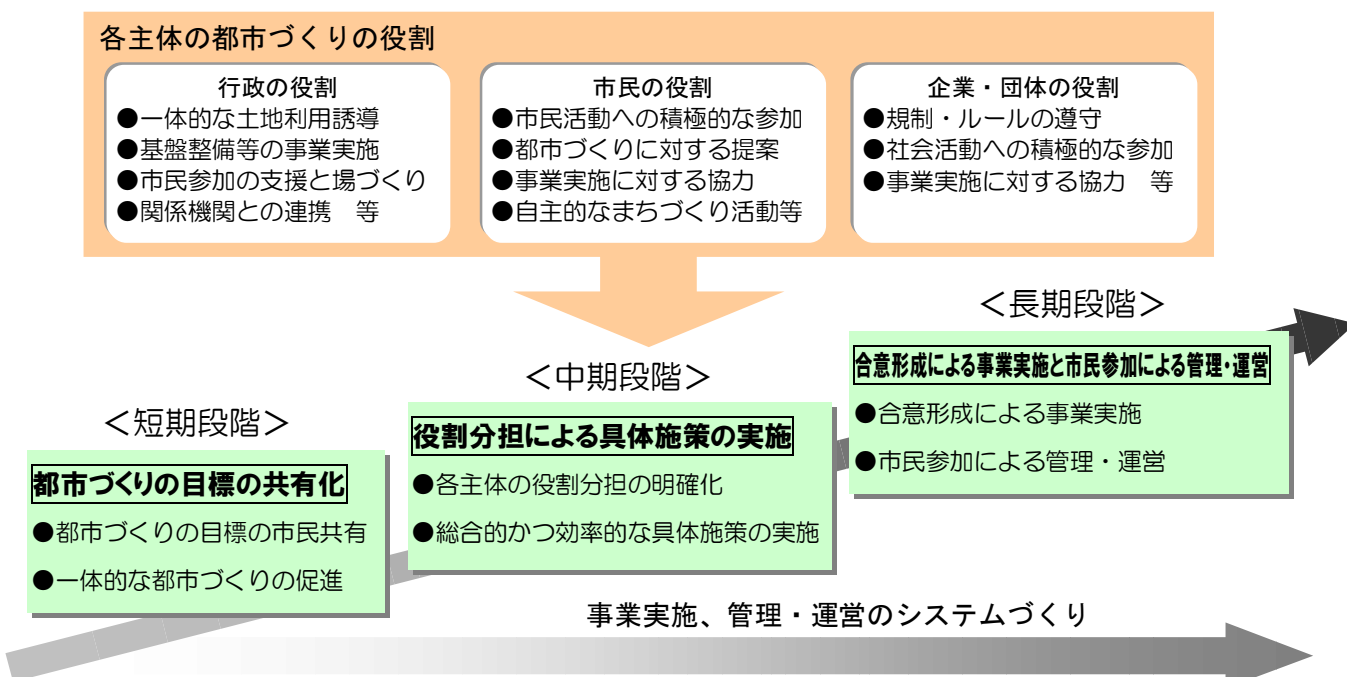
(2) 中期：役割分担による具体施策の実施

都市づくりを実現してゆくためには、行政だけではなく、市民・企業などの様々な主体が、お互いの役割と責任を認識し、実施していくことが求められます。各主体の役割を明確にし、それぞれの都市づくりの取組みを支援・連携しながら、総合的かつ効率的に具体施策を実施していきます。

(3) 長期：合意形成による事業実施と市民参加による管理・運営

これからの都市づくりを進める過程において、事業の実施だけでなく、計画・事業の管理・運営を行うことが重要であり、行政と市民の協働による計画・事業の具体化と各主体が参加できるシステムづくりが求められます。特に、個々の事業実施にあたっては、地域の合意形成を重視し、計画的かつ円滑に事業を実施していきます。

■ 推進プログラム



2. 推進体制

(1) 島根県・周辺市町との連携

本計画は、大田市全域を対象としていますが、各種都市計画事業や土地利用方策を展開するにあたっては広域的な連携が必要であることから、周辺市町との計画や事業との連携を図ります。また、島根県都市計画区域マスタープランとの整合や島根県の各種事業・制度との調整を図りながら、各種事業を推進します。

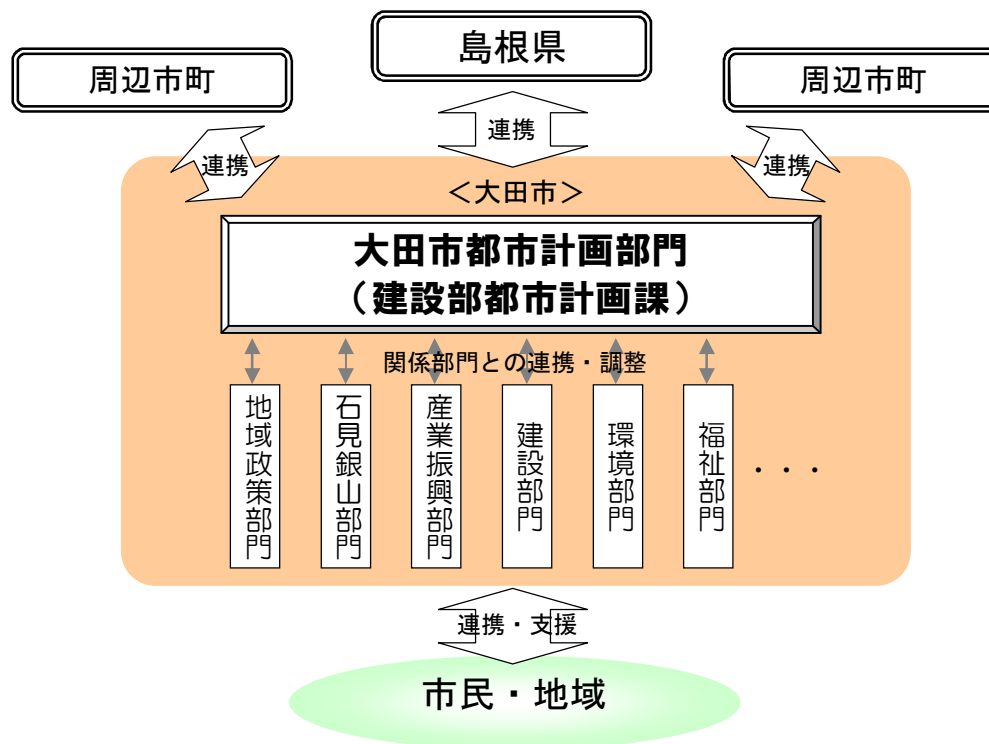
(2) 庁内関係部門との連携・調整

庁内においては、都市計画のみならず、関係部門の連携体制を一層強化し、効率的な事業推進に努めます。都市づくりの目標の実現に向けて、総合的な都市づくりを進めます。

(3) まちづくり活動の支援や地域との連携

本計画を推進していくためには、市民との協働体制の確立が必要であり、各ブロックのまちづくり委員会や各種まちづくり活動との連携・支援を図り、市民参加型のまちづくり事業を推進します。特に地域別構想に位置付けられた各種事業の実施にあたっては、地域との連携を図りながら、住民との合意形成のもと円滑な事業実施に努めます。

■ 推進体制図



3. 計画・事業の見直し

本計画は概ね20年後を目標期間とし、長期を見据えた都市づくりを実現していくための計画です。そのため、本計画の上位計画である総合計画の見直しや、本市を取り巻く社会経済状況等の変化、それに伴う市民ニーズの変化を柔軟かつ的確に対応し、実現性の高い計画として見直しを行います。

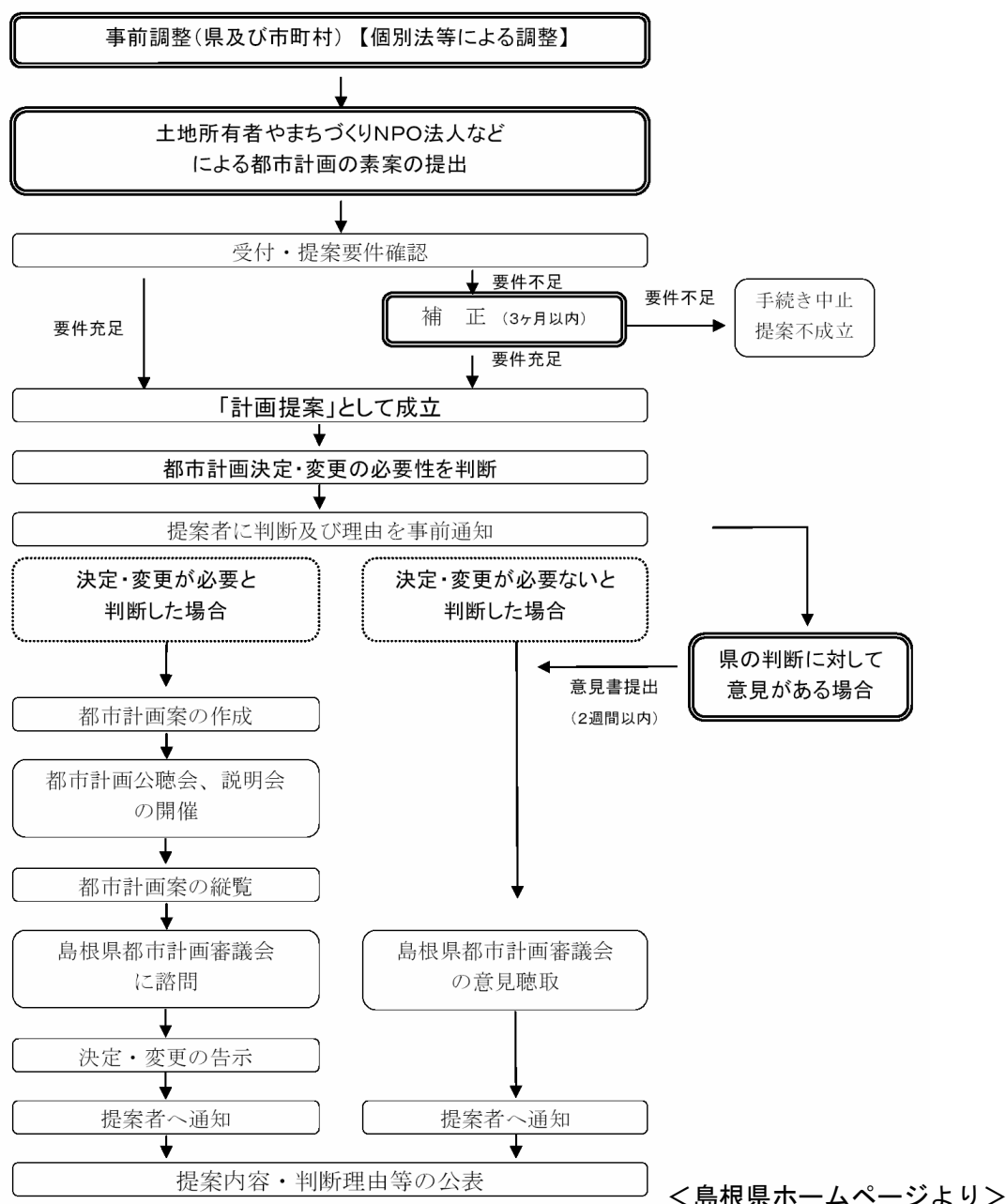
本計画で位置付けている各種事業についても、地域ニーズの変化や財政状況を勘案しながら、都市や地域の実情に即した事業実施を促進します。

4. きめ細かい地域づくりのための法・制度の活用

(1) 島根県都市計画提案制度

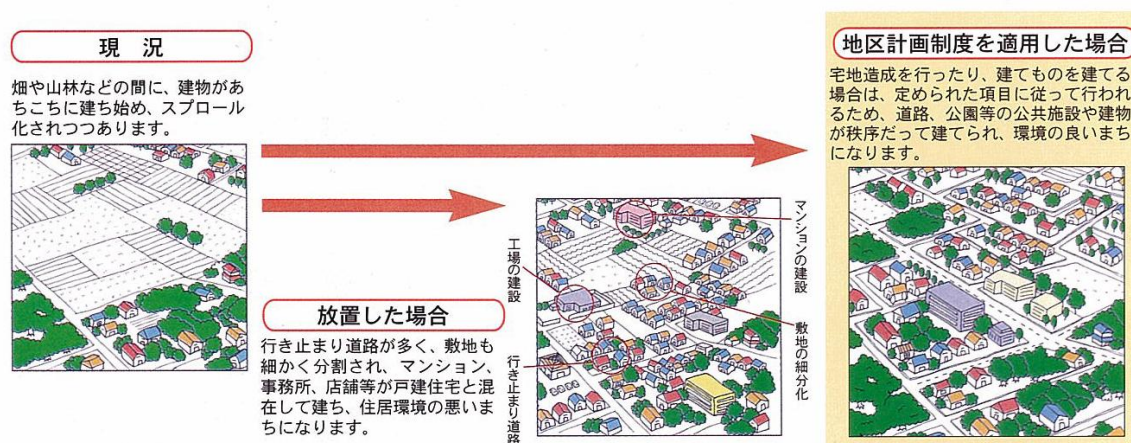
都市計画提案制度は、平成14年における都市計画法の改正で創設され、住民等の自主的なまちづくりの推進を図るため、新たに土地所有者、まちづくりNPO及び一定の開発事業者等が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度です。県が定める都市計画のうち「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「都市再開発の方針等」を除いた全ての都市計画において提案することができます。

■ 提案制度の流れ



(2) 地区計画制度

地区計画は都市計画区域内のまとまりのある地区を対象として、都市における良好な市街地環境形成、保全を図るため、都市計画により、建築物の用途、形態などに関する制限や道路、公園等の配置について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることによって、建築又は開発行為を規制・誘導することができる身近なまちづくりの計画です。地区計画の目標、その地区の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画を定めるものです。



<島根の都市計画2007より>

(3) 建築協定・緑地協定・景観形成住民協定

①建築協定（建築基準法第69条）

建築協定は、建築における最低基準を全国一律的に定める建築基準法では満たすことができない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街として利便を高度に維持増進することなどを目的とし、住宅地などの良好な環境を形成するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における建築物に関する基準を協定する制度です。

<協定の内容>

- 建築協定の目的となる土地の区域
- 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準
- 建築協定の有効期間
- 建築協定に違反した場合の措置

②緑地協定（都市緑地法第 45 条、第 54 条）

緑地協定は、都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地について、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度です。

<協定の内容>

- 緑地協定の目的となる土地の区域
- 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
 - ・保全又は植栽する樹木等の種類
 - ・保全又は植栽する樹木等の場所
 - ・保全又は設置するかき又はさくの構造
 - ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- 緑地協定の有効期間（5 年以上、30 年未満）
- 緑地協定に違反した場合の措置

③景観形成住民協定（ふるさと島根の景観づくり条例）

景観形成住民協定は、島根県における「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、自治会や商店街などで建物の色や形、敷地の緑化などに取り決めをする制度です。協定内容に基づいて活動する経費について助成する制度があります。島根県内においては、平成 19 年 4 月 1 日現在で、61 地区で協定が締結されています。

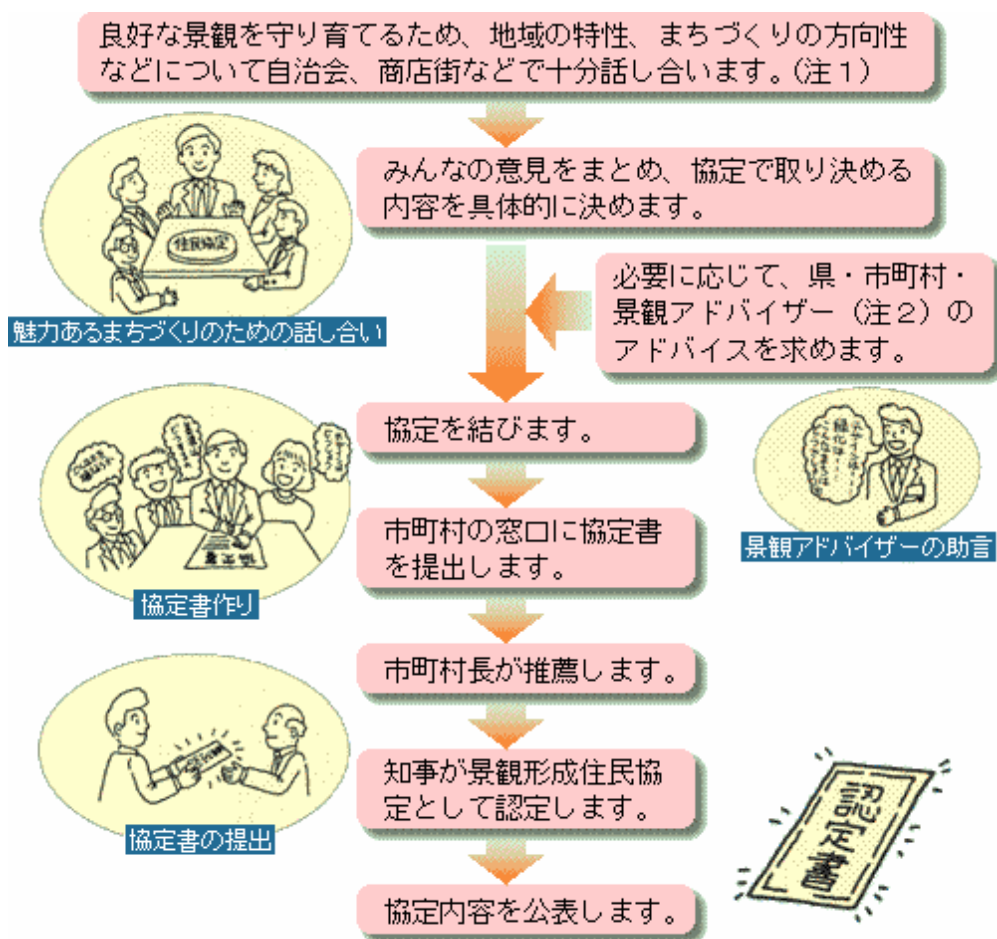
<協定の内容>

- 自治会や商店街などのまとまった区域を対象としていること。
- 建築物等の位置、規模、形態、意匠、色彩、素材や敷地の緑化について定められていること。
- 協定の有効期間が5年以上であること。
- 協定の区域内の土地の所有者と借地権者の原則として全員の合意によるものであること。

- ・事例：川津シンフォニータウン
「四季ヶ丘」
(松江市上東川津町)



■ 景観形成住民協定の認定の流れ



注1 協定を締結するための話し合いや先進地調査などの経費を助成する制度があります。

また、協定に基づいて生け垣を作る経費やポケットパークを整備する経費に対して助成する制度もあります。

注2 建築、緑化などの専門の方々を助言者として県が派遣する制度(景観アドバイザー制度)があります。(無料)

< 島根県ホームページより >

參考資料

1. 大田市都市計画マスタープラン及び景観計画策定経緯

平成 18 年度		平成 19 年度	
平成 18 年 10 月	市民アンケート調査の実施	平成 19 年 7 月・8 月	市民意見交換会（市内 7 地域）の開催
平成 19 年 1 月	第 1 回策定委員会 第 1 回幹事会	10 月 12 月	第 2 回幹事会 第 3 回幹事会
3 月	第 2 回策定委員会 中間報告書のとりまとめ	平成 20 年 2 月 3 月	第 3 回策定委員会 都市計画審議会

2. 大田市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会

会名	日時	議事
第 1 回 策定委員会	平成 19 年 1 月 12 日（金）	1) 都市計画マスタープランに係る特性と課題 2) 景観計画に係る特性と課題
第 2 回 策定委員会	平成 19 年 3 月 16 日（金）	1) 都市計画マスタープランの基本目標、都市整備の方針 2) 景観計画の基本方針
第 3 回 策定委員会	平成 20 年 2 月 15 日（金）	1) 都市計画マスタープラン（素案）について ①地域別構想について ②都市整備プログラムについて 2) 景観計画（素案）について ①景観形成の方針について ②景観計画区域、景観条例について



3. 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	<p>NPO（エヌ・ピー・オー）</p> <p>オープンスペース</p>	<p>民間非営利団体（Non-Profit-Organization）。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。なお、登録により政府から法人格を認められた民間非営利団体を「NPO 法人」という。</p> <p>公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。</p>
か行	<p>街区公園</p> <p>開発行為</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>協働</p> <p>景観協定</p> <p>景観計画</p> <p>景観地区</p>	<p>都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1ヶ所あたり面積 0.25ha を標準としている。</p> <p>主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。</p> <p>斜面の崩壊により相当数の住居者・その他の施設に危害が生じる恐れのある急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）。</p> <p>複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。</p> <p>景観区域内の一団の所有者や借地権者の全員の合意で結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。</p> <p>景観法の制定〔2004年(平成16年)6月公布〕に基づき、景観行政団体(政令指定都市や中核都市、都道府県など)が、良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。</p> <p>市街地の良好な景観の形成を図るために定めるもので、建築物の形態意匠の制限を定めるとともに、必要に応じて建築物の高さ、壁面の位置等の制限を定めることができる。</p>

見出し	語句	解説
	<p>建築協定</p> <p>公共下水道</p> <p>国勢調査</p> <p>コーホート変化率法</p>	<p>市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。</p> <p>主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。</p> <p>総務省統計局が行う全国一勢の国勢に関する調査。10年ごとに行われ、その中間の5年目には簡易な方法による調査が実施されている。</p> <p>国勢調査は、社会福祉、雇用、環境整備、交通など各種行政上の諸施設の企画・立案のための基礎資料を得ることを主たる目的として国内のすべての居住者について行われるものである。</p> <p>同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。</p>
さ行	<p>重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>地すべり指定区域</p> <p>生活排水処理施設</p>	<p>伝統的建造物群が周辺の環境と一体をなしている歴史的風致を維持するため、伝統的建造物群を主として外観上認められているその位置、形態、意匠などの特性について、その周囲の環境と併せて保存することを目的として決定するもの。</p> <p>地すべりしている区域、その恐れが極めて大きい区域及びこれらに隣接する区域のうち、地すべりを誘発、助長する区域（地すべり等防止法第3条）。</p> <p>家庭から出る排水（生活排水）をきれいに浄化するための施設として、下水道や浄化槽などの施設。</p>
た行	<p>第1次産業就業者</p> <p>第2次産業就業者</p> <p>第3次産業就業者</p>	<p>農業、林業、漁業に従事する者。</p> <p>鉱業、建設業、製造業に従事する者。</p> <p>電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務（他に分類されないもの）などに従事する者。</p>

見出し	語句	解説
	地区計画制度	都市における良好な市街地環境形成、保全を図るため、都市計画より、建築物の用途、形態などに関する制限や形態などに関する制限や道路、公園等の配置について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、建築又は開発行為を規制・誘導することができる制度（都市計画法第12条の5）。
	デマンド型公共交通システム	交通における需要にフレキシブルに対応し、サービスを提供する新たな公共交通システム。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物などの建築を制限する地域（都市計画法第8条第1項）。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域（都市計画法第5条第1項）。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発、保全することを目途として必要なものを一体的、総合的に定めるものであり、都道府県が一市町村を超えた広域の見地から定めるものである。
	都市計画提案制度	土地所有者、まちづくりNPO及び一定の開発事業者等が、県又は市町村に対し都市計画区域内の一定の面積以上の一体的な区域について、都市計画基準、その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合すること及び土地所有者等の3分の2以上の同意を得ることにより、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度。
	都市公園	①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一つの都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地。当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む（都市公園法第2条）。

見出し	語句	解説
	土地区画整理事業	土地所有者が少しずつ土地を出しあい（減歩）、その土地を集約して、道路・公園などの公共施設を整備するとともに、土地の区画の整形など宅地の整備を一体的に行う事業。
な行	農業振興地域 農業排水処理施設 農地転用 農用地区域	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1・2項）。</p> <p>農村地域における下水を処理するための施設。</p> <p>農地に区画形質の変更を加えて、住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外の用地に転換すること。</p> <p>農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。</p>
は行	バリアフリー 保安林区域	<p>高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。</p> <p>災害防止、産業の保護、公共福祉の増進など、特定の公共目的を達成するために指定され、伐採などに制限が課せられた森林区域。</p>
や行	ユニバーサルデザイン 用途地域	<p>あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方。</p> <p>将来の都市発展に備えて、市街地における建築物をそれぞれの用途ごとに合理的に配置し、都市全体の秩序ある発展を図り、良好な環境を確保しようとする制度のこと。</p>
ら行	ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択及び社会の関わり方まで含む、広い意味での生き方。

見出し	語句	解説
	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（都市緑地法第 45 条、第 54 条）。
わ行	ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

大田市都市計画マスタープラン
— 平成 20 年（2008 年）3 月 —

大田市 建設部 都市計画課
〒694 - 0064 島根県大田市大田町大田ロ 1111
TEL : 0854 - 82 - 1600 FAX : 0854 - 82 - 9732
